

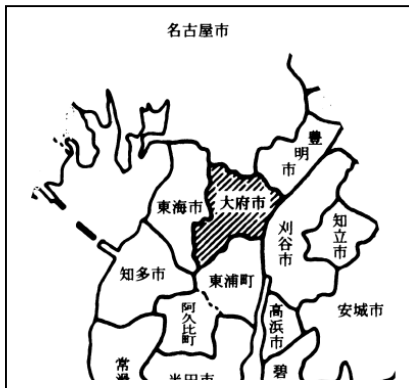
I 大府市の概況

I 大府市の概況

1. 位置

大府市は、名古屋市の南に隣接し尾張と三河の境に位置し、刈谷市、東海市、豊明市、東浦町などの市町に囲まれている。

JR東海道本線とJR武豊線の分岐点にあたり、知多半島への玄関口である。人口も毎年増加傾向にあり、名古屋市近郊の工業都市、住宅都市として発展し現在に至っている。



位置	東経 136度54分 ~ 137度00分
	北緯 34度58分 ~ 35度03分
東西最長	6.5km
南北最長	7.0km
標高	最低 0m ~ 最高 74.32m
面積	33.66km ²

2. 世帯数及び人口の推移

(3月31日現在)

年度	世帯数 (世帯)	人口		対前年度		
		男(人)	女(人)	計(人)	増加人口(人)	増加率(%)
令和3年度	39,893	47,199	45,495	92,694	△187	△0.2
令和4年度	40,323	47,306	45,586	92,892	198	0.2
令和5年度	40,681	47,299	45,683	92,982	90	0.1

資料:住民基本台帳(外国人を含む)

3. 土地の利用状況(ha)

(1月1日現在)

年度	総数	田	畑	宅地	池沼	原野	山林 雑種地	その他
令和3年度	3,366	316.1	565.3	1,081.0	1.0	7.1	379.5	1,016.0
令和4年度	3,366	311.5	552.4	1,086.8	0.8	6.9	391.2	1,016.4
令和5年度	3,366	307.1	544.5	1,096.5	0.8	6.5	393.4	1,017.2

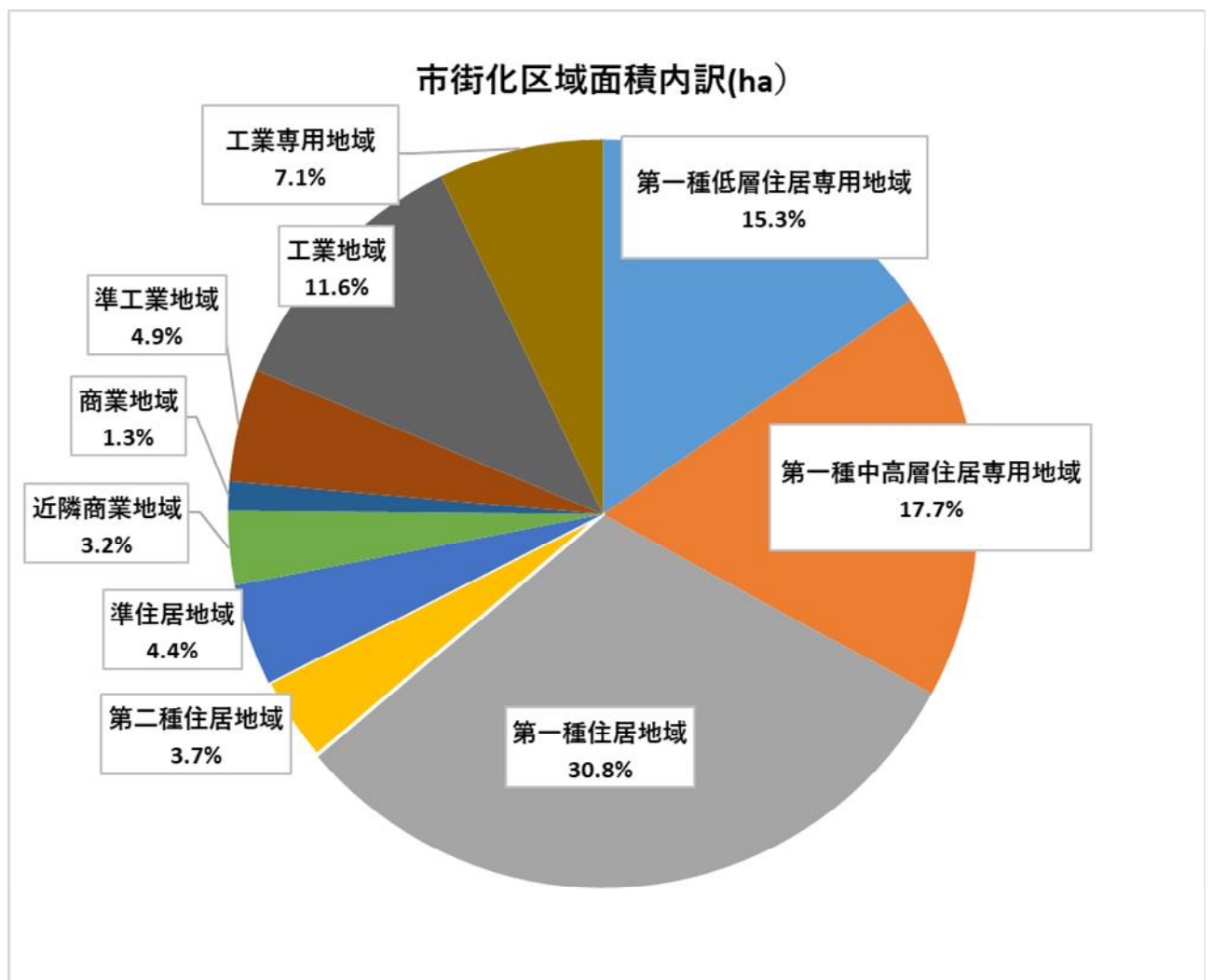
資料:おおぶの統計

4. 都市計画用途地域別面積 (ha)

(4月1日現在)

年度	総数	市街化調整区域	市街化区域	住居第一種専用地域低層	住居第一種専用地域高層	住居第一地域	住居第二地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
令和3年度	3,366	2,013	1,353	221	226	412	50	60	43	17	66	162	96
令和4年度	3,366	2,013	1,353	221	226	417	50	60	43	17	66	157	96
令和5年度	3,366	2,013	1,353	207	239	417	50	60	43	17	66	157	96

資料:おおぶの統計



Ⅱ 苦情の現状

Ⅱ 苦情の現状

1. 苦情件数とその推移

令和5年度に受け付けた苦情は72件であった。

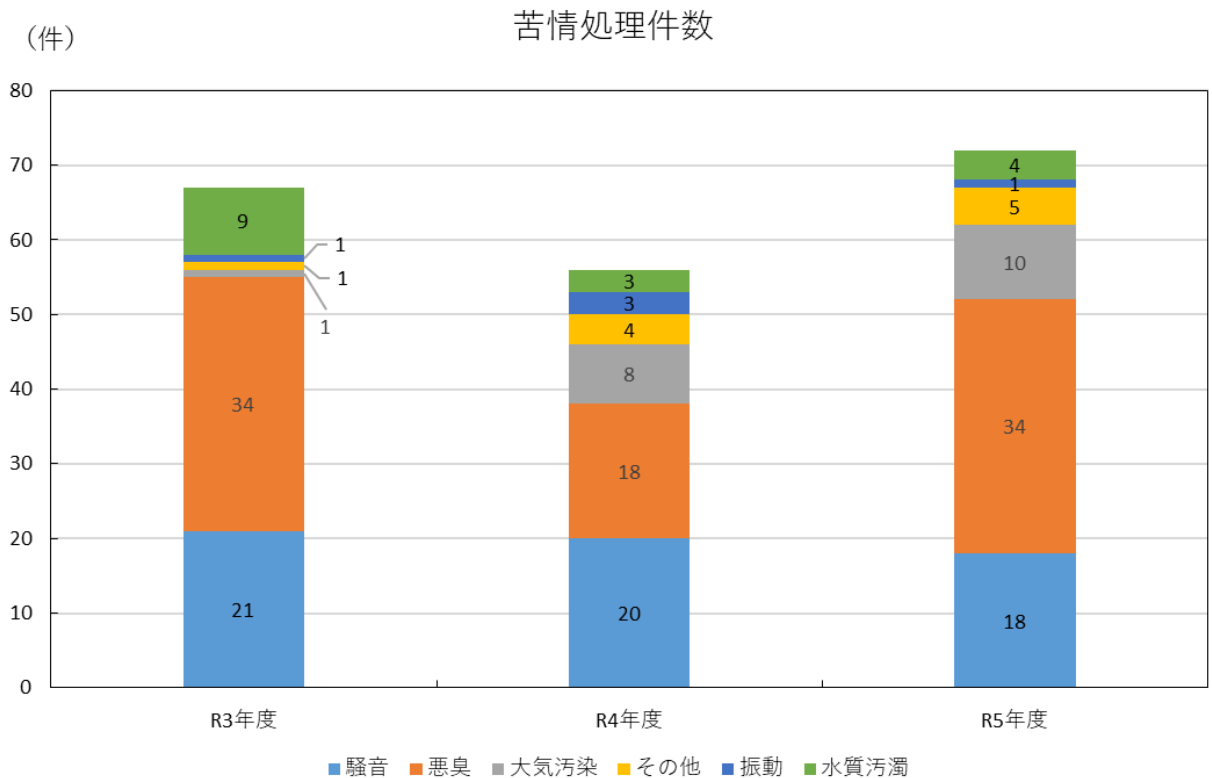
2. 種類別苦情件数

典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)に関する苦情件数を種類別にみると、大気汚染10件(13.9%)、水質汚濁4件(5.6%)、騒音18件(25.0%)、振動1件(1.4%)、悪臭34件(47.2%)、その他5件(6.9%)となっている(土壌汚染、地盤沈下は0件)。

公害ごとの苦情処理件数の推移をみると、悪臭に関する苦情が最も多く、その内訳は野焼きの煙や生活排水の臭い等である。

騒音に関する苦情が続いて多くなっており、工場等からの機械騒音や作業騒音、建設工事に伴う建設作業騒音等である。

その他、水質汚濁の苦情では河川の濁りなど、大気汚染の苦情では工場や工事現場等による粉塵の飛散等が見られた。



III 大 氣 環 境

Ⅲ 大気環境

1. 大気環境の現状

大府市では、吉田小学校、大府小学校(県測定)において大気環境を監視している。大気汚染は、工場・事業所等から排出されるばい煙や自動車等からの排出ガスが主な原因と考えられる。

項目別の環境基準達成状況を見ると、二酸化硫黄(SO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、二酸化窒素(NO₂)、ダイオキシン類、微小粒子状物質(PM2.5)については環境基準を達成しているが、光化学オキシダント(Ox)については、環境基準を達成していない。(光化学オキシダントについては、測定開始以来、環境基準を達成していない。)

環境基準達成状況 (県測定地点)

	調査地点数	基準達成地点数	達成率	(参考) 令和4年度 達成率
二酸化硫黄 (SO ₂)	1	1	100.0%	100.0%
浮遊粒子状物質 (SPM)	1	1	100.0%	100.0%
二酸化窒素 (NO ₂)	1	1	100.0%	100.0%
光化学オキシダント(Ox)	1	0	0.0%	0.0%
ダイオキシン類	1	1	100.0%	100.0%
微小粒子状物質(PM2.5)	1	1	100.0%	100.0%

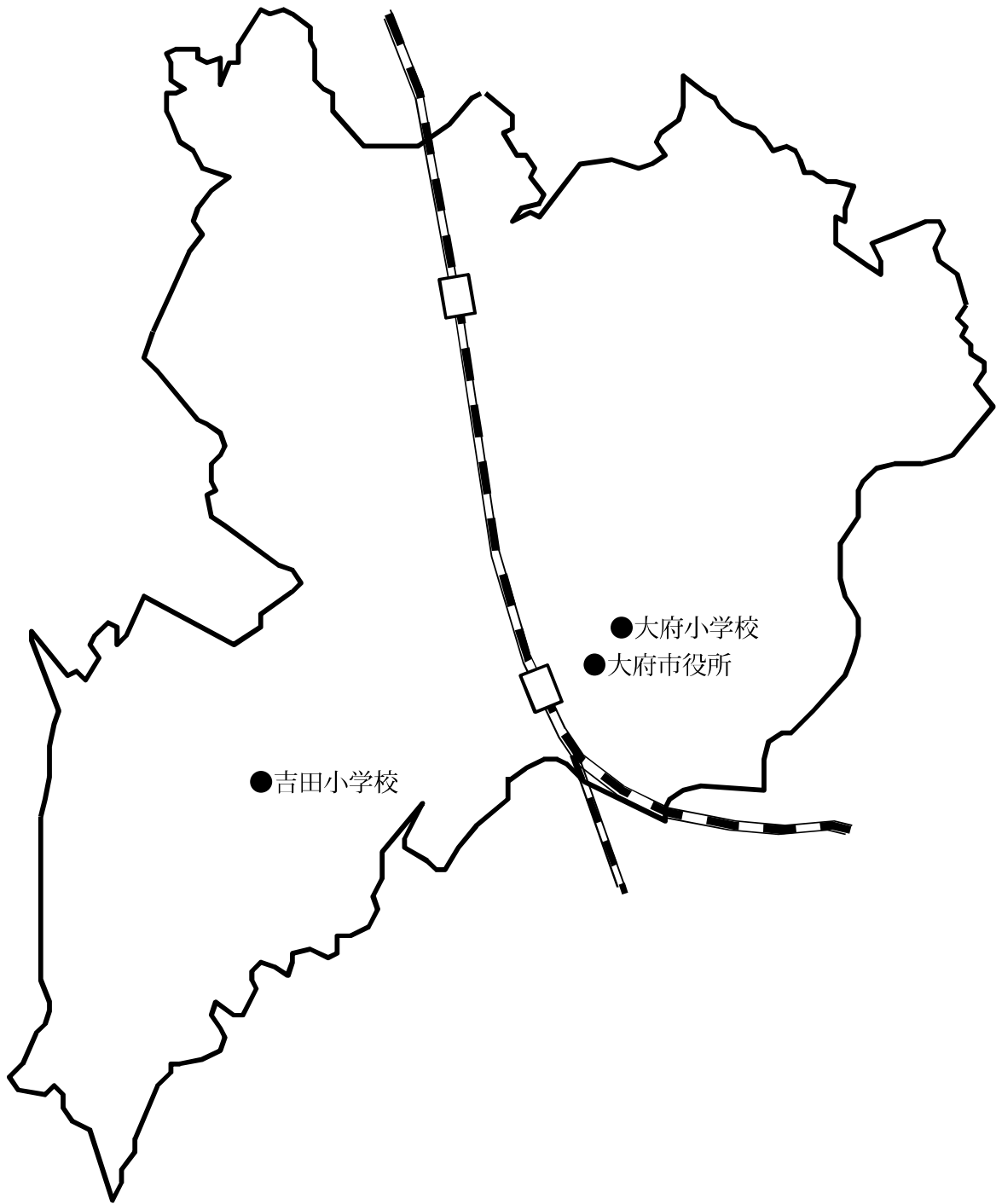
2. 大気環境測定方法

大府市では、デポジットゲージを吉田小学校に常設、ハイボリュームエアースンプラーを大府市役所に測定期間中のみ設置している。

デポジットゲージ法では降下ばいじん量[1地点]を、ハイボリュームエアースンプラーでは年 2 回ダイオキシン類[1地点]を測定している。

県測定局の大府小学校では、二酸化硫黄(SO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、二酸化窒素(NO₂)、光化学オキシダント(Ox)、微小粒子状物質(PM2.5)の測定を実施している。

大氣環境測定地点



3. 二酸化硫黄(SO₂)

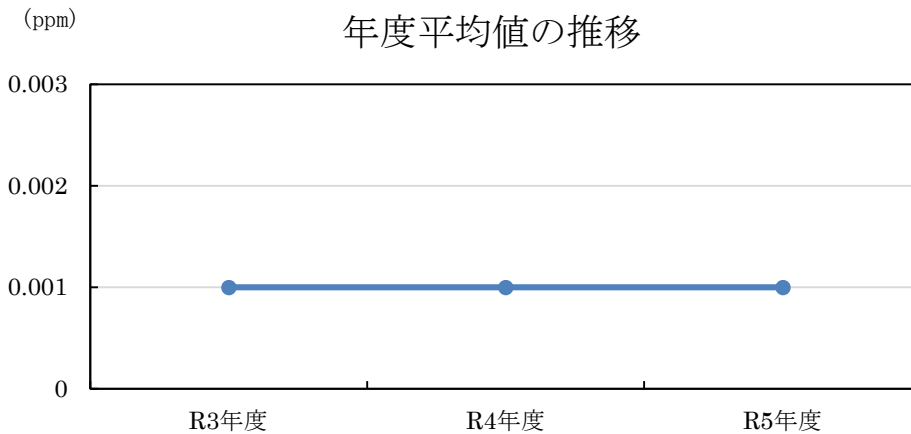
平成 13 年度以降は全測定地点で環境基準を達成している。

年間測定結果

	日 有 効 測 定 数 定 数 (日)	測 定 時 間 (時間)	年 度 平 均 値 (ppm)	環境基準との比較				最 1 時 高 間 値 の 値 (ppm)	2 日 % 平 均 除 外 値 の 値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を超えた日が2日以上 連続したことの有無 有:× 無:○	長期的評価による 環境基準の適否 適:○ 否:×
				1 時間値が 0.1ppm を越えた時間数と その割合		日 平 均 値 が 0.04ppm を越えた 日数とその割合					
				(時間)	(%)	(日)	(%)				
大府小学校	366	8,692	0.001	0	0.0	0	0.0	0.013	0.002	○	○

経年変化 (ppm)

		R3 年度	R4 年度	R5 年度
大府小学校	年度平均値	0.001	0.001	0.001
	1時間値の 最高値	0.015	0.021	0.013
	日平均値の 2%除外値	0.002	0.002	0.002



4. 浮遊粒子状物質 (SPM)

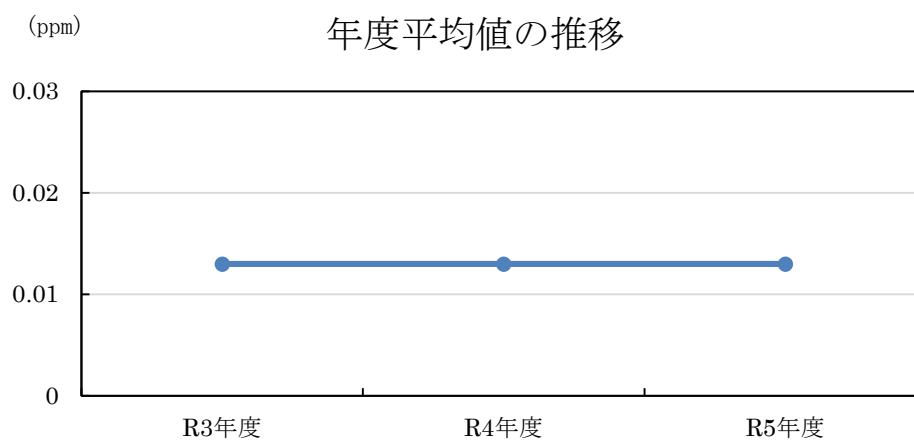
平成 24 年度以降、全ての測定地点で環境基準値を達成している。

年間測定結果

	日 有 効 測 定 数	測 定 時 間 (時間)	年 度 平 均 値 (mg/m ³)	環境基準との比較				最 1 時 高 間 値 の 値 (mg/m ³)	2 日 % 平 均 除 外 値 の 値 (mg/m ³)	1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	長期的評価による環境基準の適否
				1 時間値とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を越えた日数とその割合					
				が 0.20 mg/m ³ を越えた時間数	(%)	(日)	(%)				
大府小学校	363	8,709	0.013	0	0.0	0	0.0	0.080	0.029	○	○

経年変化

		R3 年度	R4 年度	R5 年度
大府小学校	年度平均値	0.013	0.013	0.013
	日平均値の 2% 除外値	0.027	0.026	0.029



5. 二酸化窒素(NO₂)

平均値は横ばい状態で安定しており、平成5年度からは全測定地点で環境基準値を達成している。

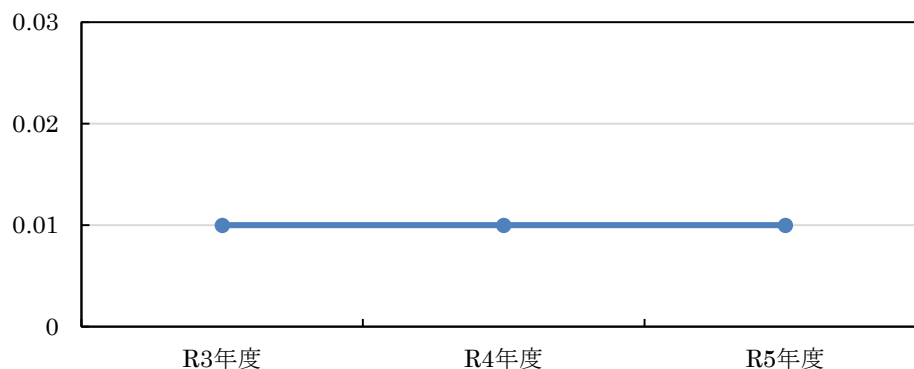
年間測定結果

	有効測定日数	測定時間	年度平均値	環境基準との比較				1時間値の最高値	日平均値の98%値	環境基準の適否
				1時間値が0.06ppmを越えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppm以上の時間数とその割合				
				(時間)	(%)	(時間)	(%)			
大府小学校	366	8,695	0.010	0	0.0	0	0.0	0.049	0.024	適:○ 否:×

経年変化

		R3年度	R4年度	R5年度
大府小学校	年度平均値	0.010	0.010	0.010
	1時間値の最高値	0.054	0.059	0.049
	日平均値の98%値	0.024	0.025	0.024

(ppm) 年度平均値の推移



6. 光化学オキシダント(Ox)

環境基準値は、観測開始以来未達成である。令和3,4年度においては予報等の発令はなかった。令和5年度は予報が1回発令された。

年間測定結果（令和5年度）

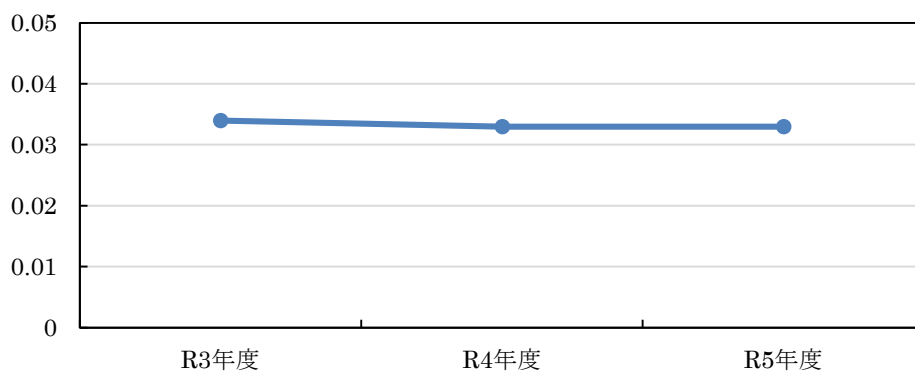
	有効測定日数	昼間測定時間	昼間の年度平均値	環境基準との比較		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間最高値	昼間の1時間最高値の年平均値	環境基準の適否
				日数と時間数	日数と時間数	(日)	(時間)			
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	適:○ 否:×
大府小学校	366	5,455	0.033	76	340	0	0	0.111	0.048	×

経年変化

		R3年度	R4年度	R5年度
大府小学校	年度平均値	0.034	0.033	0.033
	0.06ppmを超えた日数	72	74	76
	0.06ppmを超えた時間数	295	373	340

(ppm)

年度平均値の推移



7. ダイオキシン類

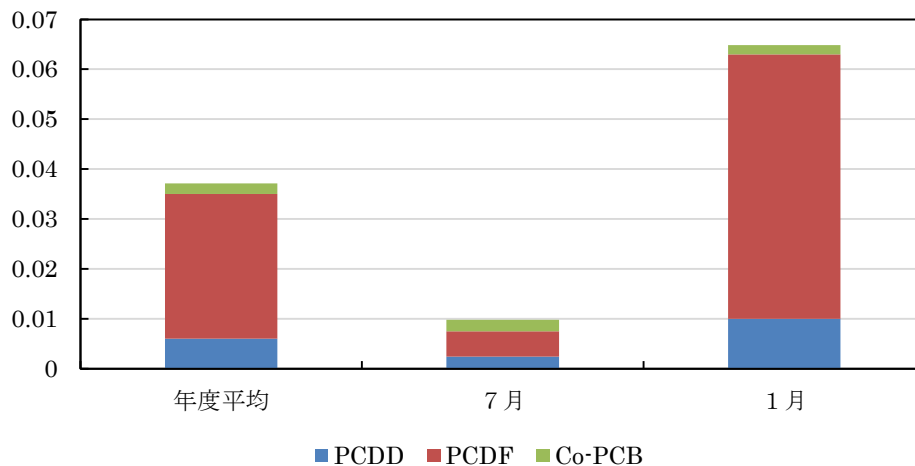
平成 12 年から調査を開始し、環境基準値(年平均値 0.6pg-TEQ/m³)を達成している。

年間測定結果

	測定月	ダイオキシン類				環境基準 の適否
		PCDD	PCDF	Co-PCB	合計	
		(pg-TEQ/m ³)	(pg-TEQ/m ³)	(pg-TEQ/m ³)	(pg-TEQ/m ³)	
大府市役所	年度平均	0.006	0.029	0.0021	0.037	○
	7月	0.0024	0.0051	0.0023	0.0098	
	1月	0.010	0.053	0.0018	0.064	

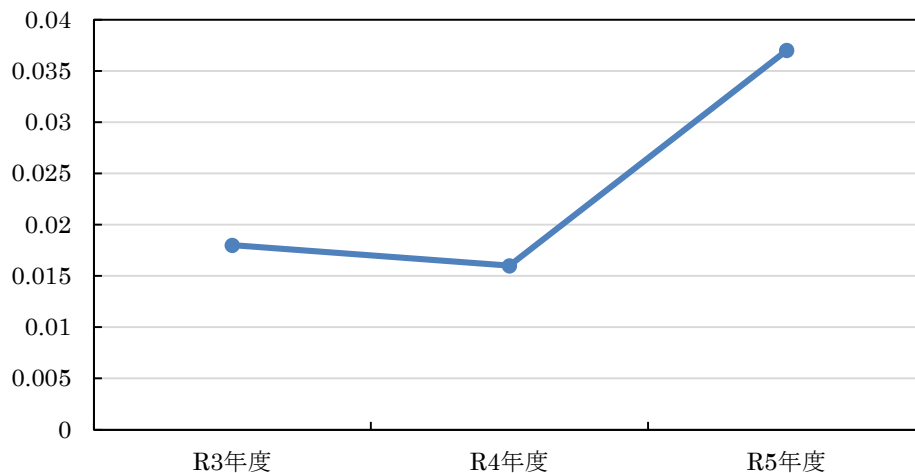
(pg-TEQ/m³)

ダイオキシン類



(pg-TEQ/m³)

ダイオキシン類合計値の年度平均推移



ダイオキシンの構成

種類	異 性 体	毒性等 価係数		
			夏 [7月]	冬 [1月]
		TEF	pg-TEQ/m ³	pg-TEQ/m ³
P C D D	2, 3, 7, 8-TeCDD	1	0.001	0.001
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDD	1	0.001	0.006
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD	0.1	0.0001	0.0005
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD	0.1	0.0001	0.0011
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD	0.1	0.0001	0.0007
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD	0.01	0.00011	0.00068
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 9-OCDD	0.0003	0.0000078	0.000132
Total PCDDs		—	0.0024	0.010
T D C D F	2, 3, 7, 8-TeCDF	0.1	0.0009	0.011
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF	0.03	0.00003	0.0033
	2, 3, 4, 7, 8-PeCDF	0.3	0.0021	0.0132
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF	0.1	0.0007	0.011
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF	0.1	0.0006	0.0054
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF	0.1	0.0001	0.0018
	2, 3, 4, 6, 7, 8-HxCDF	0.1	0.0005	0.0044
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDF	0.01	0.00013	0.0018
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HpCDF	0.01	0.00001	0.00044
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 9-OCDF	0.0003	0.0000027	0.000183
Total PCDFs		—	0.0051	0.053
Total (PCDDs+PCDFs)		—	0.0075	0.063
C o - P C B	3, 3', 4, 4'-TeCB (#77)	0.0001	0.000025	0.0000058
	3, 4, 4', 5-TeCB (#81)	0.0003	0.0000060	0.0000042
	3, 3', 4, 4', 5-PeCB (#126)	0.1	0.0022	0.0016
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HeCB (#169)	0.03	0.00003	0.00015
	2, 3, 3', 4, 4'-PeCB (#105)	0.00003	0.0000195	0.0000030
	2, 3, 4, 4', 5-PeCB (#114)	0.00003	0.00000168	0.00000057
	2, 3', 4, 4', 5-PeCB (#118)	0.00003	0.0000054	0.00000081
	2', 3, 4, 4', 5-PeCB (#123)	0.00003	0.00000117	0.00000027
	2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB (#156)	0.00003	0.00000267	0.00000090
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB (#157)	0.00003	0.00000063	0.00000030
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#167)	0.00003	0.00000138	0.00000036
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HpCB (#189)	0.00003	0.00000003	0.00000039
Total Co-PCBs		—	0.0023	0.0018
Total ダイオキシン類		—	0.0098	0.064

8. 降下ばいじん

平成 21 年度から概ね横ばいで推移している。令和4年度から、大府市役所での計測を取りやめた。年度平均値は、調査地点の年間値の平均であり、月間値の平均とは異なる。

年間測定結果 (t/km²)

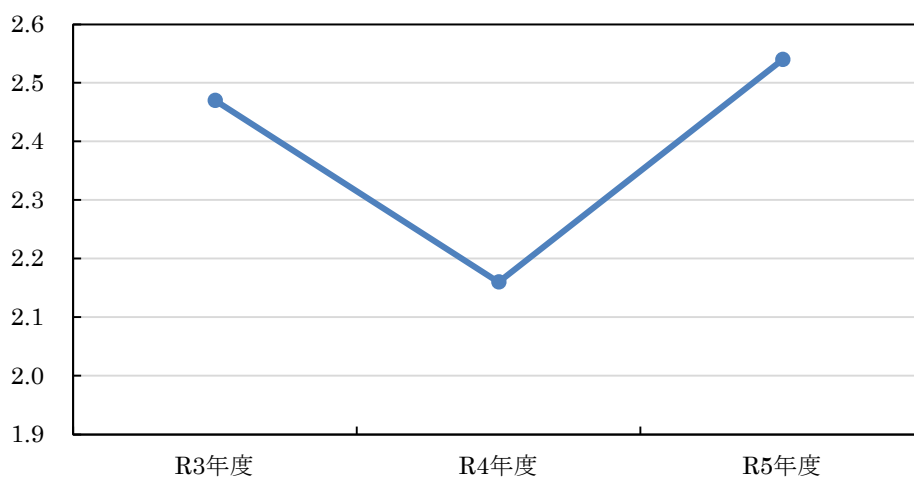
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均
吉田小学校	2.94	3.25	2.24	2.45	2.84	1.52	1.85	2.09	2.02	3.13	2.46	3.69	2.54

年度平均値の経年変化 (t/km²)

	R3年度	R4年度	R5年度
吉田小学校	2.47	2.16	2.54

(t/km²)

年度平均値の経年変化



降下ばいじん分析結果

測定地点 吉田小学校

月	降下ばいじん量 (a=b+c) (t/km ² ・月)	不溶性成分(b)			溶解性成分 (c) (t/km ² ・月)	構成比		イオン		貯水量 (mL)	pH
		灰分 (t/km ² ・月)	灼熱減 (t/km ² ・月)	計 (t/km ² ・月)		(b) (%)	(c) (%)	SO ₄ ²⁻ (t/km ² ・月)	Cl ⁻ (t/km ² ・月)		
4	2.94	1.00	0.57	1.57	1.37	53.4	46.6	0.19	0.28	3,980	6.2
5	3.25	0.80	0.86	1.66	1.59	51.1	48.9	0.23	0.38	11,480	5.8
6	2.24	0.53	0.45	0.98	1.26	43.80	56.30	0.16	0.22	18390.00	5.30
7	2.45	0.70	0.52	1.22	1.23	49.80	50.20	0.15	0.17	8120.00	5.90
8	2.84	0.84	0.24	1.08	1.76	38.0	62.0	0.15	0.37	8,100	5.0
9	1.52	0.35	0.33	0.68	0.84	44.7	55.3	0.10	0.17	6,980	5.4
10	1.85	0.53	0.35	0.88	0.97	47.6	52.4	0.13	0.17	5,400	6.0
11	2.09	0.67	0.36	1.03	1.06	49.3	50.7	0.12	0.22	3,020	6.3
12	2.02	0.83	0.37	1.20	0.82	59.4	40.6	0.16	0.17	1,760	6.4
1	3.13	0.95	0.94	1.89	1.24	60.4	39.6	0.14	0.14	1,220	6.5
2	2.46	0.80	0.55	1.35	1.11	54.9	45.1	0.18	0.28	6,180	6.3
3	3.69	1.32	1.03	2.35	1.34	63.7	36.3	0.18	0.25	6,220	6.3
平均値	2.54	0.78	0.54	1.32	1.22	5200.0%	4800.0%	0.16	0.24	6,738	6.0

9. 微小粒子状物質(PM2.5)

大府市内では、愛知県が平成 25 年 12 月 25 日から大府小学校において測定を開始している。

有効測定日数を満たしている平成 26 年度以降の環境基準の適否については、短期基準は平成 27 年度以降、長期基準は平成 26 年度以降達成している。

年間測定結果

	等価性の有無	有効測定日数	長期評価								
			短期基準				長期基準				
			その割合	超えた日数と	25 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を	1日平均値が	年間1日平均値の	98%値	環境基準の適否	年度平均値	環境基準の適否
			(日)	(日)	(%)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	適○ 否×	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	適○ 否×		
大府小学校	○	363	0	0.0	20.0	○	7.7	○			

経年変化

測定年度	等価性の有無	有効測定日数	長期評価								
			短期基準				長期基準				
			その割合	超えた日数と	25 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を	1日平均値が	年間1日平均値の	98%値	環境基準の適否	年度平均値	環境基準の適否
			(日)	(日)	(%)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	適○ 否×	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	適○ 否×		
大府小学校	R3年度	○	351	0	0.0	18.6	○	7.8	○		
	R4年度	○	360	0	0.0	19.3	○	8.2	○		
	R5年度	○	363	0	0.0	20.0	○	7.7	○		

※環境基準の適否は、標準測定法との等価性を有する自動測定機で測定され、かつ、有効測定日数が 250 日以上の数値が必要である。

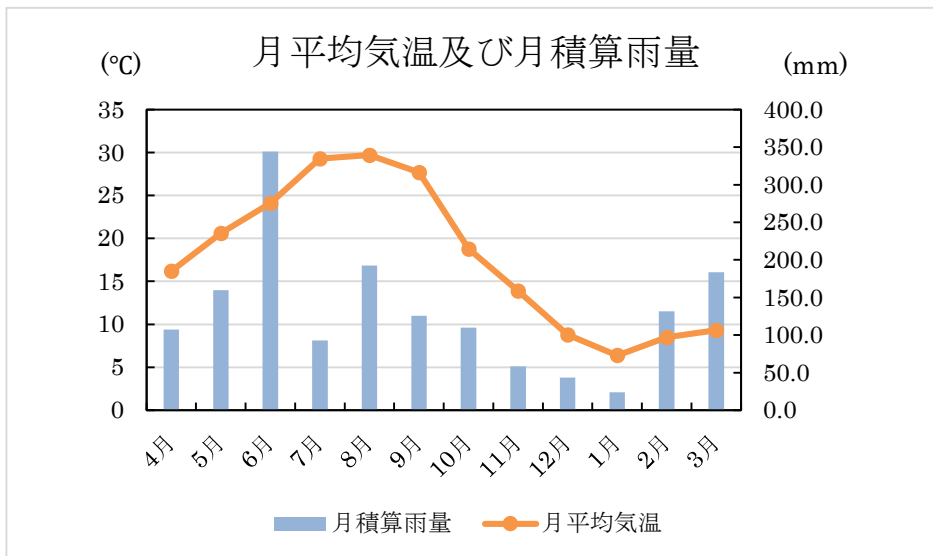
※有効測定日数: 1日平均値に係る欠測が1日(24時間)のうち4時間を超えない日数である。年間の有効日数が 250 日未満の場合は、参考値として扱い、環境基準等の評価対象としない。

10. 気象データ

月別の気象データ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
風向	北西	南南東	南南東	南東	南東	北北東	北西	北西	北西	北西	北西	北西
平均風速[m/s]	2.7	2.2	1.8	1.7	2.4	1.6	2.1	2.0	2.0	2.4	2.5	3.0
平均気温[°C]	16.2	20.6	24.1	29.3	29.7	27.7	18.8	13.9	8.8	6.4	8.5	9.3
平均湿度[%]	52.5	55.5	62.3	76.1	78.4	77.1	61.2	58.9	60.9	60.5	58.2	51.0
積算雨量[mm]	107.5	159.5	344.0	93.0	192.5	125.5	110.0	58.5	43.5	24.0	131.5	183.5

資料:知多広域気象システム(大府市消防本部)



【参考】

最高気温:38.5°C

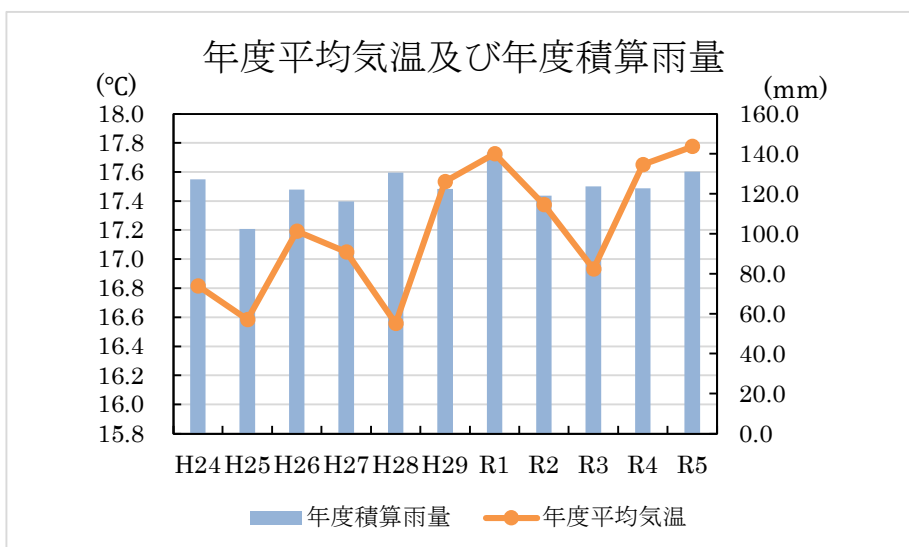
(7月26日)

最低気温:-2.4°C

(1月14日)

最大降水量(日積算):334.0 mm

(6月)



IV 水 質 環 境

IV 水 質 環 境

1. 水質環境の現状

水質汚濁は、工場・事業所からの産業排水、生活排水（家庭からの排水）、農業排水などにより生じる。かつては、産業排水が水質汚濁の主な原因となっていたが、水質汚濁防止法等により工場・事業所に対する規制が強化されたことで、産業排水による水質汚濁は軽減してきており、今日では、生活排水が水質汚濁の大きな原因である。

大府市では、水質環境状況を把握するために、河川水水質調査として、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）などの生活環境項目について、年4回、市内16河川20地点で、またカドミウム（Cd）、シアン（CN）、トリクロロエチレンなどの健康項目についても、年2回、市内4河川4地点（うち3河川3地点は重金属の項目のみ）で水質調査を実施している。

ため池水質調査としては、令和5年度は市内30地点のため池で化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）などの生活環境項目について、年1回の水質調査を実施した。

2. 河川水水質調査地点

河川水水質調査は、市内16河川20地点で実施している。調査地点は次のとおりである。

生活環境項目についてはNo. 1～No. 20までの全地点、健康項目については、No. 3、No. 6、No. 7、No. 11の4地点で実施している。

No. 1	鞍流瀬川	有松インター付近	梶田町一丁目地内
No. 2	鞍流瀬川	一ツ屋霊園付近	一屋町二丁目地内
No. 3	鞍流瀬川	月見橋付近	月見町一丁目地内
No. 4	石ヶ瀬川	上荒田橋付近	大府町ウド地内
No. 5	石ヶ瀬川	新石ヶ瀬橋付近	月見町六丁目地内
No. 6	石ヶ瀬川	石ヶ瀬跨線橋付近	朝日町二丁目地内
No. 7	皆瀬川	夫婦橋付近	北崎町七丁目地内
No. 8	五ヶ村川	五ヶ村第二排水機場付近	大東町五丁目地内
No. 9	砂川	五ヶ村第二排水機場付近	大東町五丁目地内
No. 10	明神川	藤井神社付近	横根町惣作地内
No. 11	境川	東海道新幹線鉄橋付近	北崎町内田面地内
No. 12	延命寺川	弁天橋付近	大東町四丁目地内
No. 13	石根川	市道大府共和線付近	一屋町五丁目地内
No. 14	長草川	市道大府共和線付近	明成町三丁目地内
No. 15	大高川	子安神社付近	共和町西流レ地内
No. 16	高根川	夫婦橋付近	北崎町七丁目地内
No. 17	横根川	横根川排水機場付近	横根町浜田地内
No. 18	矢戸川	矢戸歩道橋付近	江端町二丁目地内
No. 19	半月川	下清水城橋付近	吉田町清水城地内
No. 20	尾坂田川	尾坂田橋付近	森岡町四丁目地内

3. 河川水水質調査結果の概要

大府市内の河川のうち、境川のみ環境基準値が設定されている。境川の環境基準は、新境橋（豊明市・刈谷市）より上流、下流ともにB類型である。大府市も境川流域にあたるため「B類型」となる。また、健康項目については「人の健康の保護に関する環境基準」に基づいた。

・ B類型

水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	3 mg / L 以下
浮遊物質 量 (SS)	25 mg / L 以下
溶存酸素 量 (DO)	5 mg / L 以上
大腸菌 数	1,000CFU/100mL 以下

(令和4年4月に大腸菌群数 5,000MPN/100mL 以下から見直しが行われた。)

・ また環境基準のない検査項目については、次の数値によった。

化学的酸素要求量 (COD)	8 mg/L 以下 (海域の環境基準C類型と比較)
透視 度	30 度以上 (JIS K0102 9 で測定範囲を 0 ~30 度としている為)
全 磷 (T-P)	0.1mg/L 以下 (湖沼の環境基準V類型と比較)
全 窒 素 (T-N)	1mg/L 以下 (湖沼の環境基準V類型と比較)
アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	1 mg/L 以下 (湖沼の環境基準V類型の全窒素と比較)

<備考>

水質汚染に係る環境基準については、参考資料を参照。

境川の環境基準適合状況

項目	基準値		調査結果	適否
		類型		
水素イオン濃度 (pH)	6.5~8.5	B	7.9	適
生物化学的酸素要求量 (BOD75%値)	3mg/L以下	B	2.6	適
浮遊物質 (SS)	25mg/L以下	B	6	適
溶存酸素 (DO)	5mg/L以上	B	8.9	適
大腸菌数 (coli-G)	1,000CFU/100mL以下	B	938	適

※調査結果は年平均値とする。ただし、BODについては、75%値とする。

境川の環境基準と市内河川との対比状況(全データ)

(データ数: 80 = 20河川 × 4回/年)

項目	基準値		適合率 (%)	
		類型		前年度
水素イオン濃度 (pH)	6.5~8.5	B	75.0	73.8
生物化学的酸素要求量 (BOD)	3mg/L以下	B	63.8	38.8
浮遊物質 (SS)	25mg/L以下	B	95.0	93.8
溶存酸素 (DO)	5mg/L以上	B	96.3	97.5
大腸菌数 (coli-G)	1,000CFU/100mL以下	B	87.5	92.5

境川の環境基準と市内河川との対比状況(年度平均値)

(データ数: 20 年度平均値 20河川)

項目	基準値		適合率 (%)	
		類型		前年度
水素イオン濃度 (pH)	6.5~8.5	B	70.0	70.0
生物化学的酸素要求量 (BOD75%値)	3mg/L以下	B	70.0	20.0
浮遊物質 (SS)	25mg/L以下	B	100.0	90.0
溶存酸素 (DO)	5mg/L以上	B	100.0	100.0
大腸菌数 (coli-G)	1,000CFU/100mL以下	B	95.0	100.0

※調査結果は年平均値とする。ただし、BODについては、75%値とする。

その他 環境基準にない項目(全データ)

(データ数:80 =20河川×4回/年)

項 目	基準値	類型	適 合 率 (%)	
				前年度
化学的酸素要求量 (COD)	8mg/L以下	海域C	86.3	75.0
透視度	30度以上		87.5	83.8
全 燐 (T-P)	0.1mg/L以下	湖沼V	11.3	5.0
全窒素 (T-N)	1mg/L以下	湖沼V	3.8	2.5
アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	1mg/L以下	湖沼V	87.5	85.0

その他 環境基準にない項目(年度平均値)

(データ数:20 年度平均値 20河川)

項 目	基準値	類型	適 合 率 (%)	
				前年度
化学的酸素要求量 (COD)	8mg/L以下	海域C	85.0	75.0
透視度	30度以上		90.0	90.0
全 燐 (T-P)	0.1mg/L以下	湖沼V	0.0	0.0
全窒素 (T-N)	1mg/L以下	湖沼V	0.0	0.0
アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	1mg/L以下	湖沼V	85.0	95.0

※調査結果は年平均値とする。

※CODは海域の環境基準C類型と比較した。

※T-N、T-P、アンモニア性窒素は湖沼の環境基準V類型と比較した。

※透視度は JIS K 0102 9 で測定範囲を1～30度としているため30度と比較した。

健康項目

(データ数:8 =4河川×2回/年)

項目	基準値	適合率 (%)	
			昨年度
カドミウム	0.003mg/L以下	100.0	100.0
全シアン	検出されないこと	100.0	100.0
鉛	0.01mg/L以下	100.0	100.0
六価クロム	0.02mg/L以下	100.0	100.0
ヒ素	0.01mg/L以下	100.0	100.0
総水銀	0.0005mg/L以下	100.0	100.0

(データ数:4 =2河川×2回/年)

項目	基準値	適合率 (%)	
			昨年度
フェノール類含有量	-	100.0	100.0

(データ数:2 =1河川(境川)×2回/年)

項目	基準値	適合率 (%)	
			昨年度
アルキル水銀	検出されないこと	100.0	100.0
PCB	検出されないこと	100.0	100.0
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	100.0	100.0
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	100.0	100.0
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	100.0	100.0
四塩化炭素	0.002mg/L以下	100.0	100.0
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	100.0	100.0
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	100.0	100.0
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	100.0	100.0
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下	100.0	100.0
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	100.0	100.0
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	100.0	100.0
チウラム	0.006mg/L以下	100.0	100.0
シマジン	0.003mg/L以下	100.0	100.0
チオベンカルプ	0.02mg/L以下	100.0	100.0
ベンゼン	0.01mg/L以下	100.0	100.0
セレン	0.01mg/L以下	100.0	100.0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	100.0	100.0
ふっ素	0.8mg/L以下	100.0	100.0
ほう素	1mg/L以下	100.0	100.0
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	100.0	100.0

令和5年度 河川水水質調査結果一覧

採水地点番号			1					2				
河川名 (測定地点)			鞍流瀬川 (有松インター付近)					鞍流瀬川 (一ツ屋霊園付近)				
採水年月日			R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均	R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)		7.6	7.3	7.7	7.6	7.6	8.6	7.7	7.8	7.8	8.0
	生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.1	4.1	2.3	1.7	2.6	3.0	3.7	2.5	2.1	2.8
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	4.4	9.6	4.6	4.2	5.7	6.4	7.2	5.0	4.6	5.8
	浮遊物質 (SS)	mg/L	4	13	5	<1	6	8	14	7	8	9
	溶存酸素 (DO)	mg/L	7.3	7.5	9.2	10.7	8.7	11.7	8.8	12.0	12.6	11.3
	全窒素 (T-N)	mg/L	2.2	2.0	2.8	2.9	2.5	2.4	2.0	3.2	3.7	2.8
	全燐 (T-P)	mg/L	0.07	0.18	0.10	0.09	0.11	0.27	0.23	0.20	0.16	0.22
大腸菌数	CFU/100mL	50	590	25	100	191	390	5,300	640	300	1658	
他の項目	透視度	度	50以上	33	50以上	50以上	46	50以上	45	50以上	50以上	49
	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	mg/L	0.3	<0.1	0.1	<0.1	0.2	0.3	<0.1	<0.1	0.2	0.3
	流量	m ³ /min	3.39	2.23	2.02	0.88	2.13	17.3	13.9	8.36	8.06	11.91
備考			BOD75%値 2.3 mg/L					BOD75%値 3.0 mg/L				

採水地点番号			3					4				
河川名 (測定地点)			鞍流瀬川 (月見橋付近)					石ヶ瀬川 (上荒田橋付近)				
採水年月日			R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均	R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)		8.2	9.3	7.7	7.5	8.2	7.8	7.7	8.0	7.8	7.8
	生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.8	2.5	2.0	1.8	2.3	4.0	3.3	3.1	4.2	3.7
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	5.0	6.4	4.2	4.4	5.0	7.4	8.4	5.0	7.1	7.0
	浮遊物質 (SS)	mg/L	5	8	3	2	5	11	15	5	5	9
	溶存酸素 (DO)	mg/L	13.3	12.3	10.7	11.0	11.8	8.6	8.1	10.0	10.4	9.3
	全窒素 (T-N)	mg/L	2.1	1.8	3.1	3.9	2.7	2.1	4.0	5.4	7.7	4.8
	全燐 (T-P)	mg/L	0.14	0.29	0.16	0.13	0.18	0.27	0.31	0.24	0.37	0.30
大腸菌数	CFU/100mL	160	790	1,100	400	613	420	4,100	1,300	6,200	3005	
他の項目	透視度	度	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	38	37	50以上	50以上	44
	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	mg/L	0.3	<0.1	0.1	0.3	0.2	0.4	<0.1	0.4	1.8	0.9
	流量	m ³ /min	19.1	10.9	15.9	11.1	14.25	13.2	21.1	11.6	12.9	14.70
備考			BOD75%値 2.5 mg/L					BOD75%値 4.0 mg/L				

令和5年度 河川水水質調査結果一覧

採水地点番号			5					6				
河川名 (測定地点)			石ヶ瀬川 (新石ヶ瀬橋付近)					石ヶ瀬川 (石ヶ瀬跨線橋付近)				
採水年月日			R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均	R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)		7.8	7.5	7.8	7.5	7.7	7.8	7.5	7.6	7.5	7.6
	生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.7	2.5	2.8	2.9	2.7	2.8	2.6	2.9	2.4	2.7
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	6.3	6.8	4.6	6.3	6.0	5.7	6.6	4.8	5.4	5.6
	浮遊物質 (SS)	mg/L	9	10	3	6	7	6	6	6	3	5
	溶存酸素 (DO)	mg/L	8.8	6.6	9.7	9.7	8.7	9.8	6.2	9.3	9.1	8.6
	全窒素 (T-N)	mg/L	4.3	3.8	4.5	7.2	5.0	3.1	3.1	4.0	5.4	3.9
	全燐 (T-P)	mg/L	0.18	0.24	0.17	0.20	0.20	0.16	0.29	0.19	0.16	0.20
	大腸菌数	CFU/100mL	100	880	10,000	540	2880	160	880	1,200	710	738
他の項目	透視度	度	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上
	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	mg/L	0.4	<0.1	<0.1	1.1	0.4	0.9	<0.1	0.1	0.5	0.4
	流量	m ³ /min	15.8	28.2	9.45	7.95	15.35	45.8	75.3	20.9	16.4	39.60
備考			BOD75%値 2.8 mg/L					BOD75%値 2.8 mg/L				

採水地点番号			7					8				
河川名 (測定地点)			皆瀬川 (夫婦橋付近)					五ヶ村川 (五ヶ村川第二排水機場付近)				
採水年月日			R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均	R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)		8.5	7.8	7.9	7.6	8.0	8.3	8.0	7.7	8.1	8.0
	生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.0	3.2	7.6	1.7	3.6	4.5	3.2	2.3	2.7	3.2
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	6.1	7.1	5.7	7.7	6.7	7.5	7.9	5.5	5.4	6.6
	浮遊物質 (SS)	mg/L	3	12	4	3	6	27	20	24	9	20
	溶存酸素 (DO)	mg/L	11.4	8.3	9.4	9.7	9.7	10.6	7.8	8.2	12.5	9.8
	全窒素 (T-N)	mg/L	4.5	2.9	4.9	7.4	4.9	2.4	0.90	1.5	2.2	1.8
	全燐 (T-P)	mg/L	0.27	0.27	0.40	0.59	0.38	0.20	0.16	0.19	0.10	0.16
	大腸菌数	CFU/100mL	10	89	<1	<1	25	28	100	16	45	47
他の項目	透視度	度	50以上	38	50以上	50以上	47	15	20	20	38	23
	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	mg/L	0.8	0.1	<0.1	1.0	0.5	0.8	<0.1	0.1	0.2	0.3
	流量	m ³ /min	9.83	9.88	14.1	4.52	9.58	死水	死水	死水	死水	0.00
備考			BOD75%値 3.2 mg/L					BOD75%値 3.2 mg/L				

令和5年度 河川水水質調査結果一覧

採水地点番号		9					10				
河川名 (測定地点)		砂川 (五ヶ村川第二排水機場付近)					明神川 (藤井神社付近)				
採水年月日		R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均	R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	10.1	10.2	9.7	9.6	9.9	10.9	11.2	10.9	10.2	10.8
	生物学的酸素要求量 (BOD) mg/L	2.5	2.9	3.1	3.7	3.1	6.0	3.7	7.4	5.0	5.5
	化学的酸素要求量 (COD) mg/L	7.0	9.0	7.9	12.0	9.0	5.8	8.2	6.9	9.7	7.7
	浮遊物質 (SS) mg/L	3	3	1	2	2	10	58	5	18	23
	溶存酸素 (DO) mg/L	13.1	9.5	11.4	11.8	11.5	7.6	6.5	8.1	9.1	7.8
	全窒素 (T-N) mg/L	3.0	2.4	8.0	10.0	5.9	4.4	3.5	4.5	9.3	5.4
	全磷 (T-P) mg/L	0.33	0.61	0.57	1.10	0.65	0.01	0.02	0.03	0.81	0.22
大腸菌数 CFU/100mL	4	32	3	3	11	<1	14	<1	110	31	
他の項目	透視度 度	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	42	50以上	21	40.8
	陰イオン界面活性剤 mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	アンモニア性窒素 (NH4-N) mg/L	0.8	<0.1	0.1	2.2	0.8	2.1	0.7	1.4	4.1	2.1
	流量 m3/min	18.2	0.76	0.40	0.38	4.9	0.39	0.10	0.08	0.13	0.2
備考		BOD75%値 3.1 mg/L					BOD75%値 6.0 mg/L				

採水地点番号		11					12				
河川名 (測定地点)		境川 (東海道新幹線鉄橋付近)					延命寺川 (弁天橋付近)				
採水年月日		R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均	R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	7.9	7.8	7.9	7.8	7.9	9.4	9.8	9.1	9.4	9.4
	生物学的酸素要求量 (BOD) mg/L	1.5	2.6	3.8	1.8	2.4	3.1	2.4	1.9	1.8	2.3
	化学的酸素要求量 (COD) mg/L	5.0	5.5	6.0	5.2	5.4	4.9	7.4	5.1	5.8	5.8
	浮遊物質 (SS) mg/L	7	9	4	5	6	4	4	2	6	4
	溶存酸素 (DO) mg/L	8.0	7.7	10.3	9.6	8.9	15.8	15.7	14.2	15.3	15.3
	全窒素 (T-N) mg/L	2.0	1.5	2.3	3.1	2.2	1.8	0.78	1.5	2.3	1.6
	全磷 (T-P) mg/L	0.15	0.17	0.19	0.20	0.18	0.10	0.19	0.10	0.12	0.13
大腸菌数 CFU/100mL	250	1000	2500	2	938	89	98	40	550	194	
他の項目	透視度 度	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	45	50以上	35	45.0
	陰イオン界面活性剤 mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	アンモニア性窒素 (NH4-N) mg/L	0.4	0.1	<0.1	0.1	0.2	0.5	<0.1	<0.1	0.1	0.2
	流量 m3/min	174	210	85.3	25.5	123.7	3.56	2.66	1.14	0.80	2.0
備考		BOD75%値 2.6 mg/L					BOD75%値 2.4 mg/L				

令和5年度 河川水水質調査結果一覧

採水地点番号			13					14				
河川名 (測定地点)			石根川 (市道大府・共和線付近)					長草川 (市道大府・共和線付近)				
採水年月日			R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均	R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)		8.1	8.5	7.8	7.8	8.1	9.3	9.8	7.9	8.4	8.9
	生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	3.0	2.5	3.5	3.1	3.0	3.4	2.1	3.6	3.7	3.2
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	6.4	7.6	6.2	4.6	6.2	9.2	8.8	7.4	7.9	8.3
	浮遊物質 (SS)	mg/L	6	6	28	5	11	8	2	4	2	4
	溶存酸素 (DO)	mg/L	10.9	11.4	12.5	15.0	12.5	14.7	17.2	9.3	16.6	14.5
	全窒素 (T-N)	mg/L	3.2	1.7	3.4	2.9	2.8	3.4	3.8	6.6	6.9	5.2
	全磷 (T-P)	mg/L	0.31	0.27	0.23	0.16	0.24	0.40	0.48	0.62	0.46	0.49
大腸菌数	CFU/100mL	320	560	450	190	380	170	1	190	150	128	
他の項目	透視度	度	50以上	50以上	31	50以上	45	40	50以上	50以上	50以上	48
	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	0.03
	アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	mg/L	1.0	<0.1	<0.1	0.5	0.4	0.7	<0.1	0.9	<0.1	0.5
	流量	m ³ /min	4.02	3.15	2.63	2.15	2.99	3.75	2.56	1.58	1.35	2.31
備考			BOD75%値 3.1 mg/L				BOD75%値 3.6 mg/L					

採水地点番号			15					16				
河川名 (測定地点)			大高川 (子安神社付近)					高根川 (夫婦橋付近)				
採水年月日			R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均	R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)		8.4	9.0	8.7	8.2	8.6	8.6	9.9	8.5	7.8	8.7
	生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.2	2.0	1.9	4.1	2.6	2.5	1.6	1.8	1.7	1.9
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	5.6	3.9	3.2	3.1	4.0	7.0	6.5	5.7	7.8	6.8
	浮遊物質 (SS)	mg/L	8	3	13	11	9	1	<1	1	1	1
	溶存酸素 (DO)	mg/L	10.1	11.2	11.0	12.6	11.2	12.7	18.2	12.2	7.5	12.7
	全窒素 (T-N)	mg/L	2.4	0.76	2.2	2.2	1.9	5.0	4.0	6.8	8.6	6.1
	全磷 (T-P)	mg/L	0.17	0.14	0.13	0.11	0.14	0.35	0.57	0.68	0.95	0.64
大腸菌数	CFU/100mL	100	310	200	150	190	100	1800	290	21	553	
他の項目	透視度	度	50以上	50以上	21	39	40	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上
	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	mg/L	0.6	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	0.7	<0.1	<0.1	0.2	0.3
	流量	m ³ /min	1.21	2.05	0.44	0.87	1.14	3.79	4.29	3.04	2.15	3.32
備考			BOD75%値 2.2 mg/L				BOD75%値 1.8 mg/L					

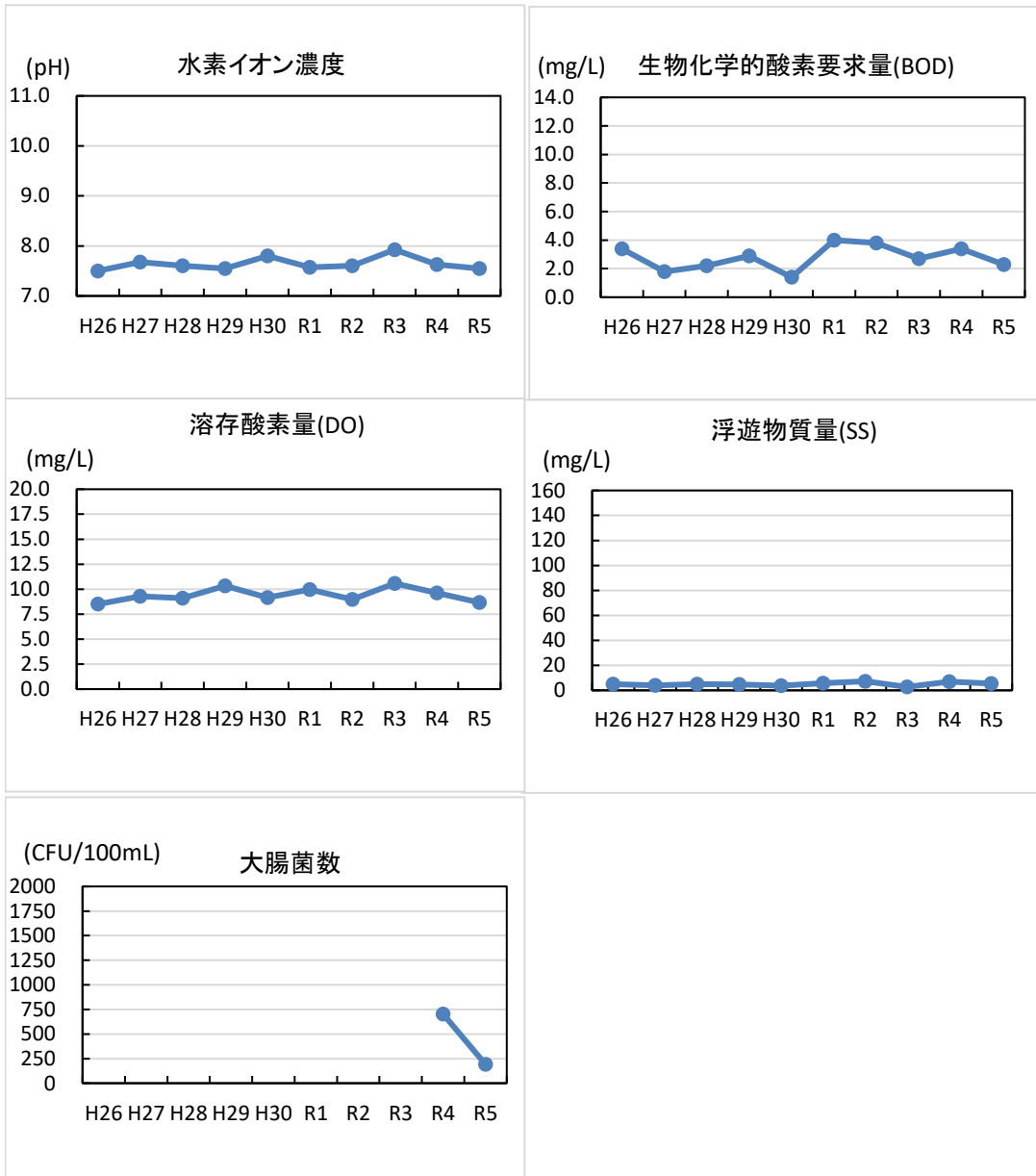
令和5年度 河川水水質調査結果一覧

採水地点番号			17					18				
河川名 (測定地点)			横根川 (横根川排水機場付近)					矢戸川 (矢戸歩道橋付近)				
採水年月日			R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均	R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)		7.6	7.4	7.7	7.9	7.7	7.8	7.5	7.5	7.3	7.5
	生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.0	2.6	3.5	6.3	3.6	2.5	1.5	0.9	3.7	2.2
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	8.6	7.7	7.0	9.0	8.1	5.0	5.5	3.7	5.7	5.0
	浮遊物質 (SS)	mg/L	27	12	13	9	15	9	5	2	5	5
	溶存酸素 (DO)	mg/L	4.8	4.8	4.3	11.2	6.3	8.8	7.6	9.1	9.0	8.6
	全窒素 (T-N)	mg/L	3.7	2.6	3.8	8.4	4.6	3.5	2.3	3.6	4.2	3.4
	全磷 (T-P)	mg/L	0.31	0.31	0.30	0.48	0.35	0.19	0.21	0.15	0.24	0.20
大腸菌数	CFU/100mL	71	72	45	48	59	79	720	82	1000	470	
他の項目	透視度	度	16	28	26	23	23	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上
	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	mg/L	1.9	0.7	1.2	2.8	1.7	0.7	<0.1	0.1	0.8	0.4
	流量	m ³ /min	死水	死水	死水	死水	0.00	3.30	3.33	0.87	0.62	2.03
備考			BOD75%値 3.5 mg/L				BOD75%値 2.5 mg/L					

採水地点番号			19					20				
河川名 (測定地点)			半月川 (下清水城橋付近)					尾坂田川 (尾坂田橋付近)				
採水年月日			R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均	R5.6.8	R5.8.23	R5.11.13	R6.2.13	年度平均
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)		8.1	7.7	7.5	8.2	7.9	8.2	7.7	8.0	7.6	7.9
	生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.2	2.9	2.5	7.4	3.8	3.0	3.3	2.3	2.6	2.8
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	7.1	9.5	4.4	7.4	7.1	5.0	7.6	4.2	4.8	5.4
	浮遊物質 (SS)	mg/L	8	14	5	6	8	3	3	2	1	2
	溶存酸素 (DO)	mg/L	8.8	7.9	10.6	11.0	9.6	10.7	8.1	9.0	9.9	9.4
	全窒素 (T-N)	mg/L	4.5	3.9	5.5	7.7	5.4	1.8	2.3	3.0	4.7	3.0
	全磷 (T-P)	mg/L	0.25	0.33	0.22	0.50	0.33	0.14	0.30	0.36	0.44	0.31
大腸菌数	CFU/100mL	600	6300	18000	15000	9975	380	1500	300	1	545	
他の項目	透視度	度	50以上	25	50以上	48	43	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上
	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	mg/L	0.9	0.1	0.3	2.8	1.0	0.6	0.2	0.1	0.2	0.3
	流量	m ³ /min	9.07	7.08	3.78	1.78	5.43	1.15	0.77	1.93	0.49	1.09
備考			BOD75%値 2.9 mg/L				BOD75%値 3.0 mg/L					

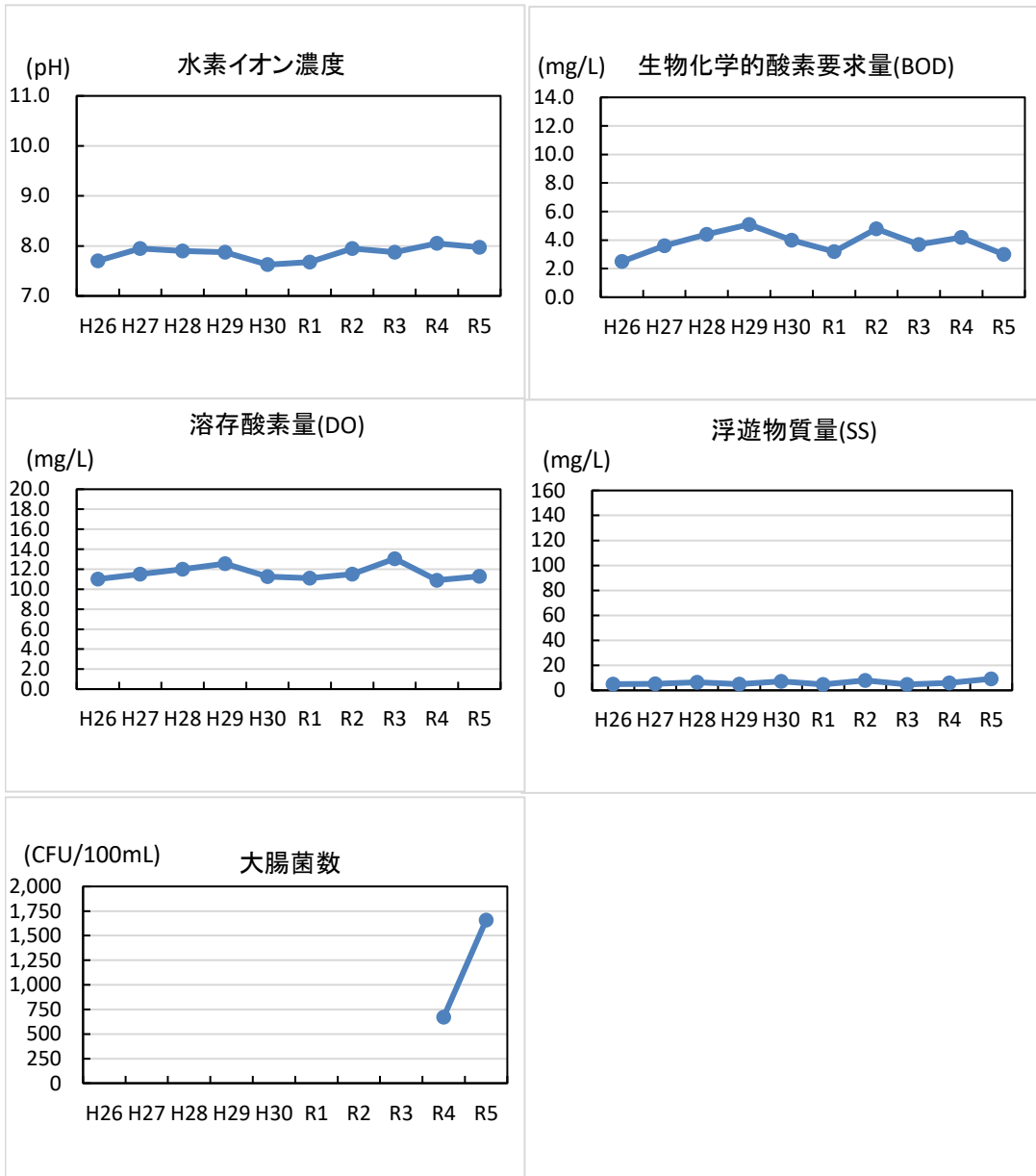
4. 河川水水質調査結果の経年変化

① 鞍流瀬川 (有松インター付近)



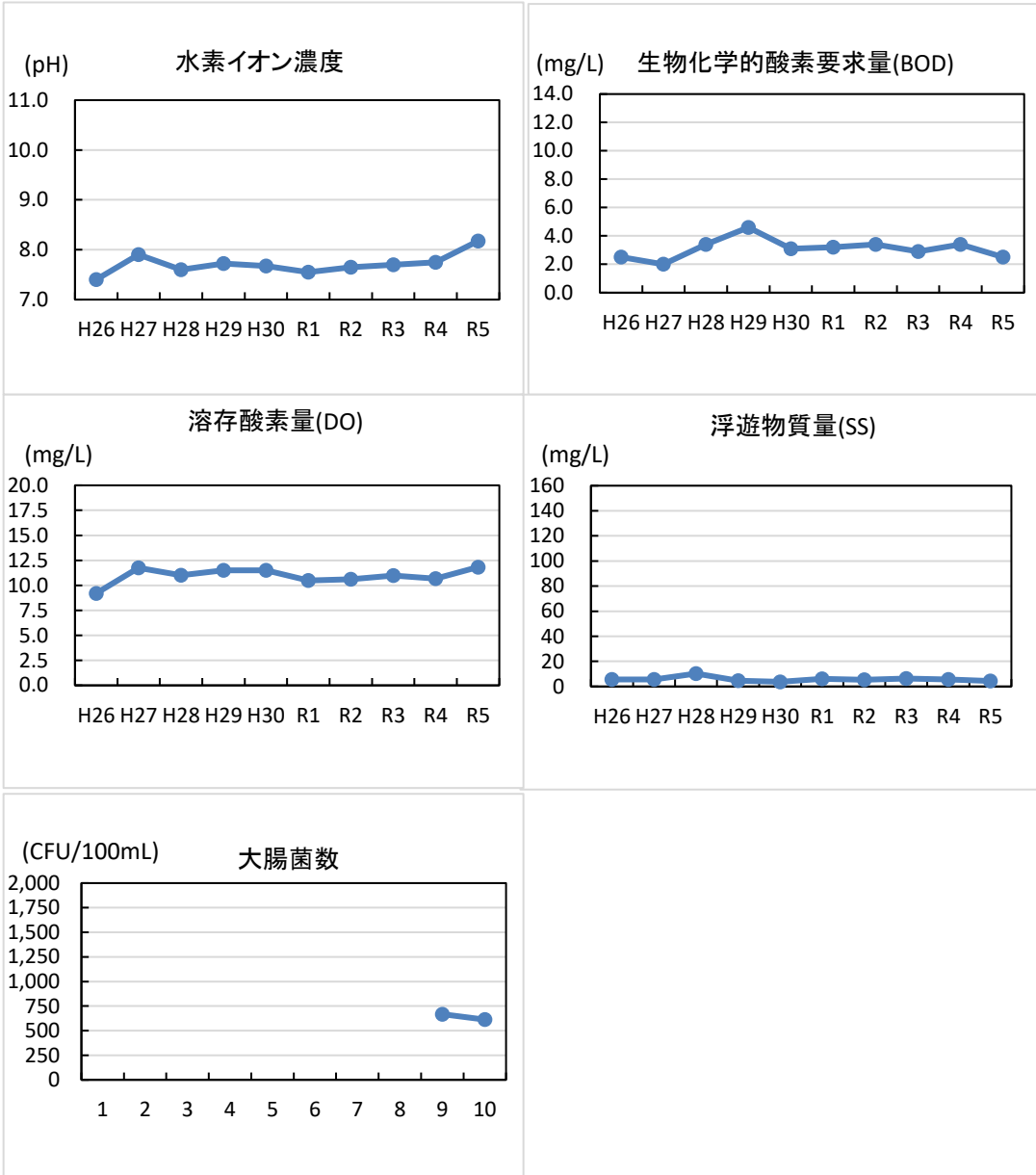
鞍流瀬川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	7.5	3.4	5	8.5	
H27	7.7	1.8	4	9.3	
H28	7.6	2.2	5	9.1	
H29	7.6	2.9	5	10.3	
H30	7.8	1.4	4	9.2	
R1	7.6	4.0	6	10.0	
R2	7.6	3.8	7	9.0	
R3	7.9	2.7	3	10.6	
R4	7.6	3.4	7	9.6	703
R5	7.6	2.3	6	8.7	191

② 鞍流瀬川（一ツ屋壺園付近）



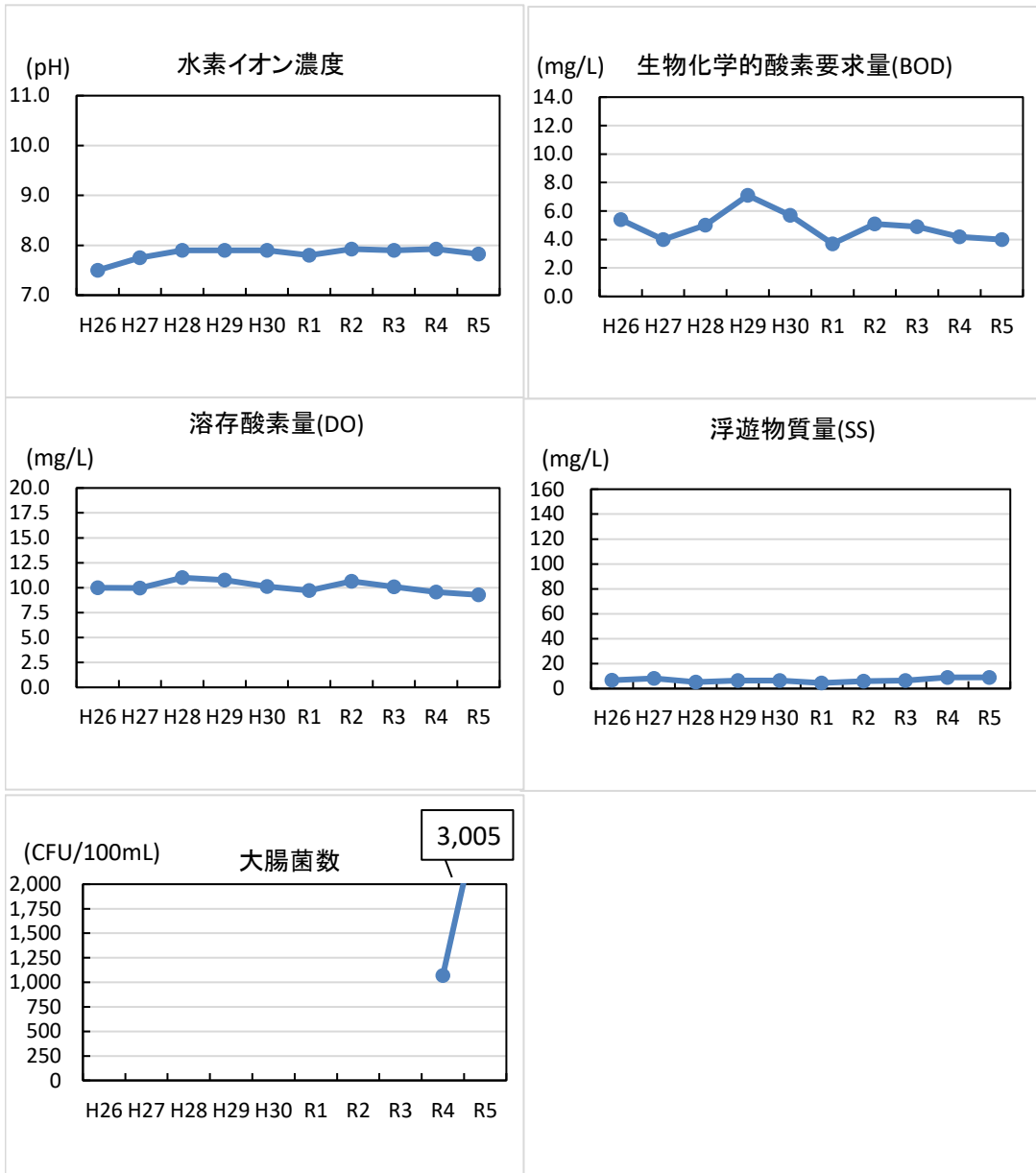
鞍流瀬川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	7.7	2.5	5	11.0	
H27	8.0	3.6	5	11.5	
H28	7.9	4.4	7	12.0	
H29	7.9	5.1	5	12.6	
H30	7.6	4.0	7	11.3	
R1	7.7	3.2	5	11.1	
R2	8.0	4.8	8	11.5	
R3	7.9	3.7	5	13.1	
R4	8.1	4.2	6	10.9	673
R5	8.0	3.0	9	11.3	1,658

③ 鞍流瀬川（月見橋付近）



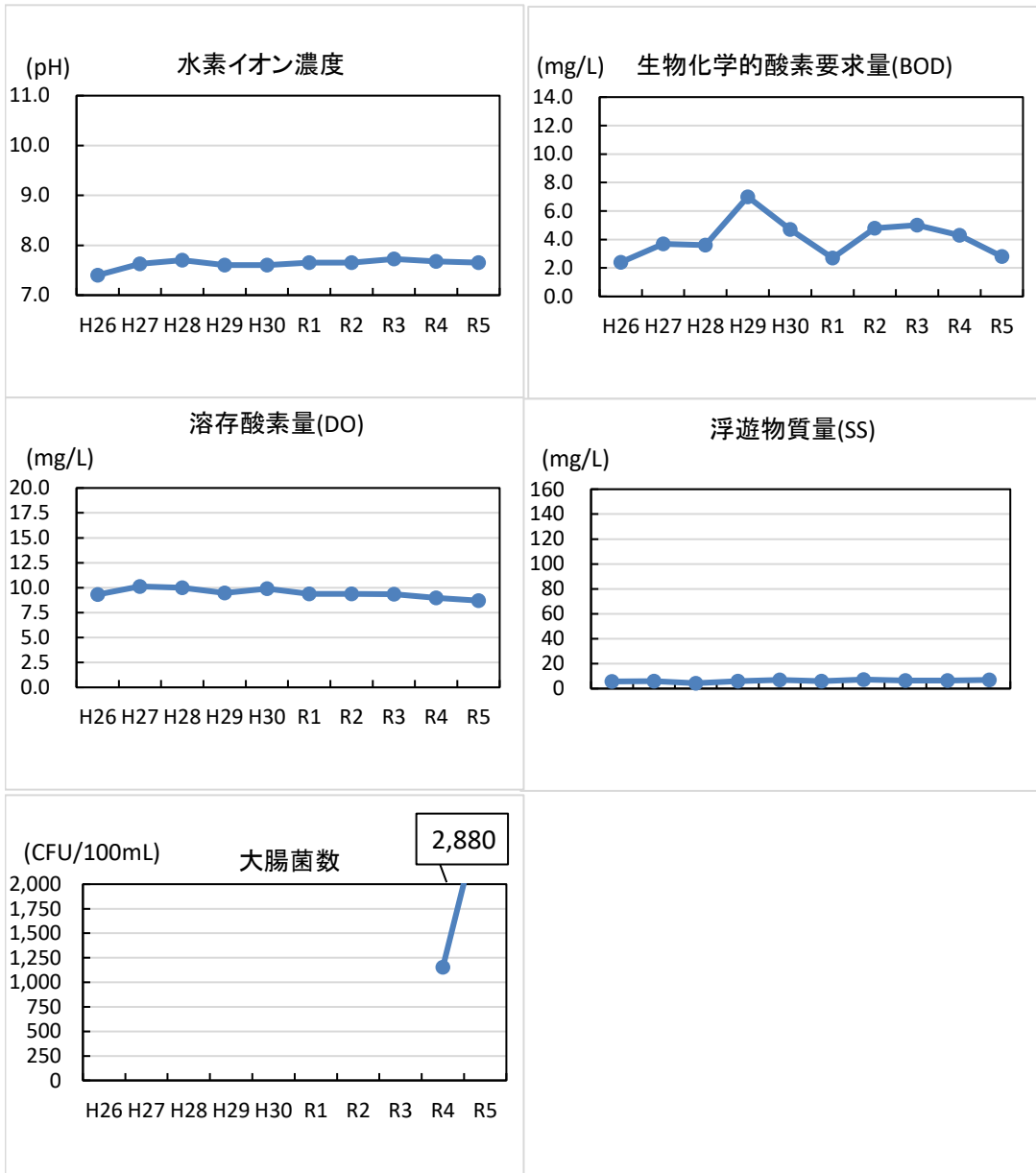
鞍流瀬川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	7.4	2.5	6	9.2	
H27	7.9	2.0	6	11.8	
H28	7.6	3.4	10	11.0	
H29	7.7	4.6	5	11.5	
H30	7.7	3.1	4	11.5	
R1	7.6	3.2	6	10.5	
R2	7.7	3.4	5	10.6	
R3	7.7	2.9	6	11.0	
R4	7.8	3.4	6	10.7	668
R5	8.2	2.5	5	11.8	613

④ 石ヶ瀬川（上荒田橋付近）



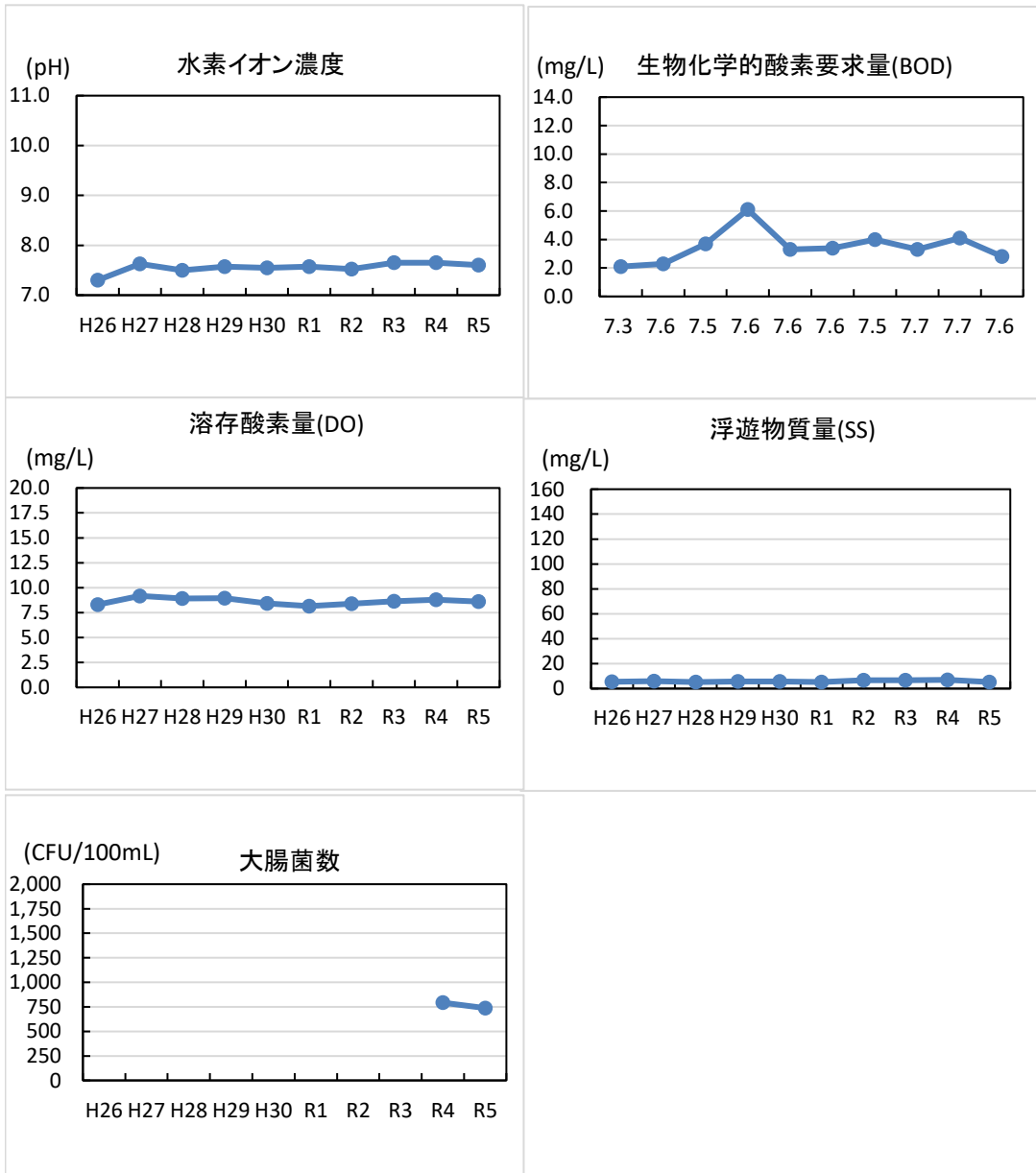
石ヶ瀬川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	7.5	5.4	7	10.0	
H27	7.8	4.0	8	10.0	
H28	7.9	5.0	5	11.0	
H29	7.9	7.1	7	10.8	
H30	7.9	5.7	7	10.1	
R1	7.8	3.7	5	9.7	
R2	7.9	5.1	6	10.7	
R3	7.9	4.9	7	10.1	
R4	7.9	4.2	9	9.6	1,070
R5	7.8	4.0	9	9.3	3,005

⑤ 石ヶ瀬川 (新石ヶ瀬橋付近)



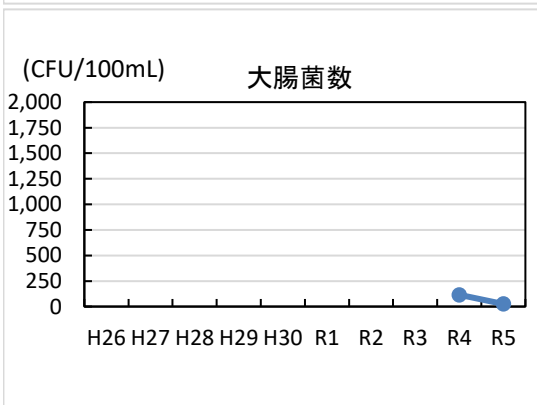
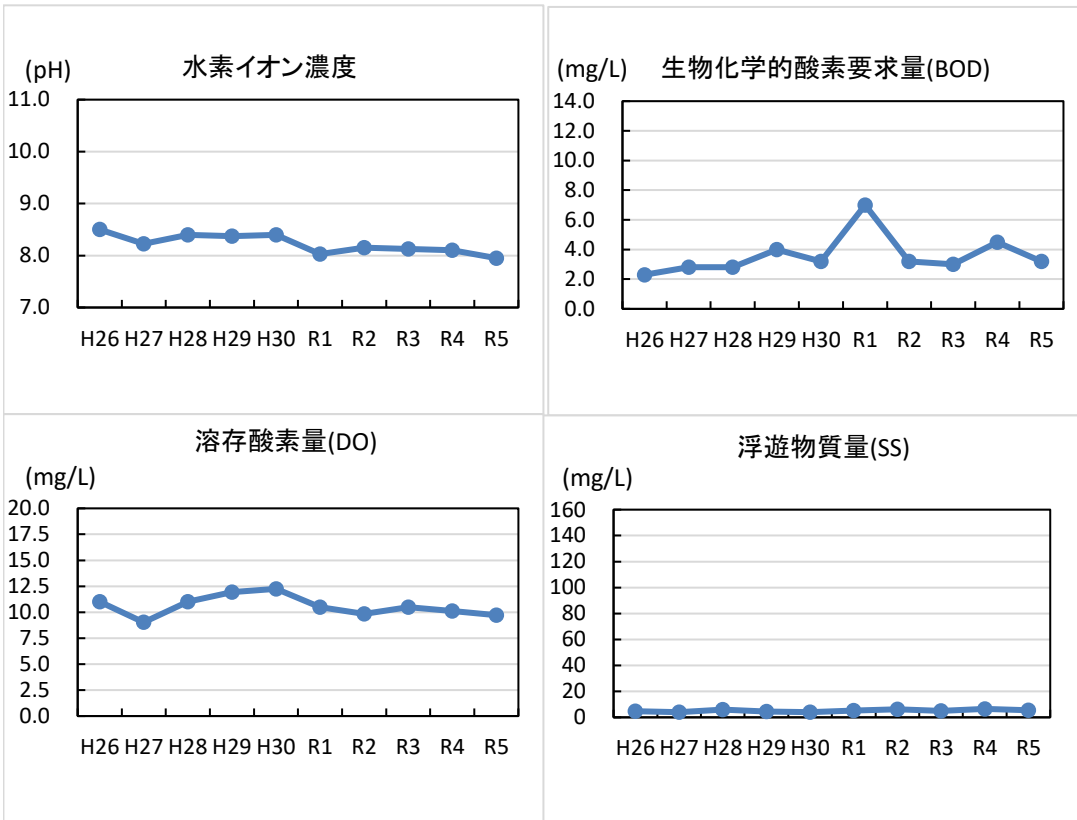
石ヶ瀬川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	7.4	2.4	6	9.3	
H27	7.6	3.7	6	10.1	
H28	7.7	3.6	4	10.0	
H29	7.6	7.0	6	9.5	
H30	7.6	4.7	7	9.9	
R1	7.7	2.7	6	9.4	
R2	7.7	4.8	7	9.4	
R3	7.7	5.0	7	9.4	
R4	7.7	4.3	7	9.0	1,155
R5	7.7	2.8	7	8.7	2,880

⑥ 石ヶ瀬川（石ヶ瀬跨線橋付近）



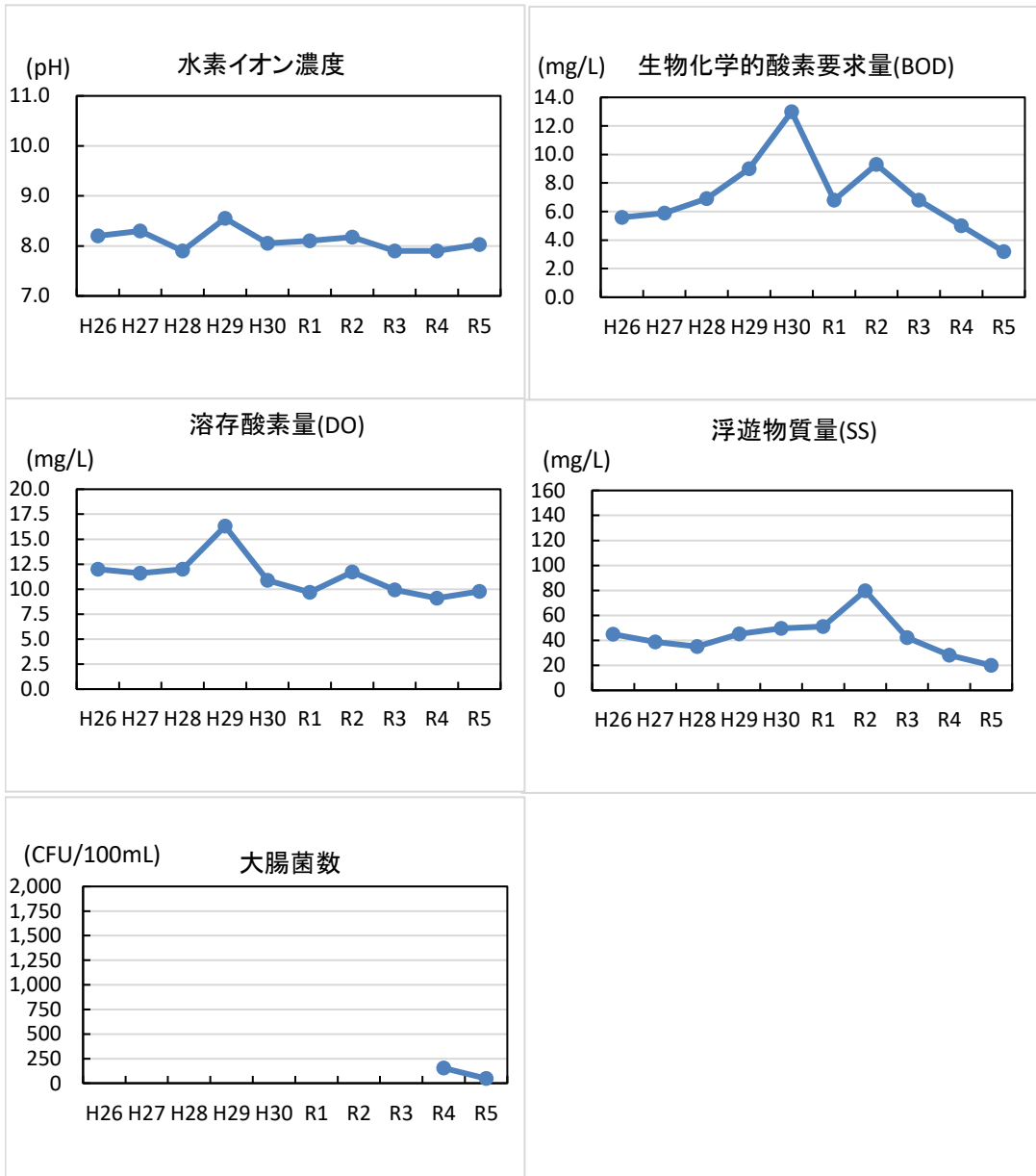
石ヶ瀬川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	7.3	2.1	6	8.3	
H27	7.6	2.3	6	9.2	
H28	7.5	3.7	5	8.9	
H29	7.6	6.1	6	9.0	
H30	7.6	3.3	6	8.4	
R1	7.6	3.4	5	8.2	
R2	7.5	4.0	7	8.4	
R3	7.7	3.3	7	8.6	
R4	7.7	4.1	7	8.8	793
R5	7.6	2.8	5	8.6	738

⑦ 皆瀬川 (夫婦橋付近)



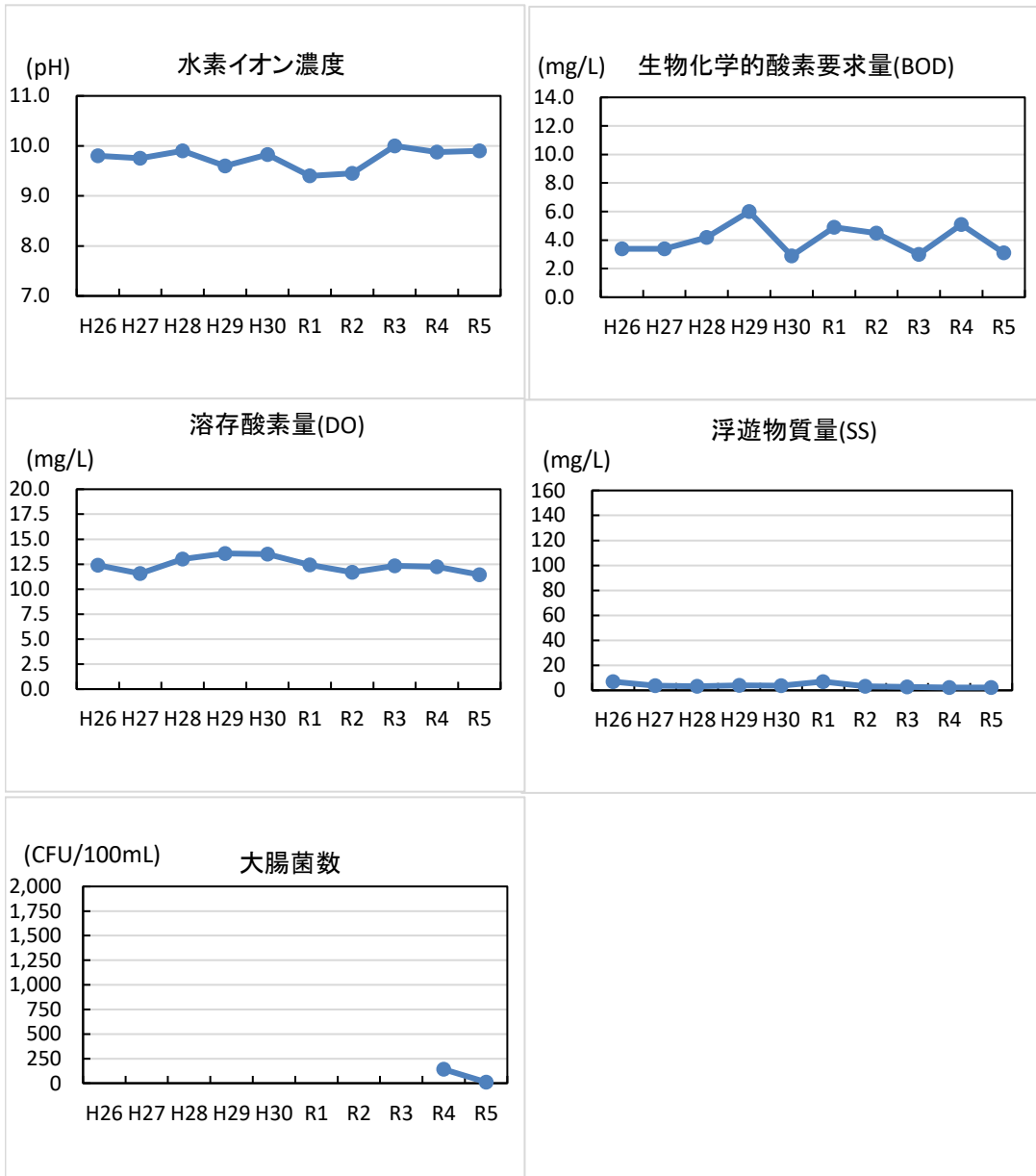
皆瀬川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	8.5	2.3	5	11.0	
H27	8.2	2.8	4	9.0	
H28	8.4	2.8	6	11.0	
H29	8.4	4.0	5	11.9	
H30	8.4	3.2	4	12.3	
R1	8.0	7.0	5	10.5	
R2	8.2	3.2	6	9.8	
R3	8.1	3.0	5	10.5	
R4	8.1	4.5	7	10.1	115
R5	8.0	3.2	6	9.7	25

⑧ 五ヶ村川（五ヶ村川第二排水機場付近）



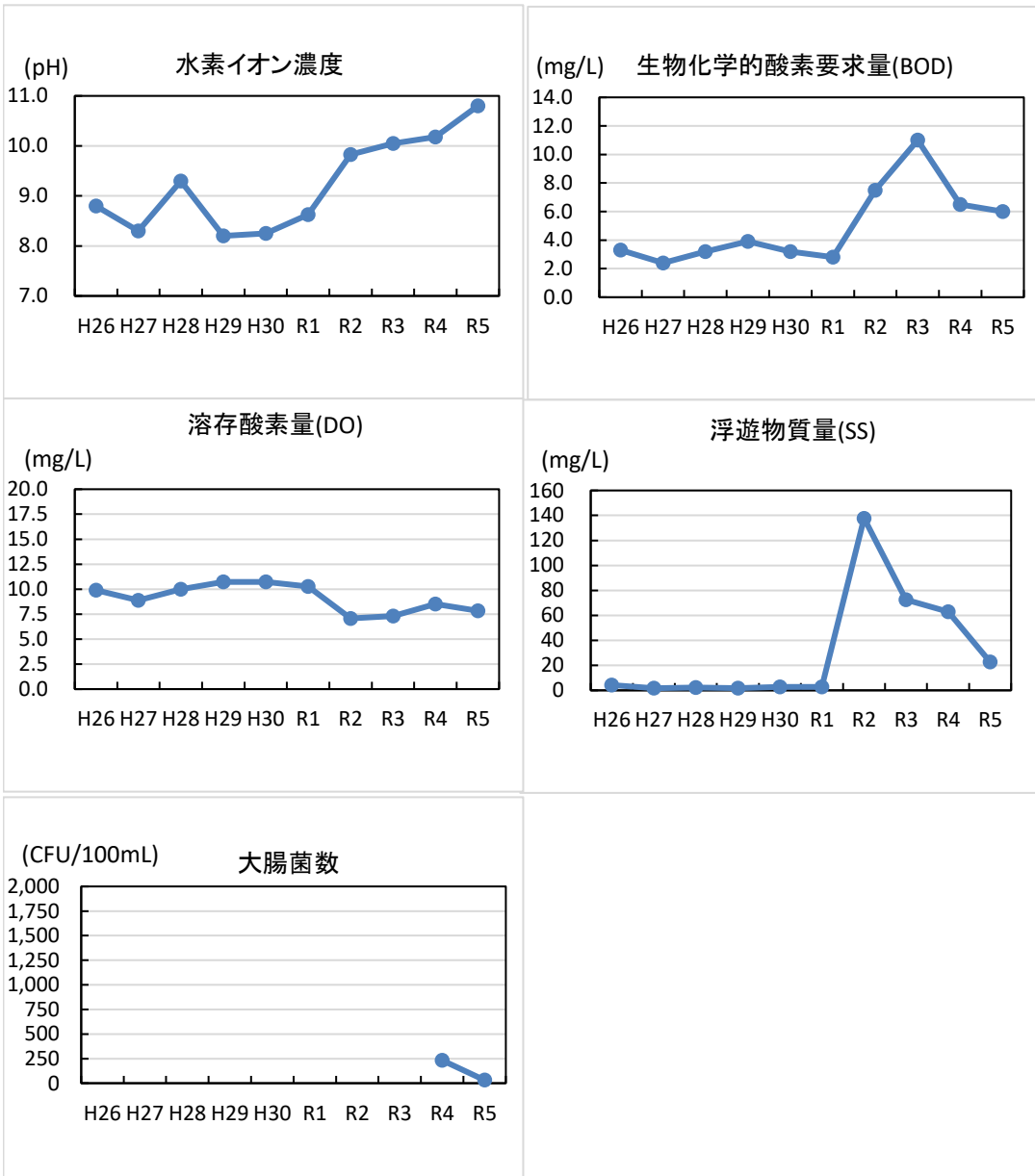
五ヶ村川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	8.2	5.6	45	12.0	
H27	8.3	5.9	39	11.6	
H28	7.9	6.9	35	12.0	
H29	8.6	9.0	45	16.3	
H30	8.1	13.0	50	10.9	
R1	8.1	6.8	51	9.7	
R2	8.2	9.3	80	11.7	
R3	7.9	6.8	42	9.9	
R4	7.9	5.0	28	9.1	154
R5	8.0	3.2	20	9.8	47

⑨ 砂 川 (五ヶ村川第二排水機場付近)



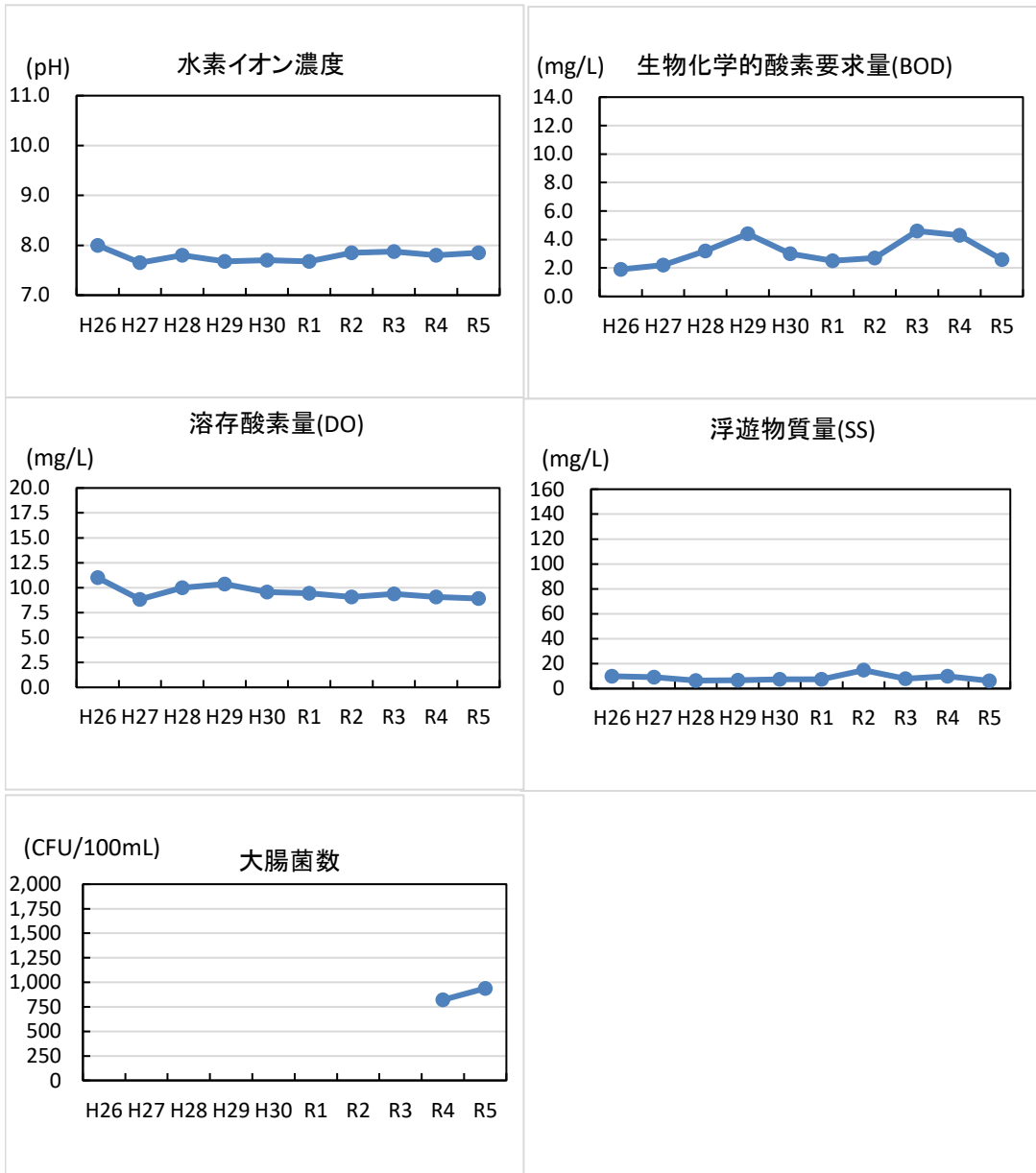
砂 川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	9.8	3.4	7	12.4	
H27	9.8	3.4	4	11.6	
H28	9.9	4.2	3	13.0	
H29	9.6	6.0	4	13.6	
H30	9.8	2.9	4	13.5	
R1	9.4	4.9	7	12.4	
R2	9.5	4.5	3	11.7	
R3	10.0	3.0	3	12.3	
R4	9.9	5.1	2	12.3	142
R5	9.9	3.1	2	11.5	11

⑩ 明神川 (藤井神社付近)



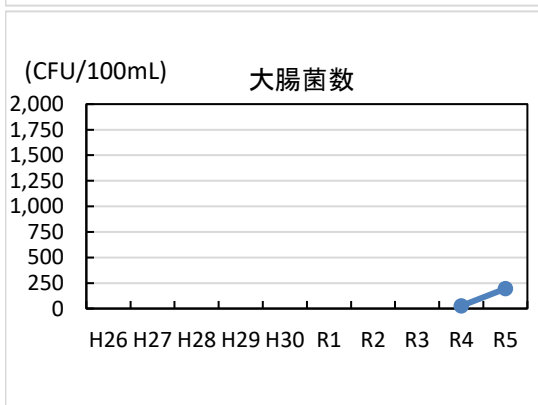
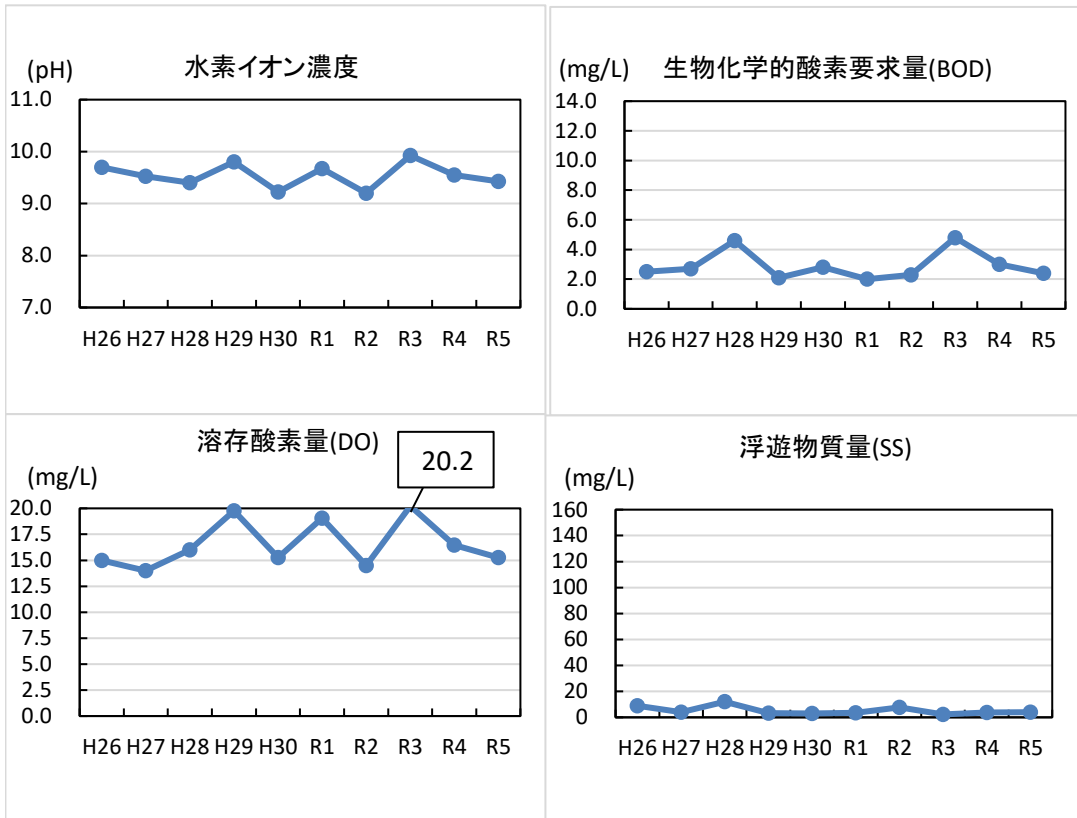
鞍流瀬川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	8.8	3.3	4	9.9	
H27	8.3	2.4	2	8.9	
H28	9.3	3.2	2	10.0	
H29	8.2	3.9	2	10.7	
H30	8.3	3.2	3	10.7	
R1	8.6	2.8	3	10.3	
R2	9.8	7.5	138	7.1	
R3	10.1	11.0	73	7.3	
R4	10.2	6.5	63	8.5	233
R5	10.8	6.0	23	7.8	31

⑪ 境川 (東海道新幹線鉄橋付近)



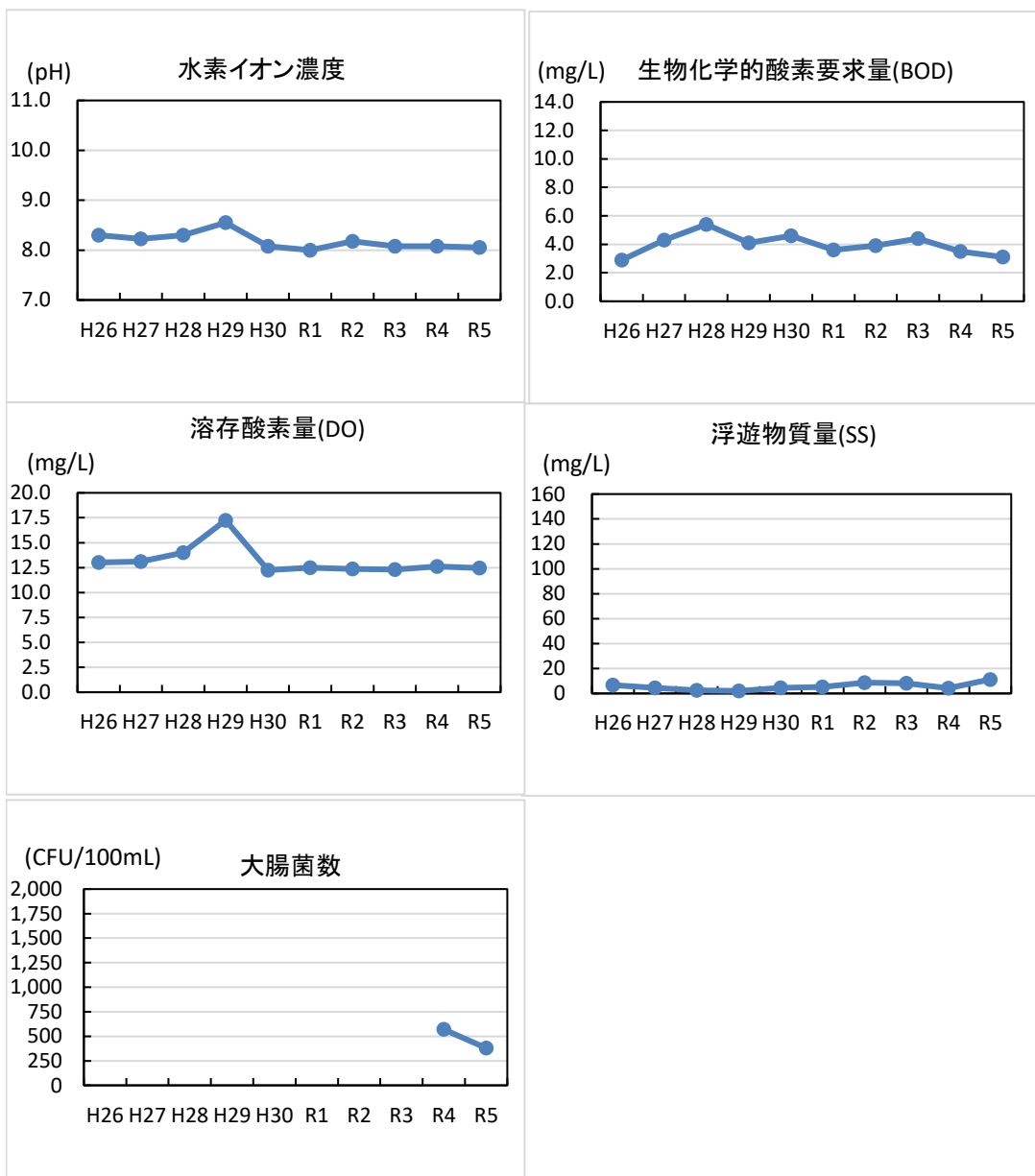
境川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	8.0	1.9	10	11.0	
H27	7.7	2.2	9	8.8	
H28	7.8	3.2	7	10.0	
H29	7.7	4.4	7	10.4	
H30	7.7	3.0	8	9.6	
R1	7.7	2.5	8	9.5	
R2	7.9	2.7	15	9.1	
R3	7.9	4.6	8	9.4	
R4	7.8	4.3	10	9.1	821
R5	7.9	2.6	6	8.9	938

⑫ 延命寺川 (弁天橋付近)



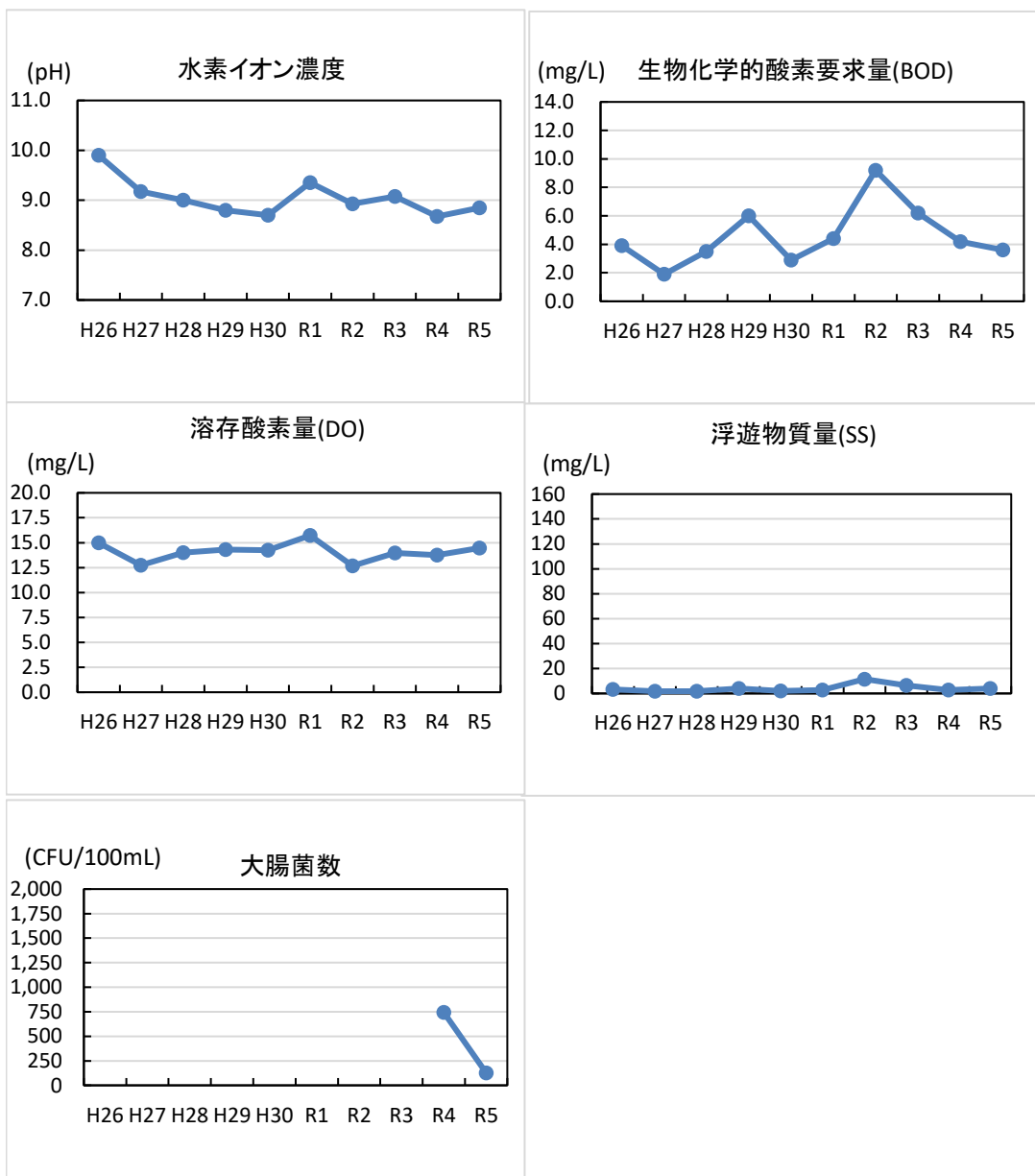
延命寺川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	9.7	2.5	9	15.0	
H27	9.5	2.7	4	14.0	
H28	9.4	4.6	12	16.0	
H29	9.8	2.1	3	19.8	
H30	9.2	2.8	3	15.3	
R1	9.7	2.0	4	19.1	
R2	9.2	2.3	8	14.5	
R3	9.9	4.8	2	20.2	
R4	9.6	3.0	4	16.5	26
R5	9.4	2.4	4	15.3	194

⑬ 石 根 川 (市道大府・共和線付近)



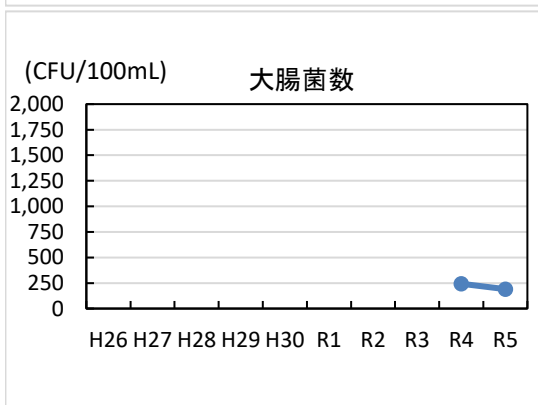
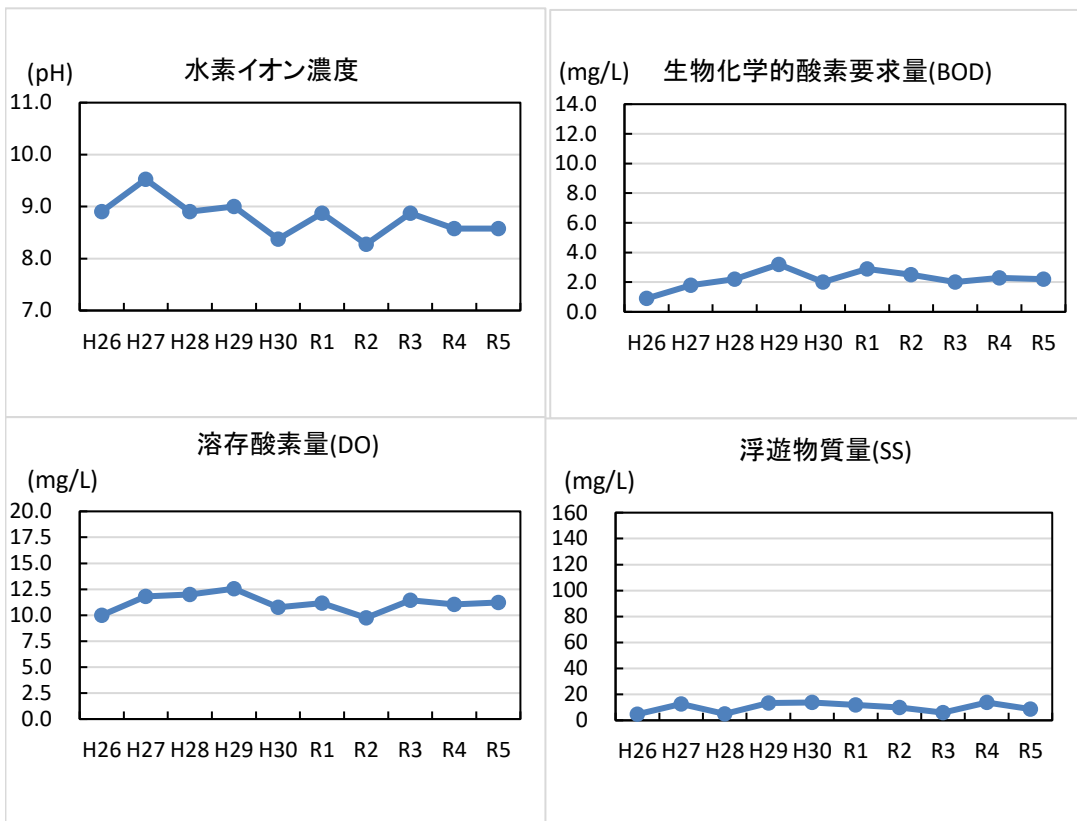
石根川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	8.3	2.9	7	13.0	
H27	8.2	4.3	4	13.1	
H28	8.3	5.4	3	14.0	
H29	8.6	4.1	2	17.3	
H30	8.1	4.6	5	12.3	
R1	8.0	3.6	5	12.5	
R2	8.2	3.9	9	12.4	
R3	8.1	4.4	8	12.3	
R4	8.1	3.5	4	12.6	570
R5	8.1	3.1	11	12.5	380

⑭ 長草川 (市道大府・共和線付近)



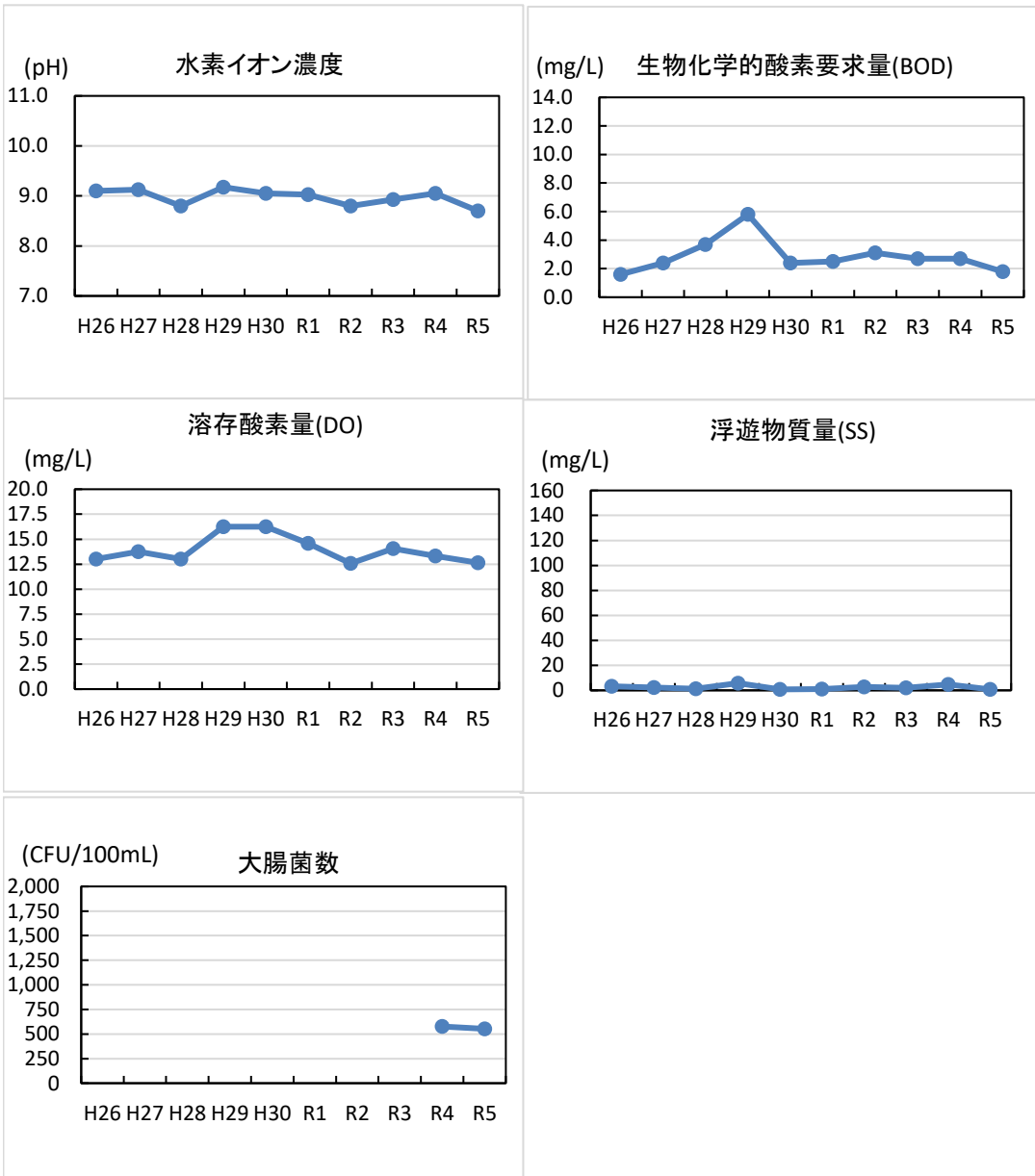
長草川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	9.9	3.9	3	15.0	
H27	9.2	1.9	2	12.8	
H28	9.0	3.5	2	14.0	
H29	8.8	6.0	4	14.3	
H30	8.7	2.9	2	14.3	
R1	9.4	4.4	3	15.7	
R2	8.9	9.2	12	12.7	
R3	9.1	6.2	7	14.0	
R4	8.7	4.2	3	13.8	743
R5	8.9	3.6	4	14.5	128

⑮ 大 高 川 (共和町西流レ 子安神社付近)



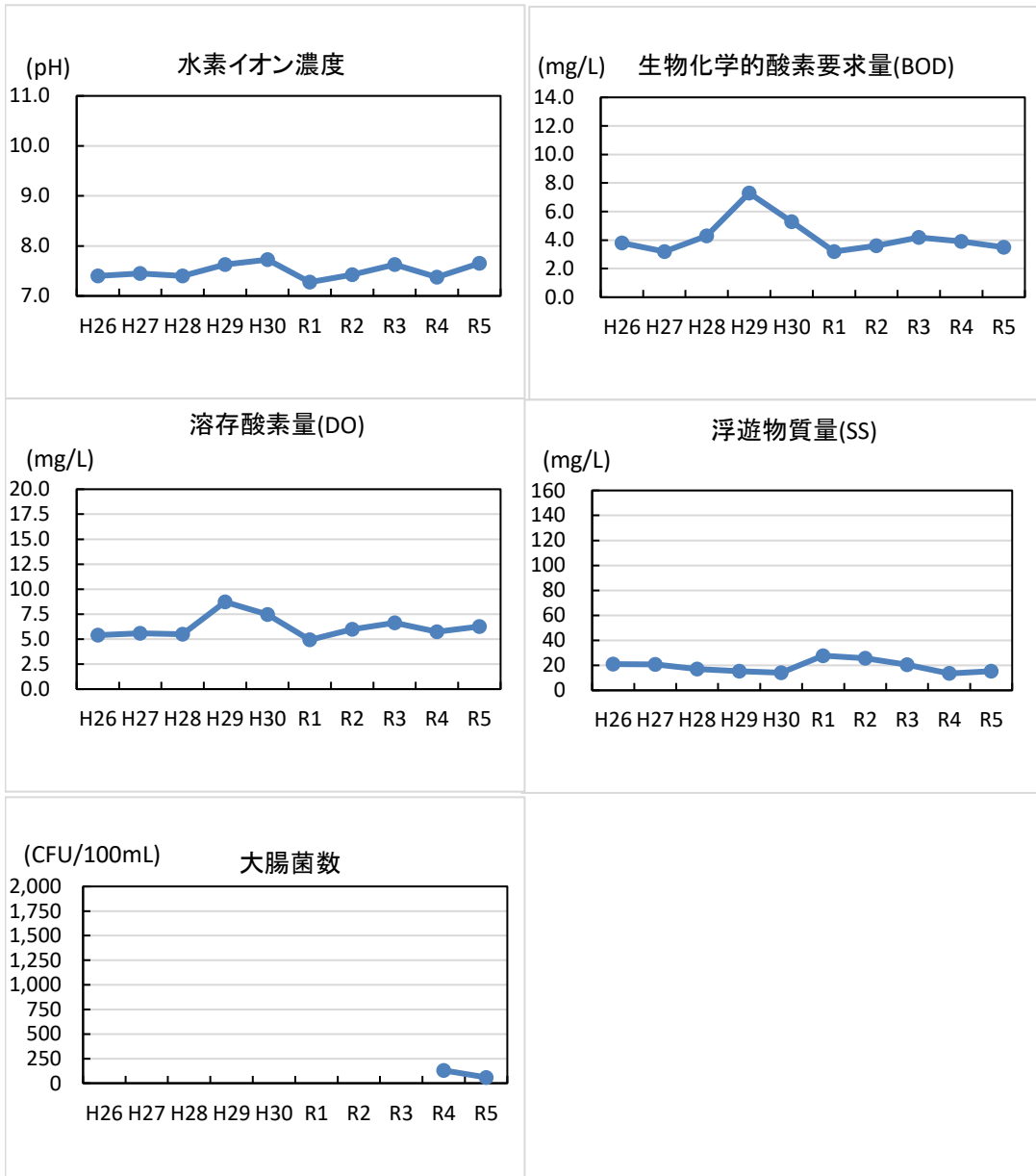
大高川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	8.9	0.9	5	10.0	
H27	9.5	1.8	13	11.8	
H28	8.9	2.2	5	12.0	
H29	9.0	3.2	13	12.6	
H30	8.4	2.0	14	10.8	
R1	8.9	2.9	12	11.2	
R2	8.3	2.5	10	9.8	
R3	8.9	2.0	6	11.5	
R4	8.6	2.3	14	11.1	243
R5	8.6	2.2	9	11.2	190

⑩ 高根川 (夫婦橋付近)



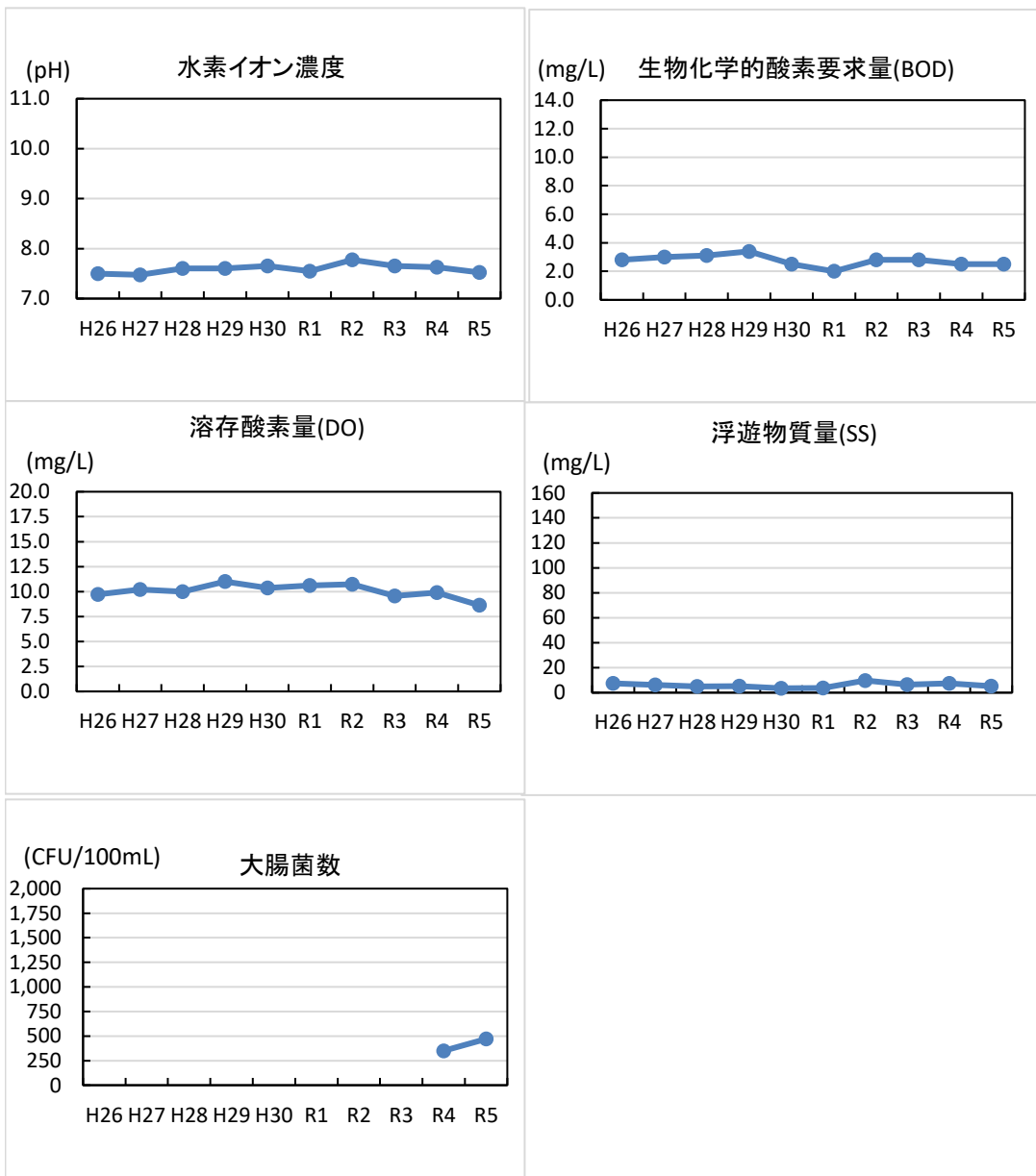
高根川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	9.1	1.6	3	13.0	
H27	9.1	2.4	2	13.8	
H28	8.8	3.7	1	13.0	
H29	9.2	5.8	6	16.3	
H30	9.1	2.4	1	16.3	
R1	9.0	2.5	1	14.6	
R2	8.8	3.1	3	12.6	
R3	8.9	2.7	2	14.1	
R4	9.1	2.7	5	13.3	576
R5	8.7	1.8	1	12.7	553

⑰ 横 根 川 (横根川排水機場付近)



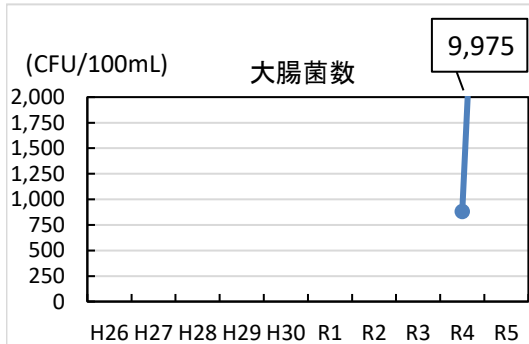
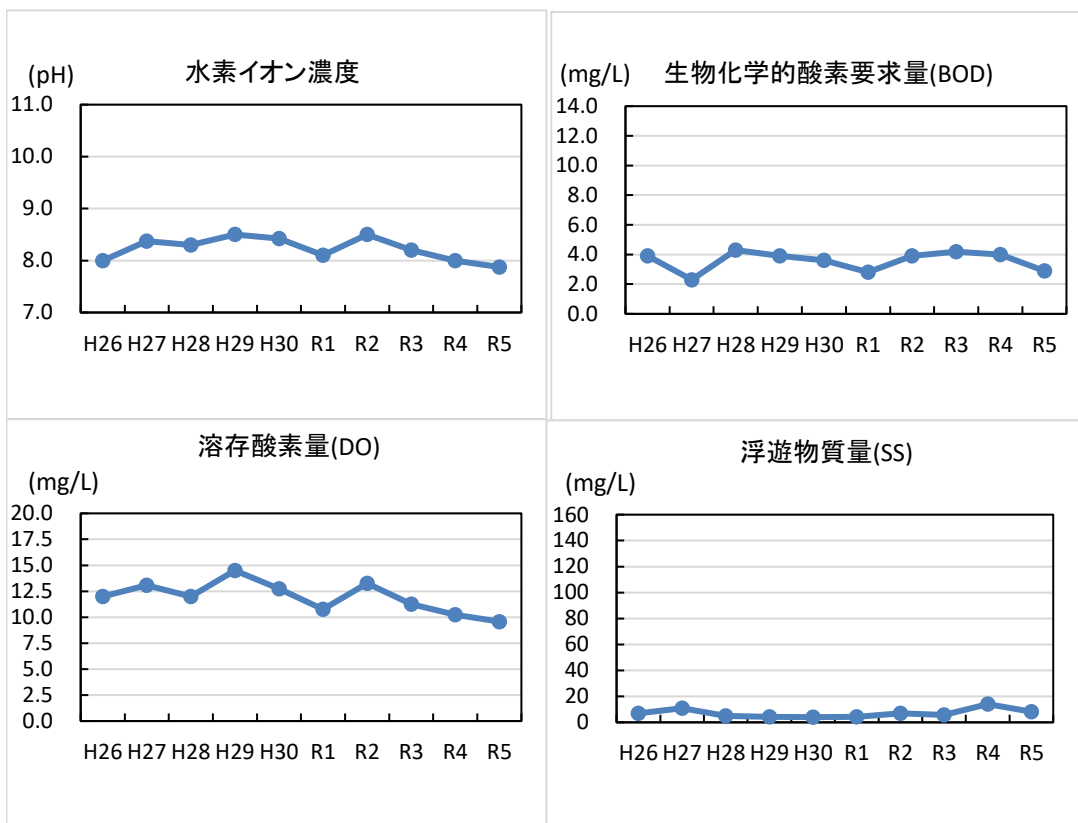
横根川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	7.4	3.8	21	5.4	
H27	7.5	3.2	21	5.6	
H28	7.4	4.3	17	5.5	
H29	7.6	7.3	15	8.7	
H30	7.7	5.3	14	7.5	
R1	7.3	3.2	28	4.9	
R2	7.4	3.6	26	6.0	
R3	7.6	4.2	21	6.6	
R4	7.4	3.9	14	5.8	130
R5	7.7	3.5	15	6.3	59

⑱ 矢戸川 (矢戸歩道橋付近)



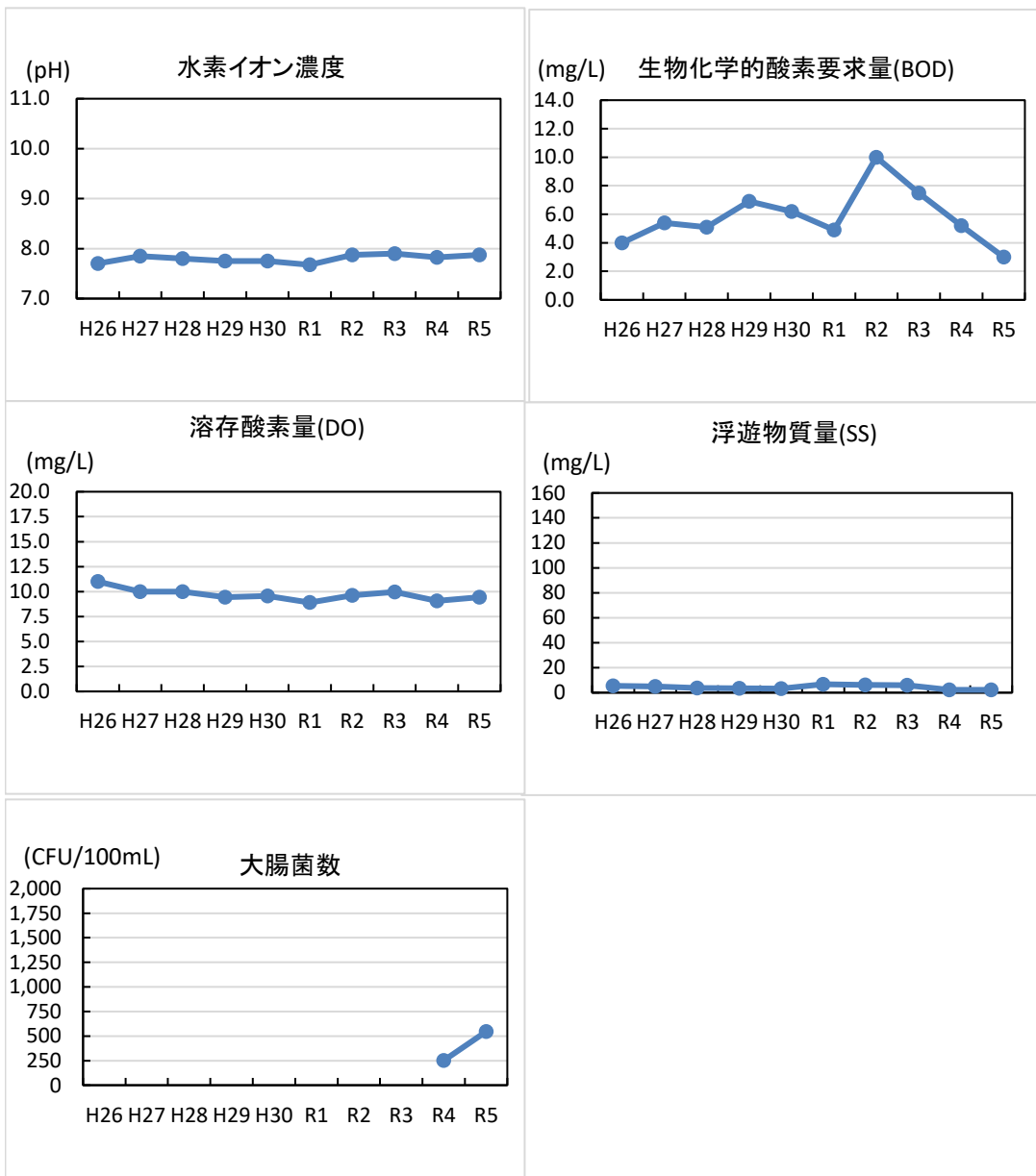
矢戸川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	7.5	2.8	7	9.7	
H27	7.5	3.0	6	10.2	
H28	7.6	3.1	5	10.0	
H29	7.6	3.4	5	11.0	
H30	7.7	2.5	4	10.4	
R1	7.6	2.0	4	10.6	
R2	7.8	2.8	10	10.7	
R3	7.7	2.8	7	9.6	
R4	7.6	2.5	8	9.9	350
R5	7.5	2.5	5	8.6	470

⑱ 半月川（下清水城橋付近）



半月川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	8.0	3.9	7	12.0	
H27	8.4	2.3	11	13.1	
H28	8.3	4.3	5	12.0	
H29	8.5	3.9	4	14.5	
H30	8.4	3.6	4	12.8	
R1	8.1	2.8	4	10.8	
R2	8.5	3.9	7	13.3	
R3	8.2	4.2	6	11.3	
R4	8.0	4.0	14	10.3	883
R5	7.9	2.9	8	9.6	9,975

㊫ 尾坂田川 (尾坂田橋付近)



尾坂田川	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
H26	7.7	4.0	5	11.0	
H27	7.9	5.4	5	10.0	
H28	7.8	5.1	4	10.0	
H29	7.8	6.9	4	9.4	
H30	7.8	6.2	3	9.6	
R1	7.7	4.9	7	8.9	
R2	7.9	10.0	6	9.6	
R3	7.9	7.5	6	10.0	
R4	7.8	5.2	2	9.1	251
R5	7.9	3.0	2	9.4	545

4. ため池水質調査地点

令和5年度ため池水質調査は、市内30地点で実施した。調査地点は次のとおりである。

No.1	川池	若草町	一丁目地内
No.2	鴨池(下)	桃山町	一丁目地内
No.3	トチネ池	追分町	六丁目地内
No.4	横根大池	横根町	平地地内
No.5	釜池(下)	梶田町	五丁目地内
No.6	宮池(下)	明成町	一丁目地内
No.7	藤池	森岡町	三丁目地内
No.8	才田池	共和町	才田地内
No.9	鴻ノ巣池	共和町	鴻ノ巣地内
No.10	八兵衛池	共和町	五丁目地内
No.11	坊主池	北崎町	井田地内
No.12	重箱池	北崎町	一丁目地内
No.13	星名池	北崎町	福池地内
No.14	上池	北崎町	大根地内
No.15	茨池	北崎町	茨山地内
No.16	末広瀬戸池	共和町	末広地内
No.17	マス池	追分町	四丁目地内
No.18	アカ池	北山町	二丁目地内
No.19	源ヶ池	神田町	一丁目地内
No.20	廻間池	神田町	五丁目地内
No.21	杵口池	長草町	杵口下地内
No.22	亀池	長草町	亀池地内
No.23	立会池	大府町	長根地内
No.24	午池	横根町	午池地内
No.25	カゴ池	森岡町	三丁目地内
No.26	時代池	宮内町	六丁目地内
No.27	新池(下)	吉川町	六丁目地内
No.28	四郎平池	吉川町	六丁目地内
No.29	籠染池	吉田町	籠染地内
No.30	弥左エ門池	桜木町	四丁目地内

5. ため池水質調査結果の概要

ため池に関する水質基準がないため、生活環境の保全に関する環境基準（天然湖及び貯水量 1000 万 m³以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）に基づき、B 類型、C 類型及び V 類型を準用した。

・ B 類型

水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下
化学的酸素要求量 (COD)	5 mg / L 以下
浮遊物質質量 (SS)	15 mg / L 以下
溶存酸素量 (DO)	5 mg / L 以上

・ C 類型

水素イオン濃度 (pH)	6.0 以上 8.5 以下
化学的酸素要求量 (COD)	8 mg / L 以下
浮遊物質質量 (SS)	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素量 (DO)	2 mg / L 以上

・ V 類型

全	磷	0.1 mg / L 以下
全	窒素	1.0 mg / L 以下

・ また環境基準のない項目については、次の数値になった。

アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	0.5 mg / L 以下
(環境基準 V 類型の全窒素)	1.0 mg / L 以下の半分)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (N-H)	1.0 mg / L 以下
(工場排水の排水基準量)	2.0 mg / L 以下の半分)
透視度	30 度 以上
	(JIS K1020-9 の測定範囲が 1 ~ 30 度)

参考

B 類型：水産 3 級（コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用）、工業用水 1 級（沈殿等による通常の浄水操作を行うもの）、農業用水及び C 類型に掲げるもの。

C 類型：工業用水 2 級（薬品注入による高度の浄化操作、または特殊な浄化操作を行うもの）、環境保全（国民の日常生活において不快感を生じない程度）。

V 類型：水産 3 級、工業用水、農業用水及び環境保全。

環境基準への適合率

項 目	基準 値	類 型	適 合 率		
			(%) 【30地点】	R4 【31地点】	R3 【30地点】
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上8.5以下	B類型	76.7	71.0	86.7
	6.0以上8.5以下	C類型	76.7	71.0	86.7
化学的酸素要求量 (COD)	5mg/L以下	B類型	16.7	9.7	16.7
	8mg/L以下	C類型	33.3	25.8	50.0
浮遊物質 (SS)	15mg/L以下	B類型	43.3	32.3	43.3
	ごみ等の浮遊が認められないこと	C類型	100.0	100.0	100.0
溶存酸素量 (DO)	5mg/L以上	B類型	90.0	100.0	90.0
	2mg/L以上	C類型	96.7	100.0	100.0
全 窒 素 (T-N)	1.0mg/L以下	V類型	23.3	29.0	73.3
全 磷 (T-P)	0.1mg/L以下	V類型	26.7	35.5	66.7

環境基準のない項目

項 目	基準 値	適 合 率		
		(%) 【30地点】	R4 【31地点】	R3 【30地点】
アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	0.5mg/L以下	50.0	83.9	100.0
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (N-H)	1.0mg/L以下	100.0	100.0	100.0
透 視 度	30度以上	43.3	35.5	36.7

※ノルマルヘキサン抽出物質含有量については、工場排水の排出基準値の半分と比較。

※アンモニア性窒素については、全窒素の環境基準V類型の半分と比較。

※透視度については、JIS K1020 9の測定範囲が1～30度なので30度と比較。

令和5年度ため池水質調査結果一覧

採水地点番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ため池名		川池 (若草町)	鴨池(下) (桃山町)	ト子ネ池 (追分町)	横根大池 (横根町)	釜池(下) (梶田町)	宮池(下) (明成町)	藤池 (森岡町)	才田池 (共和町)	鴻ノ巣池 (共和町)	八兵衛池 (共栄町)
採水年月日		R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.17	R5.8.17	R5.8.17	R5.8.17	R5.8.21
採水時刻		13時55分	14時10分	14時20分	13時15分	15時10分	8時51分	11時20分	10時05分	9時52分	15時35分
天候	前々日	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	前日	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	当日	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
気温	℃	34.5	35.0	34.5	34.0	34.5	30.5	32.0	30.5	31.0	34.5
水温	℃	34.0	34.5	31.5	34.5	35.0	29.0	30.5	29.5	30.0	31.5
水素イオン濃度 (pH)		9.6	7.3	9.8	7.7	7.6	7.4	7.8	7.3	7.3	7.6
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	15.0	18.0	4.3	16.0	9.7	8.6	9.2	4.3	32.0	15.0
浮遊物質量 (SS)	mg/L	31	55	6	28	14	55	20	57	10	9
溶存酸素量 (DO)	mg/L	14.0	9.7	7.6	10.0	11.0	7.0	11.0	8.1	8.3	7.1
全窒素 (T-N)	mg/L	1.4	4.5	7.2	1.7	1.4	1.9	0.9	1.9	7.1	1.1
全磷 (T-P)	mg/L	0.22	0.29	0.07	0.17	0.09	0.16	0.09	0.27	0.76	0.12
アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.20	0.1未満	0.40	0.10	1.10	0.20
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満
大腸菌数	CFU/100mL	1未満	1未満	1未満	11	1未満	9	19	44	12	7
透視度	度	30	12	62	28	28	18	18	11	21	33
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	沼沢臭	無臭
色相		濃黄緑色濁	濃黄緑色濁	淡黄褐色透	濃黄緑色濁	濃黄緑色濁	濃黄緑色濁	濃黄緑色濁	濃黄緑色濁	濃黄褐色濁	濃黄緑色濁

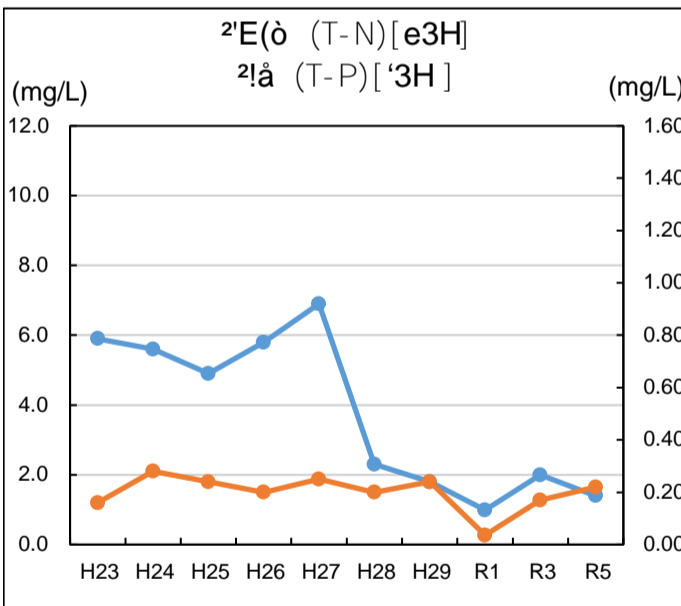
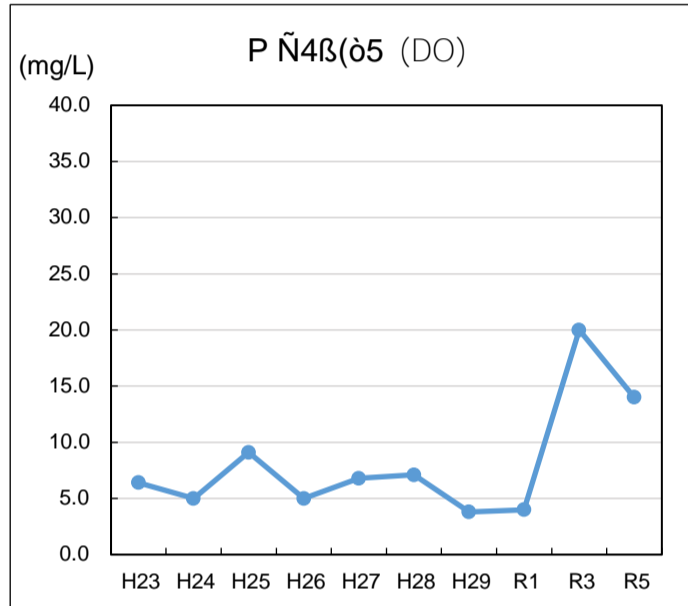
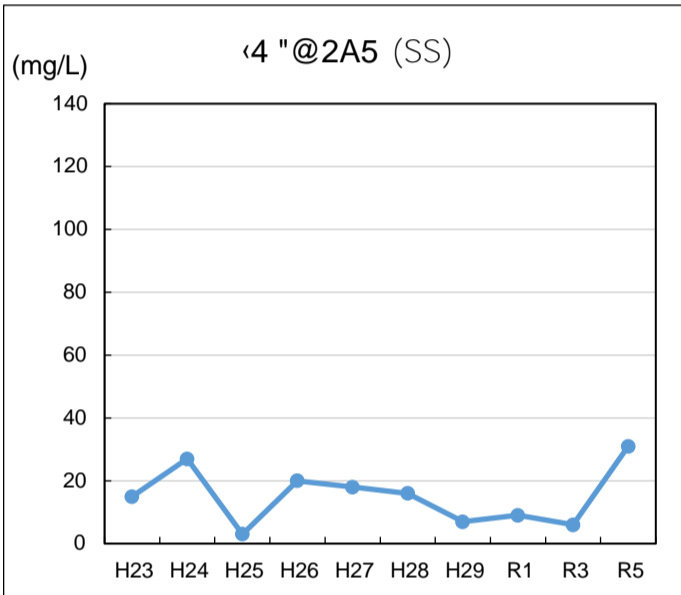
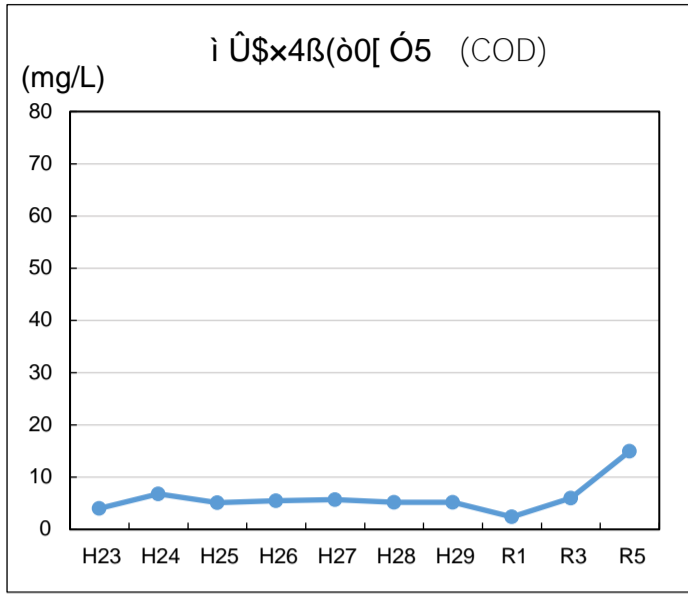
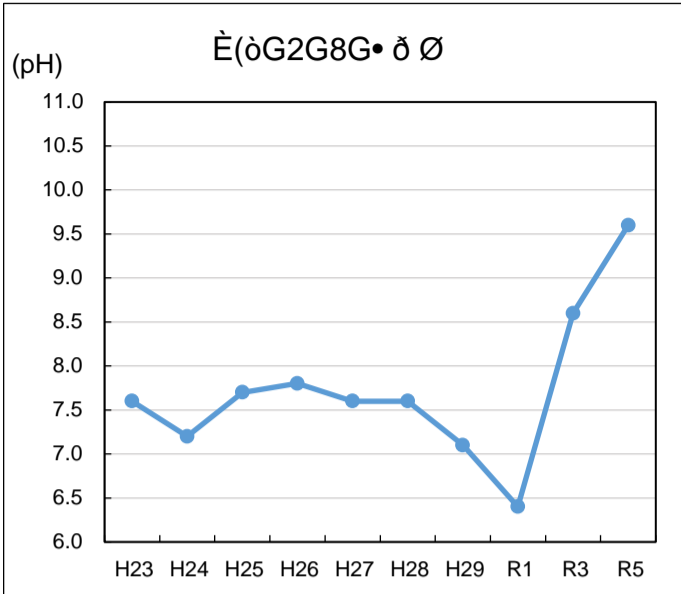
令和5年度ため池水質調査結果一覧

採水地点番号		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
ため池名		坊主池 (北崎町)	重箱池 (北崎町)	星名池 (北崎町)	上池 (北崎池)	茨池 (北崎町)	末広瀬戸池 (共和町)	マス池 (追分町)	アカ池 (北山町)	源ヶ池 (神田町)	廻間池 (神田町)
採水年月日		R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.17	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21
採水時刻		11時00分	10時50分	10時40分	10時15分	9時40分	9時13分	14時35分	14時45分	11時30分	11時15分
天候	前々日	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	前日	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	当日	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
気温	℃	33.0	33.0	33.0	32.0	31.0	30.5	35.0	35.0	34.0	33.5
水温	℃	30.0	29.0	31.0	31.0	31.5	29.0	29.0	34.0	34.0	32.0
水素イオン濃度 (pH)		7.2	7.8	7.4	7.3	7.9	7.5	7.7	8.2	7.8	7.4
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	4.2	1800.0	5.2	22.0	9.7	8.6	6.6	9.8	6.0	14.0
浮遊物質 (SS)	mg/L	3	4,600	17	420	37	17	3	18	9	26
溶存酸素量 (DO)	mg/L	5.0	0.5未満	4.5	2.0	1.7	8.7	7.4	9.9	8.9	9.8
全窒素 (T-N)	mg/L	0.9	1.2	0.8	4.1	1.9	1.1	0.6	1.6	2.0	1.8
全磷 (T-P)	mg/L	0.07	0.15	0.10	0.63	0.23	0.39	0.10	0.16	0.11	0.18
アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	mg/L	0.40	2.10	0.30	1.40	0.40	0.1未満	0.1未満	0.30	0.10	0.30
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満
大腸菌数	CFU/100mL	1未満	2	13	1200	110	14	1未満	7	1未満	3
透視度	度	60	1	20	6	40	26	38	21	35	38
臭気		無臭	土臭	無臭	無臭	微沼沢臭	沼沢臭	無臭	無臭	無臭	無臭
色相		淡黄緑色透	淡黄茶色濁	濃黄緑色濁	濃茶色濁	濃茶色濁	濃黄茶色濁	淡黄褐色濁	濃緑色濁	淡黄緑色濁	濃黄緑色濁

令和5年度ため池水質調査結果一覧

採水地点番号		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
ため池名		杵口池 (長草町)	亀池 (長草町)	立会池 (大府町)	午池 (横根町)	カゴ池 (森岡町)	時代池 (宮内町)	新池(下) (吉川町)	四朗平池 (吉川町)	籠染池 (吉田町)	弥左工門池 (桜木池)
採水年月日		R5.8.17	R5.8.17	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.17	R5.8.17	R5.8.17	R5.8.17	R5.8.17	R5.8.17
採水時刻		10時30分	10時50分	13時45分	13時30分	11時38分	11時55分	12時12分	12時26分	13時20分	12時51分
天候	前々日	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	前日	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	当日	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
気温	℃	31.5	31.5	34.5	34.0	32.5	32.5	32.5	33.2	32.5	33.0
水温	℃	28.0	30.0	32.5	31.0	31.0	31.0	31.5	32.0	27.5	32.5
水素イオン濃度 (pH)		7.2	8.7	9.0	7.2	8.0	9.1	9.6	9.4	7.7	8.0
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	1.6	61.0	7.6	12.0	9.3	16.0	27.0	32.0	0.8	7.8
浮遊物質 (SS)	mg/L	4	150	6	15	8	46	47	44	9	2
溶存酸素量 (DO)	mg/L	7.4	13.0	13.0	6.0	7.9	12.0	13.0	12.0	7.9	7.4
全窒素 (T-N)	mg/L	0.7	7.0	3.5	1.1	1.1	2.3	3.0	6.0	0.4	0.7
全磷 (T-P)	mg/L	0.05	1.10	0.40	0.11	0.21	0.25	0.18	1.10	0.06	0.15
アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	mg/L	0.1未満	0.60	0.60	0.40	0.30	0.20	0.30	0.60	0.1未満	0.10
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満
大腸菌数	CFU/100mL	47	1未満	1未満	4	6	1未満	1未満	1未満	28	83
透視度	度	43	8	58	22	37	18	20	23	48	88
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	微沼沢臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
色相		淡黄緑色濁	濃黄緑色濁	淡黄緑色透	濃黄緑色濁	淡黄緑色濁	濃黄色濁	濃黄緑色濁	淡黄緑色濁	淡黄白色濁	淡黄緑色透

1. J.F.F. å ,],i#ëF. M N% ... Æ



J.F.F. å	pH	COD	SS	DO	² E(ò	² !å
H23	7.6	4.0	15	6.4	5.9	0.16
H24	7.2	6.8	27	5.0	5.6	0.28
H25	7.7	5.1	3	9.1	4.9	0.24
H26	7.8	5.5	20	5.0	5.8	0.20
H27	7.6	5.7	18	6.8	6.9	0.25
H28	7.6	5.2	16	7.1	2.3	0.20
H29	7.1	5.2	7	3.8	1.8	0.24
R1	6.4	2.4	9	4.0	1.0	0.04
R3	8.6	6.0	6	20.0	2.0	0.17
R5	9.6	15.0	31	14.0	1.4	0.22

V 騷 音

1. 自動車騒音常時監視調査

(1) 概要

この調査は道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音の測定を行い、年間を通じた地域の平均的な状況等を把握することを目的としている。調査によって得られたデータは各自治体が環境省へ報告し、自動車騒音公害防止の基礎資料として活用されている。

(2) 評価対象路線

路線名	調査単位区間番号	評価区間
一般国道 366 号	13760	大府市梶田町-大府市横根町
一般国道155号	11680	大府市吉川町-大府市中央町

(3) 自動車騒音の面的評価結果

本年度評価対象路線において、昼夜とも環境基準値以下であった住居等戸数の割合は一般国道 366 号(13760)で 90.8%、一般国道 155 号(11680)で 97.0%であった。

道路名	昼夜とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼夜とも 基準値超過	
	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合
一般国道 366 号 (272 戸)	247	90.8%	15	5.5%	0	0.0%	10	3.7%
一般国道 155 号 (596 戸)	578	97.0%	17	2.9%	0	0.0%	1	0.2%

< 過年度結果 >

年度	道路名	〔内調査区 戸数間〕	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率		
			昼間	夜間	昼夜	昼間	夜間	昼夜
R4	一般国道 155 号 (11680)	624	25	0	599	4.0%	0.0%	96.0%
R3	一般国道 23 号 (10580)	11	4	0	1	36.4%	0.0%	9.1%
	一般国道 23 号 (10590)	98	0	0	98	0.0%	0.0%	100.0%
R2	名古屋碧南線 (41940) (41950)	2,220	84	0	2112	3.8%	0.0%	95.1%
R1	名古屋半田線 (42290)	126	2	0	124	1.6%	0.0%	98.4%

VI 環境保全關係

VI 環境保全関係

1. 公害防止協定工場一覧

公害防止協定は、平成21年4月に施行された大府市環境基本条例第7条に基づき、下記の事業所と締結、調印をした。

令和6年3月31日現在

No.	事業所名	業種	協定内容												
			公害防止計画								報告及び立入調査	公害発生時措置	公害に関する損害の補償	環境の美化	
			原料・燃料規制	煤煙規制	排水規制	騒音規制	振動規制	悪臭規制	産業廃棄物規制	その他公害規制					
1	(株)豊田自動織機大府工場	機械		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
2	(株)豊田自動織機共和工場	機械		○	○	○	○	○				○	○	○	○
					◎	◎									
3	(株)豊田自動織機長草工場	機械		○	○	○	○	○				○	○	○	○
					◎	◎									
4	愛三工業(株)	機械		○	○	○	○	○				○	○	○	○
					◎	◎									
5	東海興業(株)	ゴム		○	○	○	○	○				○	○	○	○
					◎	◎									
6	住友ナコフオークリフト(株)	機械		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
7	太陽工芸(株)	塗装		○	○	○	○	○				○	○	○	○
					◎										
8	(株)大和電化工業所	金属		○	○	○	○	○				○	○	○	○
					◎										
9	東陽化研興業(株)	金属		○	○	○	○	○				○	○	○	○
					◎										
10	大府市鉄工団地協同組合	工業団地		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									

凡例：○ 事業者との協定締結項目

◎ 市の測定項目

No.	事業所名	業種	協定内容												
			公害防止計画								報告及び立入調査	公害発生時措置	公害に関する損害の補償	環境の美化	
			原料・燃料規制	煤煙規制	排水規制	騒音規制	振動規制	悪臭規制	産業廃棄物規制	その他公害規制					
11	名古屋製酪(株)大府工場	食料品		○	○	○	○	○				○	○	○	○
					◎	◎									
12	大府新江工業団地協同組合	工業団地		○	○	○	○	○				○	○	○	○
					◎	◎									
13	(株)ドミー	小売業		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
14	(株)型善	金属		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
15	愛知金属工業(株)	金属		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
16	新川工業(株)	金属		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
17	(株)首藤鉄工所	金属		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
18	戸松冶金(株)	金属		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
19	(株)東海塗装工業所	塗装			○	○	○	○				○	○	○	○
					◎	◎									
20	信正鋼材(株)	金属		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
21	コクサイエンジニアリング(株)	金属		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									

凡例:○ 事業者との協定締結項目

◎ 市の測定項目

No.	事業所名	業種	協定内容												
			公害防止計画								報告及び立入調査	公害発生時措置	公害に関する損害の補償	環境の美化	
			原料・燃料規制	煤煙規制	排水規制	騒音規制	振動規制	悪臭規制	産業廃棄物規制	その他公害規制					
22	ウチダ(株)	組付		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
23	(株)青山木型製作所	木型		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
24	ナリコマエンタープライズ(株)	食料品		○	○	○	○	○				○	○	○	○
					◎	◎									
25	ケミカルジャパン(株)	金属		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
26	(株)ワトワメディカル	産業廃棄物		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
						◎									
27	ミドリ特定目的会社	運送		○	○	○	○	○				○	○	○	○
28	(株)新巧模型製作所	模型		○	○	○	○	○				○	○	○	○
29	(株)スズケン	運送		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
30	オオブユニティ(株)リサイクルプラント 横根工場	リサイクル加工		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
31	メイリンベルト(株)	加工		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
32	(株)松尾製作所	金属		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									

凡例:○ 事業者との協定締結項目

◎ 市の測定項目

No.	事業所名	業種	協定内容												
			公害防止計画								報告及び立入調査	公害発生時措置	公害に関する損害の補償	環境の美化	
			原料・燃料規制	煤煙規制	排水規制	騒音規制	振動規制	悪臭規制	産業廃棄物規制	その他公害規制					
33	(株)シキミ	組付		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
34	スギホールディングス(株)	運送		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
35	(株)ユニメック	組付		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
36	(株)トッキュウ中部営業所	運送		○	○	○	○	○				○	○	○	○
37	(株)INBプランニング	ゴム		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
38	弥生プライマル(株)	金属		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
39	(株)東海理機	金属			○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
40	(株)日本製鋼所名機製作所	機械			○	○	○	○				○	○	○	○
					◎	◎	◎								
41	住友重機械工業(株) 名古屋製造所	機械			○	○	○	○				○	○	○	○
					◎	◎									
42	東海プラントエンジニアリング(株)	機械		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
43	(株)アリナプラント	機械		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									
44	(株)西村工業所	機械		○	○	○	○	○				○	○	○	○
						◎									

凡例:○ 事業者との協定締結項目

◎ 市の測定項目

2. 公害関係法・県条例届出状況

(1) 騒音・振動特定施設及び騒音・振動発生施設総数の詳細

施設名	騒規法対象(台)	振規法対象(台)	騒音条例対象(台)	振動条例対象(台)
1 金属加工機器	1,067	1,271	681	551
2 圧縮機及び冷凍機	1,648	1,348	1,385	1,706
3 土石用の粉砕機等	20	28	31	21
4 織機	109	42	0	32
5 建設用資材製造機械	3		0	
6 コンクリートブロックマシーン等		0		0
7 穀物用製粉機	8		0	0
8 木材加工機械	95	3	67	2
9 抄紙機	0		0	
10 印刷機械	72	66	0	0
11 合成樹脂用射出成形機	307	279	117	117
12 鋳型造形機	43	31	0	1
13 ゴム練用ロール機等		14		2
14 ディーゼルエンジン等			35	42
15 送風機及び排風機			328	584
16 走行クレーン			66	
17 洗びん機			0	
18 真空ポンプ			19	
総合計	3,372	3,082	2,729	3,058
工場等総数	255	219	331	369

(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例による悪臭関係工場等届出状況

業 種	届 出 件 数
1 畜産農業のうち次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房の総面積が50m ² 未満のものを除く。)を有するもの ロ 牛房施設(牛房の総面積が200m ² 未満のものを除く。)を有するもの ハ 鶏3,000羽以上飼育するもの	2 件 10 件 3 件
7 ゴム製品製造業(加硫施設を有するものに限る)	7 件
14 ごみ処理場	1 件
合 計	23 件

(3) 建設作業の届出件数

騒音・振動関係

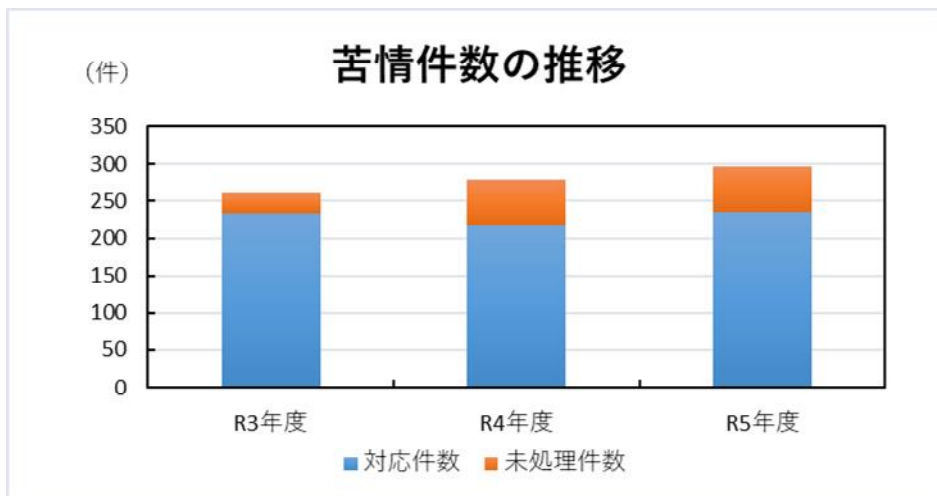
法 令	作 業 種 類 別	届 出 件 数
騒音規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例 1 くい打機等を使用する作業 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業 4 空気圧縮機を使用する作業 5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	19 件
		0 件
		216 件
		52 件
		2 件
	小 計	71 件
		5 件
		13 件
小 計		378 件
(騒音)	県民の生活環境の保全等に関する条例 6 建造物を動力・火薬等で解体破壊する作業 7 コンクリートミキサー等を使用する作業 8 コンクリートカッターを使用する作業 9 ブルドーザー等を使用する作業 10 ロードローラー等を使用する作業	54 件
		148 件
		155 件
		417 件
		245 件
	小 計	
振動規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例 1 くい打機等を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物等を破壊する作業 3 舗装版破碎機を使用する作業 4 ブレーカーを使用する作業	23 件
		0 件
		8 件
		193 件
	小 計	

3. あき地の雑草等除去

あき地の雑草による害虫の発生や枯草の火災を防ぐため、昭和 48 年に「大府市あき地の環境保全に関する条例」を制定した。雑草等の繁茂しているあき地の所有者に、雑草除去通知をして適正な管理が行われるよう指導し、あき地の環境保全に努めている。また、平成 22 年4月1日より『健康都市おおぶ』美しいまちをつくる条例」が施行され、より土地等の適正管理に努めるよう依頼している。

過去3年間の状況は次のとおりである。

年度 項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
苦情件数	261 件	278 件	297 件
所有者 処理件数	233 件	218 件	235 件
未処理件数	28 件	60 件	62 件



4. 生活排水対策

(1)生活排水クリーン推進員の概要

平成2年9月に施行された水質汚濁防止法では、国民の責務として使用済みの食用油や調理くず等の処理、洗剤の適正な使用を行うよう心掛けることなどが定められている。

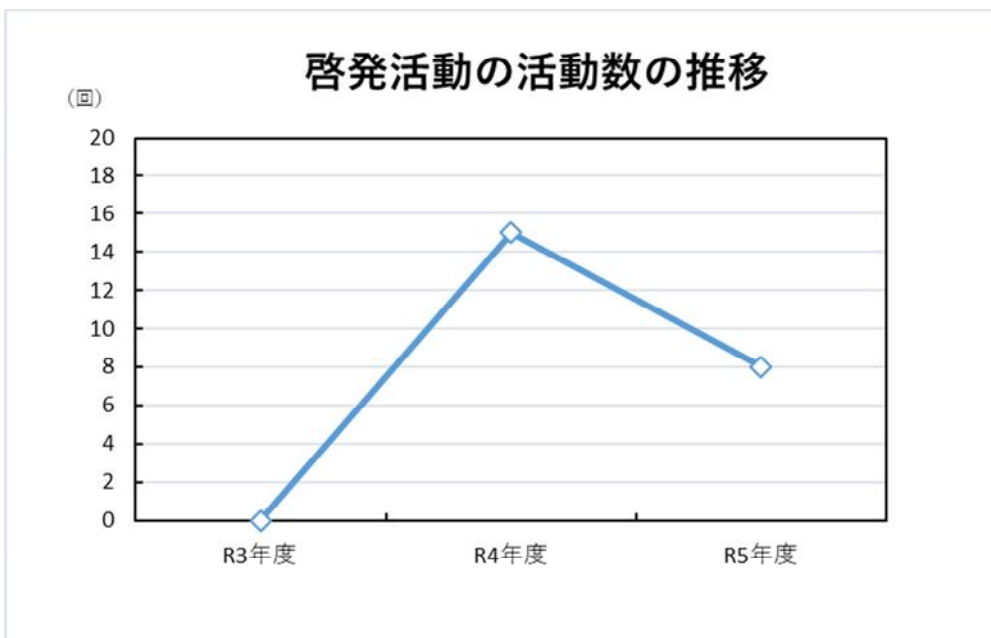
生活排水クリーン推進員制度は、生活排水(家庭雑排水等)による公共用水域の水質汚濁防止のため、平成2年度に愛知県生活排水クリーン推進員として、大府市では地区毎に各1名、計8名に依頼して始まった。

平成3年度から、大府市生活排水クリーン推進員制度として各地域の状況を踏まえながら活動しており、令和5年度は4名の生活排水クリーン推進員が活動している。

(2)啓発活動の概要

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、啓発活動等を中止した。廃食用油を活用した廃油石けんづくりは、原料となる薬品の取り扱いに関する安全配慮の観点から令和5年度から廃止した。

年度 項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
活動回数	0回	15回	8回



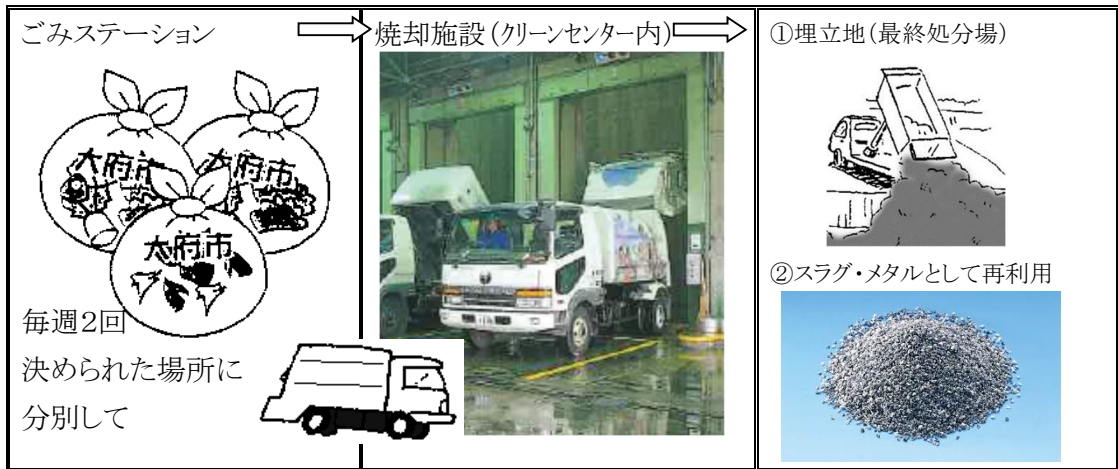
Ⅶ ごみ・資源関係

Ⅶ ごみ・資源関係

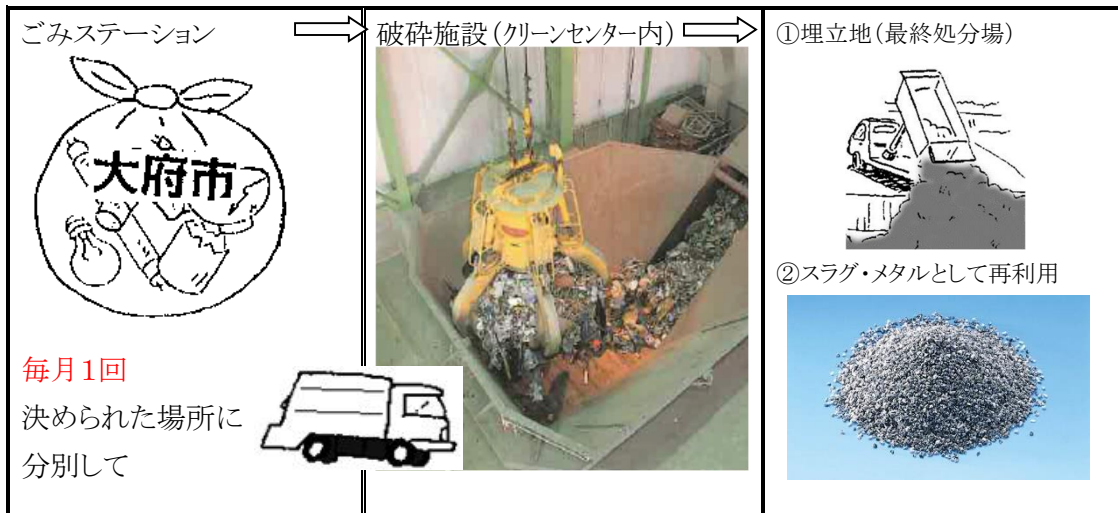
1. ごみ収集・処理の現状

(1) ごみのゆくえ

①燃やせるごみ



②燃やせないごみ



③直接搬入ごみ

指定ごみ袋に入らないごみ(家具類など)については、一般廃棄物収集運搬許可業者へ搬入を依頼するか、個人で東部知多クリーンセンターへ直接搬入して処分する。処理は①・②と同様。

④資源

資源は回収業者の施設で品目ごとに選別・破碎・圧縮などの処理をし、再製品化・再利用を図る。

洗濯機(衣類乾燥機含む)、テレビ、エアコン、冷蔵庫(冷凍庫・冷温庫含む)の家電4品目については家電リサイクル法により、ごみとして処分することができない。家電小売店または収集運搬許可業者に引き取りを依頼するか、指定取引場所に直接搬入。

(2) ごみ・資源の実績

①家庭系ごみの排出量

(単位:t)

種別	R3 年度	R4 年度	R5 年度
燃やせるごみ	16,188	15,231	14,188
燃やせないごみ	745	611	429
直接搬入	1,052	1,019	1,043
資源	4,021	3,834	3,644
合計	22,006	20,695	19,304

※令和元年度からは、生ごみ分別モデル事業で回収した食品残渣も資源回収量に含んでいる。

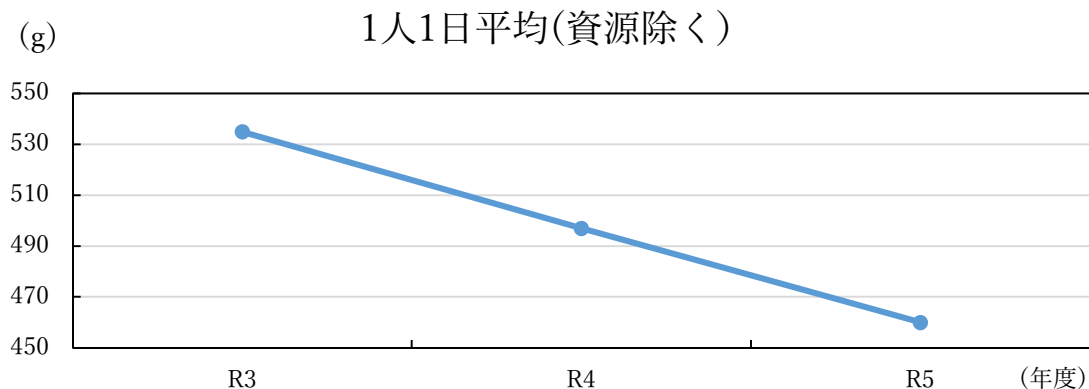
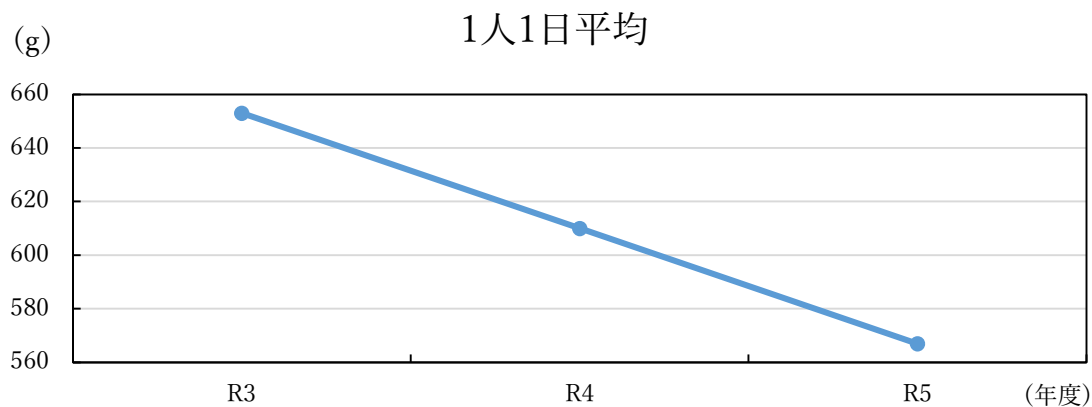
※合計値に合わせて適宜端数処理を行った。

(参考)

		R3 年度	R4 年度	R5 年度
<参考>	人口(人)	92,881	92,892	92,882
	1人1日平均(g)	653	610	567
	※資源除く	535	497	460

(人口は各年度末現在)

令和5年度の1人1日あたりのごみ排出量を令和4年度と比較すると、43g減少している。また、総排出量から資源を除いた場合も37g減少しており、1人1日あたりのごみ排出量が減っている。



②ごみ処理にかかる経費

項目	ごみ処理にかかる経費			1t当たり
	(委託料)	(組合負担金)	計	
経費 (千円)	231,000	778,642	1,009,642	64,472(円)

③指定ごみ袋 1枚あたりの処理費

指定ごみ袋のサイズ	大(45ℓ)	中(30ℓ)	小(20ℓ)
1枚の概算処理費(令和5年度実績)	290円	193円	128円

(3)最終処分場の状況

焼却灰や破砕処理後に残ったごみを最終的に埋め立てしている場所が最終処分場である。大府市で発生したごみは、東部知多クリーンセンターで破砕・焼却等の中間処理をした後、最終処分場で埋め立てている。

- ①東部知多衛生組合:平成 20 年 8 月に葭野最終処分場が廃止になり、平成 27 年度に大東最終処分場が供用開始した。
- ②衣浦港 3 号地:愛知県が中心となり武豊町沖に広域処分場を整備し、平成 23 年 3 月から焼却灰を搬入していた。東部知多クリーンセンターの焼却施設が新しくなった平成 31 年 3 月からは焼却飛灰を搬入している。



2 ごみ減量の推進

近年、わたしたちは大量生産・大量消費を繰り返してきた。それに伴い大量廃棄も行われてきたが、ごみの減量化は地球規模のテーマであり、個人個人でごみの減量化に努めていくことが持続可能な循環型社会の構築につながる。

今までのライフスタイルを急激に変えていくのは難しいが、まずはごみの減量化の第一歩として、分別をきちんと行うことが必要である。

(1)分別の効果

- ①リサイクルの推進により、限りある資源を有効に活用することができる。
- ②収集・処理作業の効率化・安全化を図ることができる。
- ③最終処分場の延命化を図ることができる。
- ④ごみを出す側のモラルの向上を図ることができる。

(2)分別の方法

- ①ごみと資源に分ける。
- ②ごみは燃やせるものと燃やせないものに分ける。
- ③資源は品目ごとにそれぞれ分けて排出の前処理をする。

(3)指定ごみ袋の活用

ごみの減量化・分別を進めるための一つの施策として、半透明のごみ袋を指定袋として活用している。ごみ袋の中身が概ね確認できるので、ごみを出す側のモラル向上を図ることができるほか、収集する側も内容を確認しながら作業できるため、収集作業効率の向上と危険(火災、負傷等)の回避にも有効である。

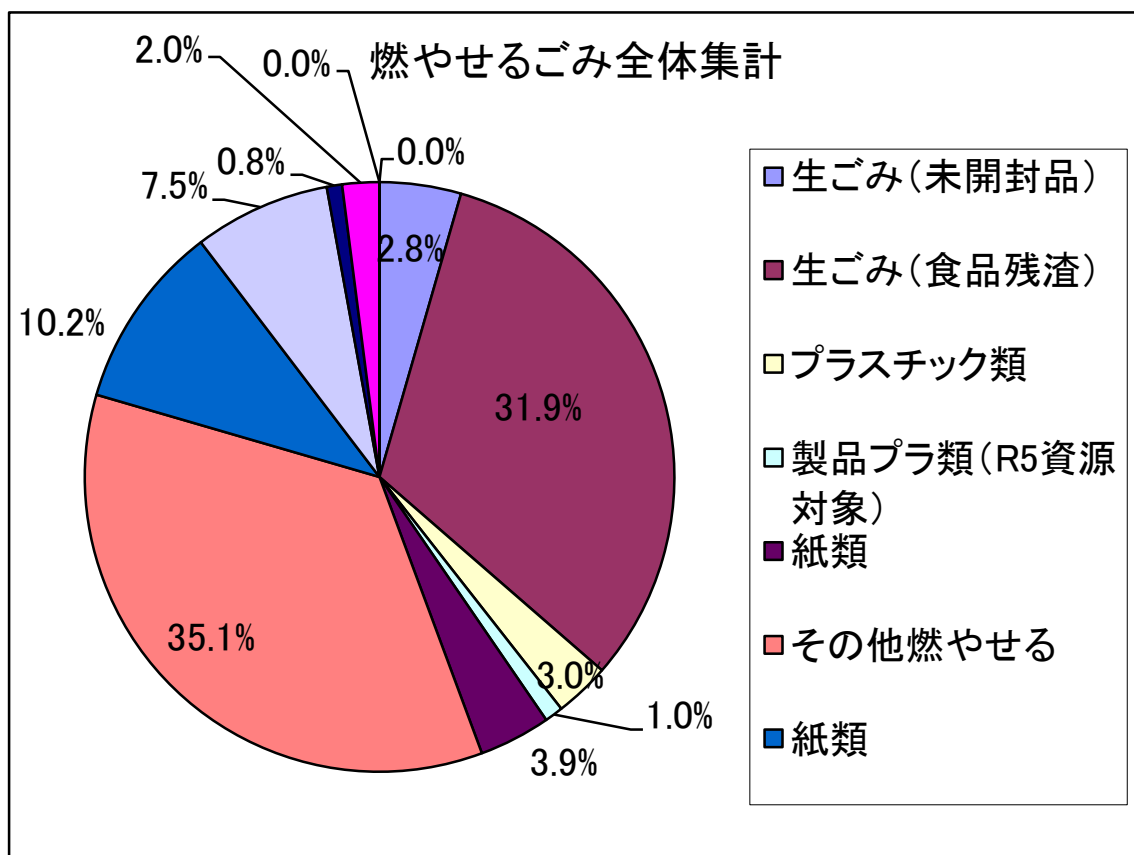
※指定ごみ袋以外の袋でごみを出された場合や、指定ごみ袋でごみを出されても分別がされていなかったり、縛っていなかったり排出のルールが守られていない場合は警告シールを貼り、収集しないようにしている。

(4)ごみステーションの分散化

指定ごみ袋の活用とともに、ごみステーションの衛生面向上のため、収集日を守らずにごみを捨てる、十分に分別せずにごみを捨てるなどの事例があった不良ごみステーションの分散化(約 10 世帯/箇所)をすすめている。ごみステーションが身近になることにより、不法投棄の防止とごみ出しのマナー向上を図ることができる。

(5)生ごみ減量化対策

令和5年 12 月に東部知多クリーンセンターにおいて、燃やせるごみのごみ組成調査を実施した結果、下図のとおり燃やせるごみに含まれる生ごみの重量割合は 34.7%であった。



家庭の生ごみをたい肥化し利用することにより、生ごみの大幅な減量化を図ることができる。そのため大府市では、生ごみたい肥化容器(コンポスト容器・その他たい肥化容器)を購入された方に補助金を交付している。

①コンポスト

底部がなく、土中の微生物の活動を利用して生ごみを分解し、たい肥化する容器で、1 基当たり 3,000 円を上限(1 世帯当たり 2 基まで)として購入費を補助している。

②その他たい肥化容器

アスパ(発酵合成型有機肥料)の利用により生ごみを分解してたい肥化する、水抜きが可能な密閉容器で、1 基当たり 3,000 円を上限(1 世帯当たり 2 基まで)として購入費を補助している。毎月 15 日から月末まで、アスパを市役所、各公民館、石ヶ瀬会館にて配布している。

平成 27 年8月にオオブユニティ(株)の横根バイオガス発電施設が稼働した。この施設では生ごみをメタン発酵処理し、クリーンエネルギーとして再生利用することができる。令和元年度から市の生ごみ減量化対策として、対象の地域を設定し、家庭系の生ごみの分別収集を行っている(生ごみ分別収集事業)。

3 資源の有効活用



(1)資源回収

限りある資源を有効に活用するためには、資源の再利用が必要不可欠である。

大府市では、昭和 54 年から資源の分別回収事業を行っている。

回収した資源は、品目ごとに選別・破碎・圧縮などの処理を行い、再製品化・再利用を行っている。

①回収品目

区分	分類	内容
プラスチック類	資源となるプラスチック類	プラスチック製容器包装+  プラスチック製品 (指定 20 品目)
	ペットボトル	右図の表示がある  飲料用容器
金属類	アルミ	飲料缶、缶類、鍋、釜、フライパン、やかん
	スチール	飲料缶、缶類、鍋、釜、フライパン、やかん
	スプレー缶	カセットボンベ、殺虫スプレーなど
びん類	生きびん	ビールびん、一升びん
	その他びん	飲料・食品・化粧品などのびん
紙類	ダンボール	
	新聞紙(折込みチラシ含む)	
	その他の紙類	雑誌、包装紙、厚紙など
	紙パック	1L または 500mL の紙パック
衣類	衣類	布でできた衣服

※平成 28 年 2 月から、新たな回収品目としてスプレー缶を加えた。

※平成 30 年 4 月から、やかんを新たに資源として回収している。

※令和 5 年 4 月から、プラスチック製品(指定 20 品目)を新たに資源として回収している。

②回収場所(資源回収ステーション)

●地域の資源ステーション

地域で当番制による準備・片付けなどの管理をしている。

資源回収ステーションを新設する場合は環境課との協議が必要。(約 30 世帯で 1 か所の割合を目安)

●公共資源ステーション

一部の公民館、アピタパワー・マックスバリュ・ドミーなどの一角で回収している。地域のステーションに都合により出せなかった場合などに利用できる。(市内 8 か所)

(2)その他の資源物

①使用済乾電池回収

乾電池(マンガン・アルカリ・コイン型リチウム電池など)は、燃やせないごみとして処理するのではなく、市内公共施設など 69 か所に設置した回収ボックスで回収している。充電電池・ボタン型電池は家電量販店へ持ち込む。

②水銀式体温計

水銀式体温計を捨てる際は、市役所環境課または各公民館へ持ちこむ。

③使用済小型電子機器

デジタルカメラ、携帯電話、パソコン(ノートブック型、デスクトップ型)などは市内の各公民館、石ヶ瀬会館、市役所で回収している。

(3)回収量

時代に合わせて回収品目を増やしてきたが、回収量は近年減少傾向にあり、令和4年度と比べると、令和5年度は約88t減少している。

(単位:t)

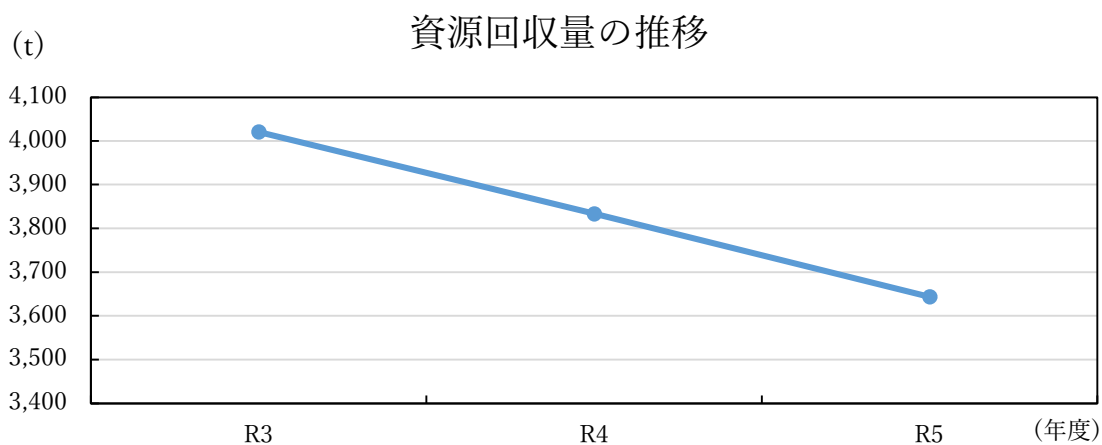
種別	R3年度	R4年度	R5年度
紙類・衣類	1,994	1,908	1,684
金属類	176	174	168
びん類	585	504	507
ペットボトル	178	183	177
資源となるプラスチック類	352	364	506
乾電池	18	18	18
小型家電	14	11	11
新聞販売店自主回収量(民間)	649	612	573
リネットジャパン(株)回収量(民間)	3	3	5
食品残渣※1	52	57	97
回収量合計※2	4,021	3,834	3,746

※1 前述の生ごみ分別収集モデル事業で回収したもの

※2 端数処理のため、106 ページに記載の資源の排出量合計とは異なっている年度がある。

<参考>	R3年度	R4年度	R5年度
資源回収等委託料(千円)	133,755	136,421	185,359
報償金交付額(千円)※市→地域	10,770	10,356	9,399

※自治体交付分を除く



〈 資 料 〉

大 府 市 環 境 基 本 条 例

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

3 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市の健康で快適な環境が、現在の世代の市民のみならず、将来の世代の市民に継承されるべきものとして、行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない人と自然とが共生できる社会を構築することを目的として、すべての日常生活及び事業活動において行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であることにかんがみ、市民、事業者及び市がそれぞれ自らの課題であることを認識して、積極的に推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、環境の保全及び創造について関心を持つとともに、環境の保全及び創造について理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに自然環境及び良好な生活環境の保全及び創造に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境の適正な保全及び創造に努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、自然環境及び良好な生活環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(主体間の協働)

第7条 市民、事業者及び市は、それぞれの役割を果たすとともに、対等な立場で協働して環境の保全及び創造に関する施策の推進に努めるものとする。

(大府市環境基本計画)

- 第8条** 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大府市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方針
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項
 - 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大府市環境審議会の意見を聴かななければならない。
 - 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(公害防止に関する施策)

- 第9条** 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のために、公害の防止に関し、必要な施策を講ずるものとする。

(開発行為等に関する施策)

- 第10条** 市は、不良な生活環境の出現を未然に防止し、及び環境の良好な住宅地の開発を促進するために、必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市は、土地の区画又は形質を変更する開発行為等により、自然及び良好な生活環境又は歴史的及び文化的な遺産の保存が阻害されることのないように、必要な施策を講ずるものとする。

(自然環境に関する施策)

- 第11条** 市は、緑(樹林、樹木、農地、草花等をいう。以下この項において同じ。)が有する環境の保全及び創造における機能を重視し、人と自然との豊かなふれあいを確保するために、緑の保護育成及び緑化推進に関し、必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市は、河川、ため池等の水環境を保全し、及び創造するために、必要な施策を講ずるものとする。
 - 3 市は、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるように、必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境に関する施策)

- 第12条** 市は、市民の快適な生活を確保するために、環境の美化及び清潔な生活環境の保全に関し、必要な施策を講ずるものとする。

(廃棄物の減量等に関する施策)

- 第13条** 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、必要な施策を講ずるものとする。

(資源及びエネルギーに関する施策)

- 第14条** 市は、環境への負荷の低減を図るために、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効活用に関し、必要な施策を講ずるものとする。

(地球温暖化の防止等に関する施策)

- 第15条** 市は、地域の環境への負荷の積重ねが、地球全体の環境に影響を及ぼす問題の要因とななることを踏まえ、地球温暖化の防止等に関し、必要な施策を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、環境の保全及び創造に関する学習の推進について、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供等)

第17条 市は、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるために、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第18条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第19条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(大府市環境審議会)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、この条例の目的達成に必要な事項を審議するため、大府市環境審議会を設置する。

2 前項に定めるもののほか、大府市環境審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(大府市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正)

2 大府市緑の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和48年大府市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「大府市環境基本条例(昭和48年大府市条例第7号)第8条」を「大府市環境基本条例(平成21年大府市条例第1号)第11条第1項」に改める。

(大府市あき地の環境保全に関する条例の一部改正)

3 大府市あき地の環境保全に関する条例(昭和48年大府市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「大府市環境基本条例(昭和48年大府市条例第7号)第9条」を「大府市環境基本条例(平成21年大府市条例第1号)第12条」に、「はかり、あわせて」を「図り、併せて」に改める。

環境基準・規制基準

1. 大気汚染に係る環境基準及び規制基準

① 環境基準

物質名	環境基準 ()内告示日	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭48.5.16)	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高いほうから2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。 ただし、1日平均値が0.04ppmを越えた日が2日以上連続しないこと。 (昭48.6.12 環大企第143号)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭48.5.8)	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高いほうから2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m ³ 以下であること。 ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を越えた日が2日以上連続しないこと。 (昭48.6.12 環大企第143号)
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (昭53.7.11)	年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するものが0.06ppm以下の場合には環境基準達成されているものとする。 (昭53.7.17 環大企第262号)
光化学 オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。 (昭48.5.8)	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。 ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。 (昭48.6.12 環大企第143号)
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。 (平11.12.27) (基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ- パラ-ジオキシンの毒素に換算した値とする。)	—
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 (平21.9.9)	1年平均値及び1日平均値のうち98%値で評価する。 (平21.9.9 環水大総第0909090001号)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭48.5.8)	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高いほうから2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。 ただし、1日平均値が10ppmを越えた日が2日以上連続しないこと。 (昭48.6.12 環大企第143号)

- (注) 1. 1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を越える場合には評価対象としないものとする。
2. 長期的評価において、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
3. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

② 大気関係の規制基準

項 目	大 気 汚 染 防 止 法	県民の生活環境の保全等に関する条例
使用燃料の硫黄含有率の許容限度	0.8%以下 ※1	
硫黄酸化物排出に係るK値	3.5(1.75) ※2	3.5(1.75)
ばい煙発生施設のばいじん量	0.05～0.5g/Nm ³ (0.05～0.4)※3	0.1～0.8g/Nm ³
カドミウム及びその化合物	1.0	施設により0.4又は1.0
塩 素	30	30
塩 化 水 素	施設により80又は700	80
ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	1.0～20	1.0～20
鉛 及 び そ の 化 合 物	10～30	4.0～30
窒 素 酸 化 物	60～800	
硫 化 水 素		75
二 硫 化 炭 素		1,350
シアン及びその化合物		6.0
ホルムアルデヒド		7.0～30
ベンゼン		30～160
トルエン		380
キシレン		650
ノルマルヘキサン		350
シクロヘキサン		520
テトラクロロエチレン		300～680
トリクロロエチレン		300～540
メチルアルコール		260
酢酸エチルエステル		1,440
酢酸ブチルエステル		950
メチルエチルケトン		590
ジクロロメタン		200
アクリロニトリル		90
酸化エチレン		90
備 考		県民の生活環境の保全等に関する 条例施行規則付表第3・付表第4

(注) 硫黄含有率、K値、ばいじん量を除く項目の単位はすべてmg/m³で表示

(注) 規制値に範囲のあるものは施設により異なる。

※1 令別表第三の二第七号に掲げる区域

※2 ()内は、特別排出基準

※3 ()内は、法第4条2項に基づく上乘せ

2. 水質汚濁に係る環境基準及び規制基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	当該水域	備考
カドミウム	0.003mg/L以下	全 公 共 用 水 域	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準については最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>
全シアン	検出されないこと		
鉛	0.01mg/L以下		
六価クロム	0.05mg/L以下		
ヒ素	0.01mg/L以下		
総水銀	0.0005mg/L以下		
アルキル水銀	検出されないこと		
P C B	検出されないこと		
ジクロロメタン	0.02mg/L以下		
四塩化炭素	0.002mg/L以下		
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下		
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下		
チウラム	0.006mg/L以下		
シマジン	0.003mg/L以下		
チオベンカルブ	0.02mg/L以下		
ベンゼン	0.01mg/L以下		
セレン	0.01mg/L以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下		
ふっ素	0.8mg/L以下		
ほう素	1mg/L以下		
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		

② 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川

ア 河川(湖沼を除く)

類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25 mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU /100mL 以下	境川流域
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50 mg/L 以下	5mg/L 以上		
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100 mg/L 以下	2mg/L 以上		
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと	2mg/L 以上		

(注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2. 水道 1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級: 前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級: 特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 湖 沼

(天然湖及び貯水量1000万 m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

(ア)

類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU /100mL 以下
A	水道2・3級 水産2級 水浴及びB以 下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100mL 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15 mg/L 以下	5mg/L 以上	
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	

(注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2. 水 道 1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2,3 級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水 産 1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

〃 3級: コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級: 薬品注入による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環 境 保 全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1級 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2級及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3級 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

(注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2. 水道 1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3. 水産 1級: サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種の及び水産3種の水産生物用

〃 2級: ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

〃 3級: コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(2)海 域

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保 全及びB以 下の欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下	検出されない こと
B	水産2級 工業用水及 びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上		検出されない こと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上		

(注)1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2. 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

③ 工業排水規制基準(衣浦湾、境川等水域に係る上乘せ排水基準)

工場 又は 事業所	業種	項目及び許容限度(単位1Lにつきmg)							
		生物化学 的酸素 要求量 (BOD)	化学的 酸素 要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	ホルマリン		フェノ ール	銅	
					鉍油	動植物油			
下 区 水 域 内 処 理	全業種	25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1	
	サ ー ビ ス 農 業 又 は 畜 産 業	1日当りの平均的な 排水の量が50m ³ 以上のもの	130 (110)		160 (120)				
既 設 の 工 場 又 は 事 業 場	食 品 製 造 業	1日当りの平均的な 排水の量が20m ³ 以上 50m ³ 未満のもの	160 (120)		200 (150)				
		味噌、醤油又は 水あめの製造業	120 (100)	120 (100)	90 (70)		10		
	飲 料 製 造 業	パン若しくは菓子の 製造業又は製めん業	80 (60)		80 (60)		10		
		清酒製造業	30 (20)		30 (20)		10		
		蒸り酒製造業	120 (100)		90 (70)				
	製 造 業	蒸り酒製造業	160 (120)	160 (120)	70 (50)		10		
		その他	60 (50)	60 (50)	70 (50)		10		
		動植物油脂製造業	40 (30)		80 (60)		20		
		でん粉又は化工でん粉の 製造業	80 (60)	80 (60)	90 (70)		5		
	紡 績 業	冷凍調理食品製造業	50 (40)		70 (50)		10		
		その他	60 (50)	60 (50)	70 (50)		10		
		洗毛施設を有するもの	120 (100)		180 (150)				
	製 品 製 造 業	その他	100 (80)	100 (80)	100 (80)		10		
		染色整理業	50 (40)	50 (40)	50 (40)		10		
		一般製材業、木材チップ製造業、 合板製造業又はパーティクル ボード製造業	70 (50)	70 (50)	90 (70)			1	
		新聞業、出版業、印刷業 又は製版業	25 (20)		30 (20)				1
	工 業 化 学	発酵工業		90 (70)	70 (50)		5		
		その他	60 (50)	60 (50)	40 (30)	3		1	
	製 窯 業 又 は 土 石 製 品 製 造 業	電気用陶磁器製造業	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2			
		その他	25 (20)	25 (20)	150 (120)	2			
製 造 業	鉄鋼業	25 (20)	25 (20)	40 (30)	2		1	1	
	非鉄金属製造業、金属製品 製造業又は機械器具製造業 (武器製造業を含む。)	25 (20)	25 (20)	30 (20)				1	
	水道施設、工業用水道施設 又は自家用工業用水道の施 設を有するもの	25 (20)		30 (20)					

工場 又は 事業所	業 種	(項目及び許容限度(単位1Lにつきmg))							
		生物化学的 酸素 要求量 (BOD)	化学的 酸素 要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	ホルマリン		フェノ ール	銅	
					鉍 油	動植物油			
既 設 の 工 場 又 は 事 業 場	酸若しくはアルカリによる 表面処理施設を有するもの 又は電気メッキ施設を有するもの	25 (20)	25 (20)	30 (20)				1	
	旅 館 業	90 (70)	90 (70)	90 (70)					
	病 院	40 (30)		90 (70)					
	と畜業又は死亡獣畜取扱業	80 (60)		80 (60)					
	地 方 卸 売 市 場	50 (40)		70 (50)		10			
	自動車分解整備事業場の用 に供する洗浄施設(自動式車 両洗浄装置を除く)を有するもの	50 (40)		70 (50)					
	自動式車両洗浄施設を有するもの	30 (20)	25 (20)	70 (50)					
	科学技術に関する研究、試験、 検査又は専門教育を行うもの	40 (30)		90 (70)					
	一般廃棄物処理施設である 焼却施設を有するもの	40 (30)		50 (40)					
	産業廃棄物処理施設を有するもの	25 (20)		30 (20)	3		1	1	
	し尿処理施設を有するもの	(30)	(30)	(70)					
下水道終末処理施設を有するもの	25 (20)		90 (70)						
新 設 の 工 場 又 は 事 業 場	処 理 区 域 内 下 水 道	全 業 種	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	1	1
	そ の 他 の 地 域 に 所 在 す る もの	全業種〔畜産農業及びサービス業 (豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る)旅館業、し尿 処理施設を有するもの並びに 下水道終末処理施設を有する ものを除く。〕	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	1	1
		畜産農業又はサービス業 (豚房施設、牛房施設又は馬 房施設をその業の用に供する ものに限る。)	90 (70)	90 (70)	100 (80)				
		旅 館 業	40 (30)	40 (30)	70 (50)				
		し尿処理施設を有するもの	40 (30)	40 (30)	80 (60)				
		下水道終末処理施設を有するもの	25 (20)	25 (20)	70 (50)				

- ※ 1. ()は日間平均値
2. 溶解性鉄、溶解性マンガン含有量は略
3. 既設の工場は50m³/日、新設の工場は20m³/日から県事務所に届出が必要になる
4. 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水について適用する

3. 騒音に係る環境基準及び騒音・振動に係る要請限度と規制基準

① 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準」が平成24年3月30日付(環境庁告示第54号)で改正された。これに伴い愛知県告示及び大府市告示により次表のとおり環境基準値及び当該地域が定められた。

地域の類型		A		B		C	
		一般地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	一般地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	一般地域	車線を有する道路に面する地域
基準値	昼間	55dB以下	60dB以下	55dB以下	65dB以下	60dB以下	65dB以下
	夜間	45dB以下	55dB以下	45dB以下	60dB以下	50dB以下	60dB以下
当該地域		騒音規制法第3条第1項の指定の地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域。		騒音規制法第3条第1項の指定の地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域。		騒音規制法第3条第1項の指定の地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域。	
備考		1. 本環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 2. 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。					

(注) 基準値の欄における時間の区分については、本県の場合、昼間が「午前6時から午後10時まで」、夜間が「午後10時から午前6時まで」とそれぞれ定められている。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、道路に面する地域の基準にかかわらず、特例として次の基準が定められている。

昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内の基準(昼間45dB以下、夜間40dB以下)によることができる。	

(注) 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、自動車専用道路の各道路端から2車線以上の道路では15メートルの範囲、2車線を超える道路では20メートルの範囲のことをいう。

② 自動車騒音の要請限度

平成12年4月1日より施行

地域の類型		A		B		C
		1車線の車線を有する道路に面する地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	1車線の車線を有する道路に面する地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	車線を有する道路に面する地域
時間の区分	昼間	65dB以下	70dB以下	65dB以下	75dB以下	75dB以下
	夜間	55dB以下	65dB以下	55dB以下	70dB以下	70dB以下
当該地域		騒音規制法第3条第1項の指定の地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域。		騒音規制法第3条第1項の指定の地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域。		騒音規制法第3条第1項の指定の地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域。
備考		1. 本環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 2. 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。				

(注) 時間の区分については、本県の場合、昼間が「午前6時から午後10時まで」、夜間が「午後10時から午前6時まで」とそれぞれ定められている。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、道路に面する地域の基準にかかわらず、特例として次の基準が定められている。

昼 間	夜 間
75dB 以下	70dB 以下

(注) 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、自動車専用道路の各道路端から2車線以上の道路では15メートルの範囲、2車線を超える道路では20メートルの範囲のことをいう。

③ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	I	II
基準値	70dB 以下	75dB 以下
当該地域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居 地域、準住居地域、都市計画区 域で用途地域の定められていな い地域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域
	東海道新幹線の路線の中心線から左右両側にそれぞれ400 mまでの地域(鉄けた橋梁及び坂の坂トンネルは別の定める 地域。)ただし、東海道新幹線敷地、河川敷及び工業専用地 域を除く。	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本環境基準は午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用する。 2. Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であっても通常の生活を保全する必要がある地域とする。 	

④ 特定工場等の規制基準

地域の区分			時間の区分	騒音(dB)			振動(dB)	
				昼間	朝夕	夜間	昼間	夜間
騒音規制法	振動規制法	条例	8~19	6~8 19~22	22~6	7~20	20~7	
第一種区域	第一種区域	1	45	40	40	60	55	
		第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域 及び第二種中高層住居専用地域						
第二種区域	第二種区域	2	50	45	40	65	55	
第一種区域		第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域						
第三種区域	第二種区域	1	65	60	50	65	60	
								近隣商業地域、商業地域、 準工業地域
第四種区域	第二種区域	2	70	65	60	70	65	
								都市計画区域で用途地域の定められていない地域
			75	75	70	75	70	
			工業専用地域					
			60	55	50	65	60	
			その他の地域					

(注) 条例においては、都市計画区域で用途地域の定められてない地域は、その他の地域に含まれる。

- 備考 (1) 騒音関係では、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域、工業地域、工業専用地域、その他の地域内、振動関係では工業地域及び工業専用地域の学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び幼児保連携型認定こども園等の敷地の周囲50mの範囲内の基準は、上の表から5dBを減じた値とする。
- (2) 工業地域及び工業専用地域と第一種住居専用地域、第二種住居専用地域又は住居地域に接する工業地域又は工業専用地域内の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は、上の表の値から5dBを減じた値とする。

⑥ 深夜営業騒音に対する県民の生活環境の保全等に関する条例の規制

(1) 騒音の規制基準の遵守(条例第49条)

愛知県下では、午後10時から翌日の午前6時までの間、営業所の敷地境界において次に掲げる規制基準を超える騒音を発生させてはならない。

対 象 営 業	飲食店営業、喫茶店営業、ガソリンスタンド営業、液化石油ガススタンド営業、ボーリング場営業、バッティングセンター営業、ゴルフ練習場営業、テニス場営業、遊泳場営業、アイススケート場営業、カラオケボックス営業		
規 制 基 準	第一種低層住居専用 地域、第二種低層住 居専用地域、第一種 中高層住居専用地域 第二種中高層住居専 用地域、第一種住居 地域、第二種住居地 域及び準住居地域	40dB	イ 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域内に所在する病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、又は特別養護老人ホームの周囲50mの基準は左表の値からそれぞれ5dBを減じた値とする。 ロ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該(イの適用区域は除く。)接する境界線から50mの範囲内の基準は、左表の値からそれぞれ5dBを減じた値とする。(イの適用区域は除く。)
	近隣商業地域・商業 地域及び準工業地域	50dB	
	工 業 地 域	60dB	
	工 業 専 用 地 域	70dB	
	そ の 他 の 地 域	50dB	

(2) 深夜における音響機器の使用制限(条例第50条、条例施行規則第57条)

愛知県下では、深夜における騒音の防止を図る必要がある区域において、午後11時から翌日の午前6時までの間、次に掲げるとおり音響機器を使用してはならない。

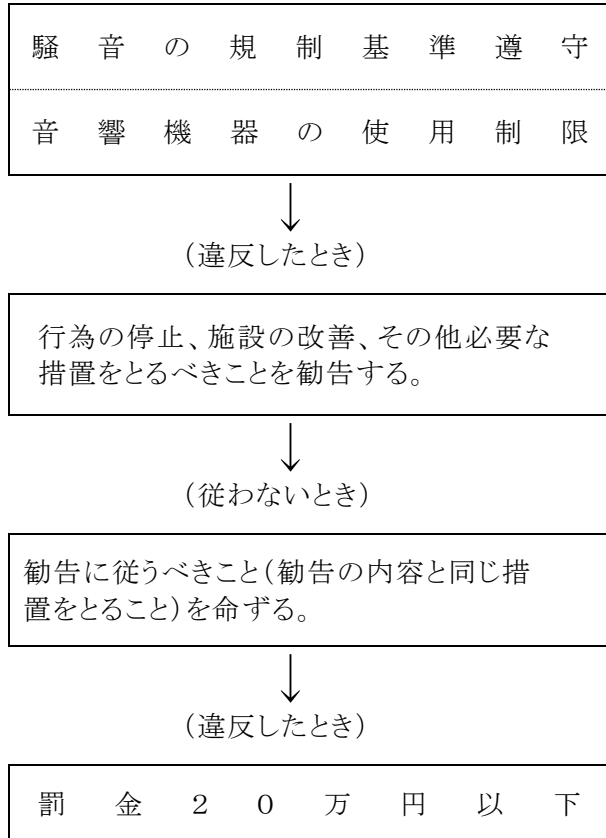
対 象 営 業	飲食店営業・喫茶店営業・カラオケボックス営業
区 域 の 区 分	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
音 響 機 器	<ul style="list-style-type: none"> ・カラオケ装置(伴奏音楽等を収録したビデオディスク、磁気テープ等を再生し、これにあわせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置を言う。) ・音響再生装置(ステレオ、ジュークボックス等) ・楽器 ・拡声装置 ・有線ラジオ放送受信装置
使用禁止時間	午後11時～翌日午前6時

なお、営業所内の音響機器から発する音が外部に漏れない場合、この制限を受けない。

(3) 利用者の義務(条例第51条)

飲食店営業等の利用者は、その利用に伴い発生する騒音により、周辺の生活環境を損なうことのないようにしなければならない。

(4) 罰則など(条例第100条第1項、第2項、第112条)



4. 悪臭の規制基準(臭気指数規制)

悪臭の規制としては、政令で指定された特定悪臭物質の濃度による「物質濃度規制」と、人の嗅覚を用いて算定させた臭気指数による「臭気指数規制」があり、大府市では平成20年4月1日から「臭気指数規制」を導入している。

「臭気指数」とは、気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であって、人間の嗅覚でその嗅覚を感知することができなくなるまで気体又は水で希釈した場合の希釈倍数(臭気濃度)を基礎として次のとおり定められている。

$$\text{「臭気指数」} = 10 \times \text{Log(臭気濃度)}$$

1 敷地境界線の規制基準(1号規制)

敷地境界線の規制基準は、気体排出口と排水の規制基準の基礎となる基準で、敷地境界線から外側の概ね10m以内の地点の地上2m以内で採取する。

臭気指数の許容限度として次のとおり定めている。

区分	1種地域	2種地域	3種地域
規制基準	12	15	18

※ 臭気指数12の臭気とは、それを無臭の空気(又は水)で16倍に希釈すると、ほとんどの人が臭いを感じられなくなることを表す。

臭気指数15の臭気とは、それを無臭の空気(又は水)で32倍に希釈すると、ほとんどの人が臭いを感じられなくなることを表す。

臭気指数18の臭気とは、それを無臭の空気(又は水)で64倍に希釈すると、ほとんどの人が臭いを感じられなくなることを表す。

備考 大府市の場合、第1種地域は工業専用地域以外の市街化区域、第2種地域は市街化調整区域、第3種地域は工業専用地域を指す。

2 気体排出口の規制基準(2号規制)

規制基準は、悪臭防止法施行規則第6条の2で定める方法により敷地境界線の規制基準を基礎に算出される。この規制基準は、気体排出口から拡散した臭気の敷地境界外の最大着地濃度が敷地境界線の規制基準を超えないよう定められている。

臭気の大気拡散の状況を考慮して、排出口の高さが15m未満と15m以上の施設に分けて規制基準を設定している。

① 気体排出口の高さが15m未満の場合

排出ガスの流量を測定しない簡易な方法を用い算出された臭気指数の基準が設けられている。

② 気体排出口の高さが15m以上の場合

建物の影響による拡散場の乱れを考慮した大気拡散式を用い、算出された臭気排出強度(臭気濃度に排出ガス流量を乗じたもの)の基準が設けられている。

$$\text{臭気排出強度} = \text{臭気濃度} \times \text{排出ガス流量(m}^3\text{N/分)}$$

3 排出口からの排水中における規制基準(3号規制)

規制基準は、排水から拡散した臭気の水面1.5mの高さでの最大濃度が、敷地境界線の規制基準を超えないよう次のとおり定めている。

単位: 臭気指数

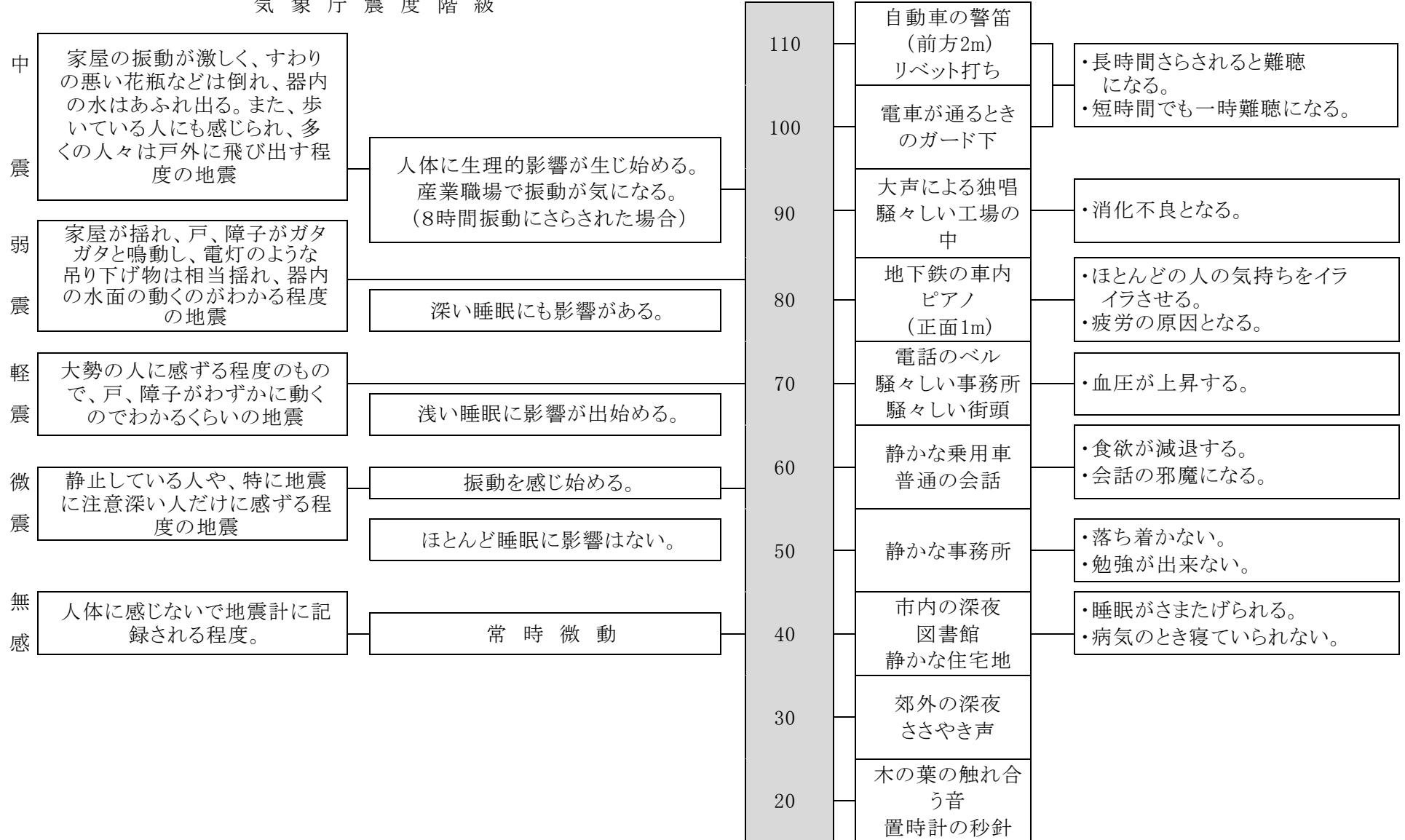
区分	1種地域	2種地域	3種地域
規制基準	28	31	34

(注) 3号基準 = 1号基準 + 16

振動(dB) 人への影響

大きさ 騒音(dB) 人への影響

気象庁震度階級



用語の説明

○硫黄酸化物(SO_x)

硫黄と酸素の化合物で、石炭、石油等の硫黄分を含む燃料の燃焼により発生する。無色、刺激臭の有毒気体で、水に溶けやすく、高濃度では目の粘膜を刺激し、呼吸機能に影響を及ぼし、また金属を腐食させたり、植物を枯らせたりすると言われている。

大気汚染防止法に定める「ばい煙」の一種で、K値規制や総量規制によりその排出が規制されているほか、燃料使用基準により燃料中の硫黄分が規制されている。→光化学スモッグ

○一酸化炭素(CO)

炭素含有物が不完全燃焼したときに発生する空気より少し軽い無色無臭の有毒ガスで、体内に吸収されると血液中のヘモグロビンと結びつき、血液の酸素運搬力を弱め中枢神経を麻痺させたり、貧血症をおこしたりする。

○化学的酸素要求量(COD, Chemical Oxygen Demand)

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に、消費される酸素の量で表される数値である。水の汚濁を表す指標の一つで、数値が高いほど汚濁が高いことを示す。→DO

○環境影響評価(環境アセスメント)

一定規模以上の事業を対象として、その事業の環境に及ぼす影響の程度を事前評価する事をいい、環境への悪影響を防止し、また制御する目的として実施される。

○環境基準

環境基本法第16条第1項で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と規定されている。この規定に基づいて政府が定める環境上の基準のことをいう。環境基準は維持されることが望ましい基準であり、行政上の目標数値である。

○公害

環境基本法第2条第3項で次のように定義されている。「公害とは、環境の保全上の支障のうち事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することも含む)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く)及び悪臭によって人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む)に係る被害が生ずることをいう。」

この7公害は通常「典型7公害」と呼ばれている。近年、大気汚染及び典型7公害以外の苦情が増加する傾向にある。

○光化学オキシダント

汚染大気中の光化学反応で生じる酸化性物質の総称である。汚染大気中のNO_x、炭化水素及び大気中の酸素から複雑な化学反応によりつくられる。人体及び農作物に有害である。

○光化学スモッグ

大気中の硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素等のガス状物質が、強い日射を受けて光化学反応をおこし、共存する微細粒子を核として凝結することにより生成されたものをいう。人に対して目がチカチカする、のどが痛くなる等の影響を及ぼし、また植物の生育を阻害したり、ゴムをいためたりするといわれている。

→硫黄酸化物、光化学オキシダント、窒素酸化物

○降下ばいじん

大気中から、ばい煙、粉じんその他の汚染物質が、単独または雨水とともに降下したものである。大府市では、捕集ビンの上に漏斗を挿入した形の器具(デポジットゲージ)を用いて採取している。

○重金属

一般に比重が5以上の金属をいうが、その厳密な定義はない。水銀、カドミウム、亜鉛、銅、クロム、鉛などがあり、これらの大気、水質、土壌、食品などへの汚染を一般に重金属の多くは、生体内に蓄積されやすく、微量でも長時間吸入することによって、慢性的な影響が現れる。有機水銀による水俣病などが著名な例である。

○水素イオン濃度(pH, powers of Hydrogen)

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、溶液の酸性、アルカリ性の度合いを示す。pH7が中性でそれより低ければ酸性、高ければアルカリ性である。水道水としての望ましいpHは、6.5～8.5までの範囲であるといわれている。

○生活排水

私たちの日常生活にともなって排出される汚水で、浄化槽や台所の他、洗濯、風呂等から排出されるものをいう。最近では、河川や海の汚濁に占める生活排水の割合が、全体の半分以上を占めていると言われている。

○生活排水クリーン推進員

大府市では、平成3年度から生活排水クリーン推進員制度を設置し、市民の生活排水についての意識を高め、生活排水の対策を行っていただくよう活動している。現在4名の生活排水クリーン推進員が、さまざまな場所での啓発活動を進めている。

○生活排水対策重点地域

平成5年1月に豊明市、みよし市、東郷町とともに愛知県下3番目の生活排水対策重点地域に指定され、3市1町を流れる境川の浄化対策を進めている。平成6年度には公共下水道未整備地域に銅製ストレーナー(または銅製三角コーナー)を配布した。

○生物化学的酸素要求量(BOD, Biochemical Oxygen Demand)

水中の有機物が微生物により分解される際に消費される酸素の量で表される数値である。水の汚濁を表す指標の一つで、数値が高いほど汚濁が高いことを示す。→DO

○ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)の総称であり、物の燃焼等の過程で非意図的に生成する。塩素原子の位置により、PCDDには75種類、PCDFには135種類の異性体が存在し、その有害性はこれらの異性体の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1としたときの他の異性体の相対的な毒性を毒性等価係数(TEF)で示し、これを用いてダイオキシン類としての有害性を2,3,7,8-TCDDの当量(TEQ)で表現することが通例である。

○大腸菌数

大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出され、水のふん便汚染の指標として使われる数値をいう。大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlで、値が小さいほどヒトや動物からの排泄物による汚染が少ないといえる。

○地球温暖化

対流圏(地球をとりまく大気的最下層)内の二酸化炭素、フロンガス、メタン等の気体は太陽からの日射エネルギーをほぼ完全に透過させるが、逆に、地表から放出される赤外線を途中で吸収して宇宙空間に逃げるのを妨げることから、地上気温を上昇させる「温室効果」をもたらすとされている。

二酸化炭素等の濃度は産業革命以後増加の一途を辿り、このまま増え続ければ、地球の平均気温が100年後に約2度上昇し、約50cmの海面水位が上昇すると予想されている。

これにより日本全国の砂浜の大半が消失し、高潮等の被害を受けやすい地域が拡大するだけでなく、気候の変動に伴う異常気象が頻発するなど、農漁業に重大な影響を与えることが懸念されている。

○窒素酸化物(NO_x)

窒素と酸素の結びついた化合物のことをいう。大気の大気汚染物質として問題になるのは、一酸化窒素(NO)二酸化窒素(NO₂)である。燃焼時の高温下で空気中の酸素と窒素が化合して発生する。窒素を含む有機物の燃焼によっても発生する。発生源は工場、自動車、家庭等多岐にわたっている。

二酸化窒素は赤褐色の刺激性のある気体で、高濃度では目、鼻を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすといわれている。→光化学スモッグ

○75%水質値

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目(nは、日間平均値のデータ数)のデータ値をもって75%水質値とする。(0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

河川のBODや海域のCODについて、環境基準地点において、年間を通じて環境基準に適合していたか否かを判断する場合に、この75%水質値を使う。

○ナノグラム(ng)

1ナノグラムは10億分の1グラムである。

○ハイブリッド自動車

動力源としてエンジンとモーターを併用するもので、大気汚染物質の大気汚染物質の排出量がエンジンのみの場合よりも数割少ない。燃費は10%程度向上し、騒音も少なくなる。

○ピコグラム(pg)

1ピコグラムは1兆分の1グラムである。

○微粒子状物質(PM2.5)

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=1/1000000\text{m}=1/1000\text{mm}$)以下の小さな粒子のことで、 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子である浮遊粒子状物質(SPM)よりも小さな粒子である。PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

○ppm(part per million)

水の場合、約1L中の物質のmgを表し、大気の場合は 1m^3 中の 1cm^3 のガス濃度を表す単位で百万分の1を1ppmという。水溶液中の濃度では1ppmと1mg/Lはほぼ等しくなる。

体積比や重量比を表す単位で濃度や含有率を示すときに用いる。大気汚染物質濃度に関して使われるときは体積比を示す。百万分の1、例えば $1\text{m}^3(1,000,000\text{cm}^3)$ 中に 1cm^3 の物質が含まれている場合を1ppmという。

○浮遊物質(SS, Suspended Solids)

粒径2mm以下で水中に懸濁している不溶性の物質で水濁の原因となるものをいう。魚類のへい死や水生植物の光合成を妨害する等の作用がある。

○浮遊粒子状物質(SPM, Suspended Particle Matter)

大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。沈降速度が小さく、大気中に比較的長時間滞留し、気泡や肺胞に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。燃焼、製品加工、運搬等で発生する。($1\mu\text{m}=1/1000000\text{m}=1/1000\text{mm}$)

○粉じん

大気汚染防止法第2条の定義によれば、「物の粉砕、選別、その他機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質」のことを言うとして濃度は mg/m^3 で表される。

粉じんには特定粉じんと一般粉じんがあり、現在、石綿が特定粉じんに指定されている。一般粉じんは特定粉じん以外のものであり、一定規模以上の一般粉じんを発生する施設は「一般粉じん発生施設」として規制される。

○面的評価

面的評価とは、幹線を担う道路(国道・県道・4車線以上の市道)を一定区間ごとに区切った評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベル(LAeq)を推測し、環境基準を達成した戸数及び割合を把握するものである。

○溶存酸素(DO, Disolved Oxygen)

水中に溶解している酸素量のことを言い、単位は mg/L で表す。有機物等で汚濁されている水は、水中の微生物が有機物を酸素を消費して分解するためDOの値は低くなる。溶存酸素は河川等の自浄作用によって欠かせないものである。→BOD, COD